

会 議 録

会議の名称		令和3年度（2021年度）第1回つくば市行政経営懇談会		
開催日時		令和3年11月11日（木） 開会14時 閉会15時30分		
開催場所		つくば市役所5階庁議室（オンラインあり）		
事務局（担当課）		政策イノベーション部企画経営課		
出席者	委員	飯田委員、上平委員、佐藤委員、白倉委員、永田委員、星埜委員、堀委員、水谷委員、溝上委員		
	その他	中山スマートシティ戦略室長、中村係長		
	事務局	杉山政策イノベーション部次長、大越企画経営課長、沼尻企画経営課課長補佐、中村企画経営課課長補佐、岩橋係長、高橋主任、栗島主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	3人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 令和3年度（2021年度）つくば市行政経営懇談会について (2) 令和2年度（2020年度）つくば市市民参加取組状況報告について (3) つくばスーパーサイエンスシティ構想の現状について		
会議次第	1. 開会 2. 委員紹介 3. あいさつ 4. 座長等の選出 5. 議事 6. そのほか 7. 閉会			

○事務局 それでは、14時定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第1回つくば市行政経営懇談会を始めます。

座長が決まるまで、進行は事務局の方で務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今年度の当懇談会の委員についてですが、皆様にご就任のお願いをした際にもご説明させていただいた通り、前年度から継続したテーマを取り扱う関係上、前年度当懇談会の委員として、ご協力をいただいた皆様に引き続きお願いをさせていただいております。

それでは改めまして、今年度の委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

【委員紹介】

以上9名が今年度の行政経営懇談会委員の皆様です。お引き受けいただき、ありがとうございます。

委嘱状につきましては、机上に配布しておりますので、ご確認をお願いいたします。なお、本日オンライン参加の委員につきましては、後日郵送にてお届けいたします。よろしくお願いいたします。

ここで、副市長の松本から、皆様にご挨拶を申し上げます。

○松本副市長 副市長の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は大変お忙しい中、つくば市行政経営懇談会にご出席いただきましてありがとうございます。また、あわせて懇談会の委員をお引き受けいただきましたこと、お礼の方申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

本懇談会でございますが、効率的、効果的な行政運営のあり方について、有識者及び市民の皆様から、広くご意見いただきまして、市政運営に活用していくことを目指して設置しているものでございます。

昨年度の懇談会でございますが、市民参加に関する取組の課題と対策ということで、皆様からご意見とご提言をいただきました。また、あわせてスーパーシティ基本方針についてもご説明させていただきまして、ご意見をちょうだいしたところでございます。

今年度は昨年度の市民参加に関する取組の課題と対策を引き継ぎまして、今のコロナ対策にも通じるものとして、対面によらない市民参加の充実ということで、委員の皆様のご意見、ご提言をいただきたいと思っております。

五十嵐市政も「市民とともにつくる」をスローガンに掲げまして、市民に寄り添う、市民とともに活力ある地域づくりを目指して取り組んでいるところであります。市民参加の取組については、3年前から、本懇談会のご意見をいただきながら進めてきておりますので、今回も委員の皆様には忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、委員の皆様から簡単に、前年度の感想などを含めまし

て、お話しただければと思います。先ほどの紹介の順番でお願いしたいと思います。まず、委員からよろしく願いいたします。

【委員自己紹介等】

- 事務局 皆様、ありがとうございました。続きまして本日の出席者をご紹介させていただきます。

【事務局職員紹介】

どうぞよろしく願いいたします。

続きましてですが、次第の4番目になります。座長等の選出に移らせていただきます。今年度の行政経営懇談会を運営するに当たりまして、懇談会の座長を選出していただきたいと思います。座長の選出についてですが、行政経営懇談会設置要項第5条第1項の規定により、委員の互選により定めると規定しております。ご推薦も含めまして、ぜひ皆様のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。委員どうぞ。

- 委員 もし、事務局の方で案がありましたら、ご提示いただきたいのですけれども。

- 事務局 今、委員から事務局より何か推薦がないかということでご意見賜りましたので、事務局の方からご推薦の方上げさせていただきます。

事務局としましては、前年度から引き継ぎのテーマということもございしますので、前年度に引き続きまして、溝上委員を座長に推薦させていただきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

【異議なしとの声あり】

ありがとうございます。それでは溝上委員、今年度も座長として、どうぞよろしく願いいたします。

それではここで座長から一言ごあいさついただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

- 座長 はい。それでは僭越ながら、ご推薦いただきましたので、今年度も座長を務めさせていただきたいと思います。昨年度はうまく座長としての任を果たせたか甚だ疑問でありまして、今日、後から資料の説明もありますが、市民委員にアンケートをとると、座長がちゃんとやってなかったというようなご意見がいくつか散見されまして、私のことかしらとか、と思う部分もございましたので、ぜひ、皆さん積極的なご発言と、行き届かない点がございましたら遠慮なくご発言いただければと思いますのでどうぞよろしく願いします。

- 事務局 座長ありがとうございました。

お知らせいたします。大変申し訳ございませんが、副市長の松本は別の公務のため、ここで退席とさせていただきます。

では、座長は座長席にご移動をお願いいたします。

では、ここからの会議の進行ですが、行政経営懇談会設置要項に基づきまして座長に進行をお願いしたいと思います。座長よろしくをお願いいたします。

○座長 はい。それでは改めまして、でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。それではまず、本日の予定からお願いを申し上げます。本日の案件ですが、議事が3件となっております。

会議の公開・非公開につきましては、つくば市会議公開条例の非公開の会議に該当しませんため、公開で進めて参ります。

次に、本日の配付資料を確認したいと思います。次第に本日の配付資料一覧がありますので、ご確認ください。過不足のある場合は事務局までお知らせください。よろしいですか。それでは早速でございますが、まず次第の5議事に移ります。「(1) 令和3年度(2021年度)つくば市行政経営懇談会について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 【資料1について説明】

○座長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局から、今年度の協議内容として対面によらない市民参加の充実について、ご説明がございました。また、令和2年度市民つくば市民参加取組状況報告もあるということでご説明いただいたところですが、まず、協議内容につきまして、ご意見あるいはご質問等はございますか。

オンライン参加の委員、ございますか。

○委員 大丈夫です。

○委員 大丈夫です。

○座長 はい、ありがとうございます。私が聞くのもなんですが、一つは対面によらない市民参加活用の手引きを事務局が作られて、それをここで一つ揉むといいますか、議論して、修正して、3月に出す提言書の中にもそれを一部含めるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 はい、おっしゃる通りです。手引きの方に行政経営懇談会からの意見というような形で、提言をこちらに盛り込みたいと考えております。

○座長 ありがとうございます。すみません、確認ですが、手引きを作るのが今年の協議内容ではなくて、手引きは作るけど、そこにここでの意見を反映させるという理解で大丈夫ですか。

○事務局 おっしゃる通りです。手引きは事務局で作成して、次回以降に資料としてお出ししますので、それに対して、加えたほうがいい点であるとか、注目したほうがいい視点ですとか、そういったところでご意見いただければと思います。

○座長 はい。ありがとうございます。

○委員 よろしいでしょうか。

- 座長 はいどうぞ。
- 委員 手引きというのは、こういった形に使われるわけですか。市民に配布、それとも市役所内での手引きですか。
- 座長 お願いします。
- 事務局 手引きは、市役所職員が利用する目的の手引きを考えております。先ほど申し上げた通り、オンラインが苦手な方が参加する際のアプローチや、市の方でもまだまだ運営がうまくいかないというような課題がありましたので、オンライン会議を運営するときは、こういった点に気をつけましょうとか、また、オンラインが向かないような手法も中にはあると思いますので、そういった場合にどういう対応が代わりに考えられるかというようなところも手引きには盛り込んでいきたいと考えております。
- 委員 参加する市民に配るとか、そういう代物ではないということですね。
- 事務局 そうですね。市役所内部で使うものとして考えていただければと思います。
- 座長 他にいかがでしょうか。
- 委員 質問ですけれども、協議事項の最初のところで若い世代の参加者の拡大に向けて、昨年、私どもの方から、対面に重きを置かないオンライン会議やハイブリット形式という提言があったと。今年度はこの若い世代の参加者の拡大に向けてというのは含まれているのでしょうか。そうじゃなくて、全世代、全市民に向けて、対面に重きを置かないオンライン会議がハイブリット形式というところを考えていくべきなののでしょうか。そのあたりお聞かせください。
- 座長 はい、事務局お願いします。
- 事務局 若い世代に限らず、全市民に対してととらえていただいて、お願いできればと思います。
- 委員 はい、わかりました。
- 座長 他にいかがでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。それでは今年度の行政経営懇談会の協議内容につきましては、事務局案の通り、開催していくこととします。
- 続きまして、「(2) 令和 2 年度 (2020 年度) つくば市市民参加取組状況報告」について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 【資料 2 について説明】
- 座長 ありがとうございます。ただいま事務局からありました説明について、何か皆様の方からご意見やご質問等はございますか。はい。
- 委員 どうもいろいろとお世話様です。ありがとうございます。7 ページのパブリックコメントの人数と件数につきまして、ちょっとお伺いしたいのですが、例えば、つくば市社会福祉計画は 6 人に対して 61 件というふうに出て

いますが、この件数のカウントの仕方というのは、例えば、お一人の方が意見を3個出すと3件とするのか、それとも日にちを変えて出したことを入れているのか、どういうカウントの仕方をされているのかなと思ひまして。

○事務局 こちらのカウントの仕方についてですが、パブリックコメントは各部署の計画、いろいろな分野についてそれぞれ意見を聞くもので、お一人から計画などのうち3ヶ所について意見をいただければ、3件のご意見があったという形でカウントしています。人数と件数は別物と考えています。

○委員 それで増えるわけですね。当然のことながら。当然、同じ人が日にちを変えてもう1回出してくると、またそれはそれでカウントするのですね。

○事務局 そうですね。基本的に同じ方だった場合、人は増やしません、件数は増えるということになります。

○座長 他にいかがでしょうか。

○委員 同じような質問ですけど、市民募集のところで、この募集人数とか応募人数とかは延べ人数ということになりますでしょうか。幾つも申し込まれる方というのはどの程度いるのかなと思ひまして、その質問です。

○事務局 。募集は各審議会で行っておりますので、応募は審議会等ごとの応募者数ということで、延べ人数になります。重複している方もおりますが、審議会ごとにカウントしております。

○委員 具体的な数字は出ないかもしれませんが、やはりどの審議会にも応募していらっしゃる方というのはいるのでしょうか。感覚的な話でも結構なので、どういう感じなのかなど。その分野によって全く層が変わるのが、あるいは特定の関心層がいろいろなところに応募して、参加したいって言ってきているのか。その辺はどういう印象を持たれていますか。

○事務局 幅広い分野に興味をもって、複数の審議会の市民委員に応募されている方がある程度いらっしゃるの確かです。印象としては、そこまで多いわけではないです。

○座長 他にいかがでしょうか。

○委員 すみません。

○座長 どうぞ。

○委員 質問です。7ページのパブリックコメントの寄せられた意見の種類というので、計画等の修正や追記を求めるもの、計画等を実行する上での助言、市が実施している取組に対する要望ということで4種類あったかと思うのですが、その中で、計画等の修正の種類になったものだけ修正が行われたということなのか、それとも、いろいろな助言とか要望とか、そういった全体に対して修正を行ったのか、どちらなのでしょう。

○事務局 回答します。助言に対しての修正のみというわけではなく、いただいたご意見全体、それに関連して修正があったかどうかです。ですから、具

体的に条例などの案に対して、文言をこのように変えたほうがいいのではないかというご意見以外でも、いただいた意見に関連して修正が行われておりましたら、寄せられた意見への修正ということでカウントしております。

○委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

○座長 はい。委員、お願いします。

○委員 ありがとうございます。表5の市民委員応募者の年齢層のことなのですが、特に30代の方が二倍近くになっているのですけれども。これっていうのは、先ほどの説明で、例えばフルタイムで仕事を持っている方とかでも、参加したいって方が増えた可能性もあるのではないかということだったので、実際にフルタイムでお仕事していて、市民委員にも応募するという方も増えたのでしょうか。

○事務局 フルタイムの方なのかパートタイムなのかなど、応募者全員の勤務の形態まではこちらで把握してはおりません。ただ、採用されている方の中には、お仕事をされている方もいらっしゃいます。

○委員 ありがとうございます。もちろん、いろいろな方が参加できるというのがいいと思うのですが、フルタイムで仕事をしていて参加できるという形が増えてくればいいかな、と私個人的に思ったものですから。ありがとうございます。

○座長 とりあえず、表5は年代等、性別だけしか把握していないということではよろしいわけですね。

○事務局 はい。

○座長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

すみません。ちょっと私また一つ。11ページの課題の最後のIVの課題の最後の文章なのですが、これまでオンライン等の対面によらない市民参加を実施した課室等の状況を把握する手段がなく、庁内で情報の共有が進んでない状況であるというのが課題なのですが、これに対してどう解決されようとしていらっしゃるか、それともこれは今後の課題のままということなのか、ちょっと教えていただければ。

○事務局 まず、現状の把握については、先日、庁内に対して、令和2年度と3年度の現時点までの市民参加の状況というのを伺うアンケートをとっておりまして、そちらに関しては結果を庁内に展開して、うまくいっているものがあるので参考に、というような共有の仕方はしようと考えております。

○座長 課題を踏まえて、今、データを集めているということですかね。ありがとうございます。他に。

○委員 先ほど、年齢層のことで、令和元年は80歳以上が全体の10%近く、9.1%いたと。それで、令和2年はゼロになってしまったって。これは今後の課題にはならないですか。

○事務局　そうです。幅広い年代の方にご参加ということだと確かに。80歳以上の方の参加だけでなく、幅広い年代の参加というところに向けて取り組んでいく必要があるかなと思います。

○座長　よろしいですか。貴重なご指摘ありがとうございます。

○委員　すみません。11ページなのですが、課題のところ、私も気になった文言があって。最初に戻るのですが、職員のスキル不足という文言がありまして、これが課題だということなのですが。どんな感じのスキル不足だったのか。職員の方々ですかね。思うに、スキル不足というのは、スキルをつければレベルがアップするわけですよね。先ほど座長がおっしゃっていたように、苦勞しながら、一生懸命覚えればスキルアップするのですが、もう1年以上経っているので、そういうスキルアップには皆さん取り組まれているのではないかなと思うのですが、それが全体的にできていないのかどうか、ということなのですが、お聞かせいただければ。手引きを作るという前段となると思うのですが。

○事務局　ZOOM会議等を利用する機会も増えていきますので、単純に自身がオンラインで参加するという部分においてのみであれば、おそらく市役所の職員は支障ないのかなと思います。ただ、一方で、委員の皆様と一緒に会議を運営する、そして皆さんに理解をいただくという場合、支障なく会議運営を進める技術については、会議室内に設置するスクリーン等の機材や、参加している皆さんに音声を届ける上で音響の調整だったり、そういったところで、まだまだ慣れない部分というのは多々あります。それらも含めたスキル不足ということで書かせていただいております。

補足しますと、職員から上がっている声としましては、やはり、どうしても得意な職員、慣れている職員が会議の準備や運営をするようになってきますので、それ以外の職員がなかなか身につかないというようなところがありました。それから、先ほどYouTubeでのオンライン動画配信というの、お伝えしたのですが、動画の作成は、専門的な技術も必要となりますので、全員がそれなりに使えるような状態ではない、というところがあります。また、部署によって使える人に偏りがあるといったような課題もありますので、先ほど申し上げた通り、自分が参加する場合は問題ないけれども、市民の方が参加するようなときに、よりよい会議であったりとかワークショップだったり運営するスキルが不足していることもある状況です。

○座長　よろしいですか。

○委員　すみません。その運営するというのであれば、運営するためのスキルをアップさせるのが、やはり困難だということでしょうかね。そのスキルアップがなかなか、ということですか。できない人はできないということですかね。

○事務局 研修などもやっておりますので、もちろんベースは整っていつつあるかと思えます。

補足しますと、先ほど事務局から、最終的な成果物として、職員が使うような、手引き、ガイドのようなものを作りたいと申し上げました。先ほど、実際、こういった会などを運営するにあたって、やっぱりある程度、経験して慣れていくのがベストかと思うのですが、皆様に集まっていたら、極力最初から失敗しないように運営できればとも思えます。個人の技術を踏まえて、市役所のいろいろな会議などのオンラインでの問題点だったり、改善点だったり、こうすればいいのではないかというのを共有しながら、参加者の皆さんがなるべくスムーズに参加できるような場をつくれればいいと思っていますので、今回、手引きを作って、各部署の経験を市職員で共有して、市の取組の質を高めていこうというところでございます。

○委員 私の考えは、全員ができる必要はないと思うのです。できる人ができて、その人たちが周りを引っ張っていけば、必要な部署で配分してやればよろしいのではないかな、とちょっと思った次第です。

○座長 はい。

○委員 すみません。ちょっと飛躍しすぎるかもしれないのですがけれど。この市民参加ということで、課題と、それから今後の取組というのが出ていますね。で、今お話に多く出ているのが、いかに参加させるかとか、その数字上の問題というのがすごく表面に現れているのですが、本当の意味での市民参加というのは、どれだけ市民一人一人の声が反映されるかということだと思うのですね。それで、一つ一つの審議会、それから懇談会や何かで、テーマとしては、例えばこの会議だと行政経営ということ、それから別のところでは社会福祉など、テーマはあっても、その中で市民の人たちが出す意見というのは、その枠におさまらない、少し広がりを持ったものが多いと思うのです。その重なっている部分をどう吸い上げていくかというのが、ある意味、こういうITを使ったものの中で、重ねた部分が、データとして出てくると思うのですね。それを市の中で部署を越えて共有できることというのが一番大事なことで、前から縦割りではなく横の繋がりといわれるけれど、市民サイドから見ると、やはり、横はあまり繋がっていない、という部分があるので、これの成果をどう生かすかというところに、それぞれの課を越えた横の繋がりの施策というものが、どこかに反映されるように、うまく使っていただく一つの手段だということを、大事に考えていただければいいかなと。そうすると、今後の取組というものを振り返るときに、私たち市民、市民サイドの見方が、より明確になるのではないかなと思います。

○座長 はい。ありがとうございます。おそらく、いろいろな意見が出たときに、関係する委員会や協議会で関係するところだけを拾うのではなくて、参

考になる部分はぜひ庁内で共有して、役立てていく方策も考えて欲しいというように感じてよろしいですか。

○委員 はい。ありがとうございます。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 10 ページで、審議会等に関するアンケートの実施をなされたというわけですけれども、基礎資料5の中にその感想等が入っていると思うのですが、やはり指針に示されている基本的な考え方と、それから市民となった皆さんのアンケートによる感想ですね、これを見比べてみると、まだまだ不十分で改善すべき点があるように感じました。指針と現実の違うと思える課題について、これをどのように解決を図っていくのかということが、アンケート取ってそれをどう生かすかという、その上ですごく大事になってくるのかな、というふうに思います。特に感想の11にあるように、分科会のような委員同士で話し合う場、結局、ここに選ばれている市民委員の方や私も、日常の業務とか生活環境とかが違う中で暮らしているわけですが、どのようなところに問題があるのかとか、どういう改善を図らなくちゃいけない点があるのかとか、そういうところがなかなか見えてこないところがあるのですけど。

先ほどさんもおっしゃったように、今回は2年目で皆さん同じメンバーなので、何かそういう公的な面だけじゃなくて、お互いにそういう意識とか生活実感とか、その辺のところを共有することによって、また違った発想とか考え方とかが上手く出てくるのではないのかな、というふうに思います。立場が違うもの同士の話し合いということで。

例えば、庁舎の中で言えば、今さんかから出たように、縦割りじゃなくて、共有できるような課題があったら、それをどうやって横と繋がって解決していくかという、そういう発想もすごく大事なのではないのかなと。私はいつも会議に行った時に言っているのですが、やはり庁舎のありようというのはまだまだ縦割り意識が強い。共有ができてない部分が多いのではないかなと。忙しい業務の中でなかなか大変かもわからないのですが、そういう非公式的な場も設けられてもよろしいのではないのかな、というふうに思います。以上です。

○座長 ありがとうございます。委員と委員のご意見では、そういう意味で、せっかく参加して下さって、貴重なご意見をおっしゃっていただいている市民委員のご意見を、ちょっと嫌な言い方すると、より有効活用するための方策ですね。それが、こういう会議体だけではなくて、グループ討議みたいな形も含めて今後検討できるといいのではないかということかなと思います。他に。委員どうでしょう。何かご覧になってご質問でも。

○委員 先ほど話に出ていた共有というのは、要はこの市役所さんたちの方で、いろいろ課はあるけど、そこで共有してくださいということをお願いしたいので

すよね。

○座長 そうですね。おそらくそういうことです。

○委員 そういうことですよ。それもあるし、こうやってみると、応募者の年代も結構上がったりにして、よさげには見えるのですが、この応募した人の地区別という表を見ると、意外と研究学園とかT×浴線とかは人もいるし、これ見ると結構、この町の大きさがすごく大きいのだなと思って感心しました。ただ、大穂地区とか豊里とか谷田部とか桜とか筑波なんか、ちっちゃいようなところは意外と数が上がっていないから、ここも問題なのかなあ、とは私は思います。

○座長 ありがとうございます。そうですね。単純に表6の人数だけ見ても、そもそも面積も人口もバラバラなので、ちょっと難しい側面はあるけどもということですよ。はい。ありがとうございます。

委員、いかがでしょうか。ご質問、ご意見ございますか。

○委員 そうですね。先ほどあった課の横の繋がりというのは、市民の皆さんの中でももちろんあると思っています。市民活動に詳しい人、詳しくない人、IT活動に詳しい人、詳しくない人でそれぞれいると思っています、皆さんの中で、おそらくこういう大きな会議を開くというのは、準備も大変だし、音声の問題とか映像の問題とかあって、なかなか大変だと思うのですが、気軽にテレビ電話とかありますし、電話だけでも情報交換するという方はすごく増えていると思います。

私は今まで、職場で人に会いに行くということを、メールを送って、その後直接会いに行くみたいなのをやっていたのですが、それが今は無理なので、メールが終わった後に通話をして、そのメールの内容で問題ないかという確認を、ちょっと1個コミュニケーション追加するだけでも、横の繋がりというのは増えていくと思います。そういったことを、皆さん普段のコミュニケーションで、特にコロナに入ってから心がけていらっしゃると思うのですが、より市民活動とか、もっと自分が広げていきたいと思うものに関して、横の繋がりをどんどん増やしていく方に全体活動の指針としてある方がよろしいのではないかなと感じました。

○座長 ありがとうございます。

○委員 これ拝見していて、基本的にはパブコメとか審議会とかへの参加をどうやって増やしていくかということが中心になってくるのかなあ、と思っていたのですが、なかなか自分が手を挙げようとか出そうとかというと、すごくハードルが高いのだろうなと思っていて、正直これ話していて、具体的に来年から倍増しますというような特効薬があるかということ、難しいかなと思っているのです。何かないかなあと思っている時に、これは実現できるかどうかという点はあると思うのですが、こういう審議会の情報をなる

べく広く知っていただくという面からすると、その一つには、今日も来ていただいていますけど、傍聴の関係があると思います。傍聴に来ていただいて、そこでいろんな話を聞いて、それで市政に関心を持ってもらうと。それで、場合によっては後日市民で参加しようとなるとか、あるいは別に意見を出すとか、そういう意味ではいきなり市民として参加するのはちょっとハードル高いけど、ちょっと傍聴だけだったら、興味あるから聞きたいよと、そういうような方ってそれなりにいるのではないかなと思います。なので、そこからいくと、今、わざわざ、おそらく自分で探し出して、ここに来ていたいという強い意思を持って、予定を空けて来るという方とか、後日開かれた議事録ですね、あれ読むのかなり大変だと思うのですが。私もたまに読むのですが、いつも途中で力つきちゃうのですが、そういう形しかないというのが、ちょっとハードル上げちゃっているかなという気もして。もちろん、いろんな問題があるので、じゃあ、これオンラインで傍聴できるようにしましょうという、支障が出ることも多いのかなあとも思っているのですが、支障のない審議会に限っては、そういうような形で、ライブで見られるようにするとかですね、あるいはそこから感想を一言言ってもらうとか、そういう取組というの、一つステップを上げていくというのですかね、関心を持ってもらうという取組からするとありなのかなと思っていました。

○座長 ありがとうございます。いきなりすべてを ZOOM で公開せよということではなく、可能なものからでもやると。より参加しやすい、関心をもってもらうために。

○委員 そうですね、全部公開となると我々の首を絞めるようなところもありますので、なかなか大変だと思うのですが。

○座長 案件によってですね。

○委員 そうですね。部分、部分だけでもいいのではないかなという気がしています。

○座長 はい。

○委員 私もハードルが高くて、いろいろなところに関心を持って参加するのは、やはり皆さん難しいかな、というところを考えています。やはり、前もちょっと話したのですが、自分にとって利益・不利益になることに関しては、皆さん困っている場合には意見を出してきますね。あと、若い方をどう参加させるか。この小中高大学生なのですけど、あとは若手の 20 代の人、これはですね、YouTube などをみんな見ているのですよ。皆さんご存知だと思うのですが、キーワードは面白い、楽しいなのです。これでないとね、みんな見ないのです。面白くて、楽しくて、ワクワクするという形のものでないと、入ってこないのです。関心を持たないのです。これを市の参加に、いかに出していくかということが一つポイントになると思うのですが。みんな面白

ければ見ますし、面白って広がって、再生回数何回とかってなるのですが、そういうのがないと、若い人たちを取り込むのはちょっと。大学にもいるのですが、高校と中学生の趣味は何だったらみんな YouTube だというのですよね。見ることだと。ニュースとか新聞とか皆見ませんから。そういうのが、ちょっと必要になってくるのではないかなと思います。

○座長 ありがとうございます。まだご意見あるとは思いますが、もう一つ議事が残っておりますので、ここら辺で。また後でご意見いただければと思います。いろいろ貴重なご意見、皆さんいただいてありがとうございます。

では、続きまして、議事の3番目「(3)つくばスーパーサイエンスシティ構想の現状について」に移ります。ここで一度事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。では次、議事の3番目になりますが、つくばスーパーサイエンスシティ構想の現状について、こちらにつきましては、政策イノベーション部スマートシティ戦略室の担当より説明及び進行を進めさせていただきます。では、よろしく願いいたします。

○スマートシティ戦略室 【資料3、4について説明】

○座長 よろしいでしょうか。例えば、つくばはどこが採択されなかった要因なのかみたいな、ヒアリングを受ける中で何となくわかっている点というのがもしあったら教えていただけますか。

○スマートシティ戦略室 ありがとうございます。大胆な規制改革に乏しいということが理由とされておりまして、提案する側からすると、市民がこういうことにお困りであるということに対して、民間企業様や研究機関様と一緒にサービスを作り上げ、世の中に出すときに、こういう規制がありますというような、そういう理屈で規制改革の提案をさせていただいているのですが、国が求めている大胆な規制改革というのが、もっと大胆なものということなのです。我々として本当に必要な規制改革に絞って提案しているつもりでしたので、おそらく我々と同じように、戸惑った自治体というの、少なからずあるのではなかろうかと考えております。

○委員 今のことにちょっと質問なのですが、大胆な規制改革というのは、規制を取り払うということなのですが、その規制というのは、つくば市が持っている規制を取り払いなさいということなのではないでしょうか。それとも、国もいろいろな規制がありますよね、道交法の問題とか。国が絡む、県が絡む、つくば市が絡む、そういうのを全部取り外す意志、意見を表明してくださいってことなのですか。どちらの方なのですかね。

○スマートシティ戦略室 ありがとうございます。スーパーシティについては、国家戦略特別区域法という法律で制度が作られておりまして、これまでスーパーシティではない国家戦略特区というものもあるのですけれども、その国家

戦略特区法で、各個別の法律の特例措置を講じるというような立て付けになってございます。例えば、既存の国家戦略特区ですと、公園の中に保育園を作っているんですよとか、都市公園法の特例措置など、国家戦略特区法に書いてあるというような形になりまして、自治体が自ら講じるような規制の特例措置に関しては、国家戦略特区とはまた別に、自助努力といいますか、そういう形で進めるというような枠組みになってございます。

○委員 そうすると、国の、それから県の規制も取り払うことができるのですか。

○スマートシティ戦略室 その場合は、茨城県が自ら条例を変えるところですね。そういうような、形になります。

○委員 そういう行動を起こさなきゃならないわけですね。

○スマートシティ戦略室 そうです。

○委員 すみません。すごく単純な疑問なのですが。この、スーパーシティ構想と、それから、つくば市が掲げる持続可能都市宣言というのと、どこかで戦う部分が出てくるのではないかなという気がするのですが。その辺も全部ひっくるめて考えてくださっているのでしょうか。

○スマートシティ戦略室 ありがとうございます。SDGsについては、持続可能都市戦略室という組織があって、SDGs未来都市を推進していますが、実はこのスーパーシティもSDGsのマークが使われております。持続可能な都市を目指すという点では、究極的なところは一緒かなと思っています。ただ、そこに先進的なテクノロジーを使ってということとか、規制の特例措置を使って、ということとかについて、SDGsとアプローチが違うのかなと思ってしまして、戦うというよりは仲良く持続可能なまちを、それぞれ違う方面からアプローチしつつ作っていくのかなと考えているところでございます。

○委員 どこかで矛盾が起きてくるのではないかなという気がするのですが。でも。

○スマートシティ戦略室 もしかすると、進めているところで何か、こちらを立てればあちらが立たずみたいな状況が発生することがあるかもしれませんが、やはりそこはよく連携をとりながら調整していくところかなというところでは。あと、今回、スーパーシティの取組はこれまでの特区等と違しまして、実証実験というよりは本当に社会実装という、市民の方も一緒に取組を進めることになっておりますので、もし、その矛盾ですとか、衝突するようなところがあれば、市民のご意見を最優先に調整をしていきたいと考えています。

○委員 すみません。です。意見を言ってもよろしいでしょうか。

○スマートシティ戦略室 はい。お願いいたします。

○委員 おそらくですが、採択されなかったところが、もうちょっと大胆な規制についてというところであれば、もうちょっと、将来像みたいなところに、先ほどご意見がありましたけど、今、つくばって結構自然が多くて、未来都市な感じってちょっと駅前の雰囲気だけだと思うのですけど、もちろん自然と調和して、たぶん市としてはこの後長く存在していくとは思いますが、もうちょっとその未来都市的な、SFファンタジーではないですが、そういった未来ステーションというか、未来シティみたいな部分で、今の実際に実装されている規格の30年後であるとか、50年後になったものを想定して規制緩和いただければ、成長のスピード感も上がるのではないのでしょうかみたいなところが書いてあれば、もしかしたら、今後やっていく、スーパーシティとして認定していただいて、つくば市が成長していく姿というのも先方というか、国の方がイメージしやすくなるのかなあ、とお話を横で聞いて少し思いました。

おそらく、こちらにもうちょっと必要なこととしては、規制がなかったとして、現状の法律や規制がなかったとしての前提なので、私、スターウォーズの世界感で、SFの世界感で考えていて、もうロボットが人間と生活していますとか、民間の方が宇宙に行かれたり、鉄道を作ったりとか、今の日本でルール決めされていない世界というのが、もう一つ二つあると思うので、そういったものをちょっとご参考にされると。実際の実装と合わせてというところがなかなか専門家の方でないといけない難しい考えだとは思いますが、すみません。素人意見なのですが、そういったものをちょっとエッセンスとしてあると、スーパーシティっぽいのかなあと思いました。以上です。

○スマートシティ戦略室 ご意見ありがとうございます。スーパーシティのコンセプト等が丸ごと未来都市というワードになってございまして、まさに今、おっしゃっていただいたような、未来感のあるまちづくりというのが、一つテーマになっているところでございます。

ただ、つくばは、ご存知のように、とても広い地域でございまして、全体のというのはなかなか難しいのですけれども、おっしゃっていただいたような、例えば中心市街地に関しては、未来感のあるテクノロジーで、今よりもっとにぎわいのあるまちを作っていくとか、そういうようなコンセプトで進めていく。例えば、今、国家公務員宿舎跡地が再開発されておりますけれども、そういったところに、未来感のあるまちをつくっていくとか、そういったことが一つあるかなと思っております。一方で周辺市街地に関しては、今、高齢化が進んで、高齢者も増えています。例えば、スーパーシティでも対象にしている小田という地域では、車で15分圏内にスーパーがないなんていうような統計データもございまして、そういったところでどういうふうにお買い物もしていただけるようにするかとか、病院に行きやすくするか、

こういったつくばでは都市と郊外の二極化というのが大きな問題の一つになってございますけれども、この郊外に住みながらも、都市部と変わらない生活を持続的に送っていけるというようなまちづくりも必要かなというふうに思っており、おっしゃっていただいたような、未来感のある場所、それから、郊外でも不便なく暮らせるようなところといったところを、スーパーシティで実現できればと考えております。

それでは、つくばスーパーサイエンスシティ構想の現状について以上でございます。どうもありがとうございました。

○事務局 ここまでが、去年、皆様にもご意見をいただきました、つくば市のスーパーサイエンスシティ、スーパーシティ構想の現状の報告となります。終わりましたので、進行を再度座長にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○座長 それでは、本日予定した議事は以上になりますが、次第の6 その他として事務局から連絡事項等はございますか。

○事務局 事務局から連絡としまして、第2回以降の日程調整についてご連絡させていただきます。第2回、それから第3回の日程調整につきまして、本日会議終了後にメールにて送付させていただきますので、ご協力いただけますようお願いいたします。今年度も昨年度と同様、祝日を除いた月曜日から金曜日までの日中夜間の開催ということで予定しております。

また、本日もですが、オンラインと対面とを組み合わせたハイブリッド形式での開催ということも予定しておりますので、よろしくお願いいたします。オンラインでの参加を希望される場合は、お知らせいただけますと幸いです。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○座長 ただいま事務局から連絡がございましたが、この件につきまして何かご質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。以上で本日の行政経営懇談会を閉会とさせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

[了]

令和3年度（2021年度）第1回つくば市行政経営懇談会

日時：令和3年（2021年）11月11日（木）

14時00分から15時30分まで

会場：つくば市役所5階 庁議室

次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 あいさつ

4 座長等の選出

5 議 事

(1) 令和3年度（2021年度）つくば市行政経営懇談会について

(2) 令和2年度（2020年度）つくば市市民参加取組状況報告について

(3) つくばスーパーサイエンスシティ構想の現状について

6 その他

7 閉会

【配布資料】

- ・ 令和3年度（2021年度）つくば市行政経営懇談会委員名簿
- ・ 資料 1 令和3年度（2021年度）つくば市行政経営懇談会協議事項等
- ・ 資料 2 令和2年度（2020年度）つくば市市民参加取組状況報告
- ・ 資料 3 スーパーサイエンスシティ構想の現状について
- ・ 資料 4 「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の概要
- ・ 基礎資料1 つくば市行政経営懇談会設置要項
- ・ 基礎資料2 つくば市市民参加推進に関する指針
- ・ 基礎資料3 つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱
- ・ 基礎資料4 令和2年度（2020年度）つくば市行政経営懇談会提言
- ・ 基礎資料5 令和2年（2020年）市民委員アンケート結果
- ・ 参考資料1 市民参加の主な取組
- ・ 参考資料2 つくば R8 地域活性化プランコンペティション 2020 チラシ

令和3年度（2021年度）つくば市行政経営懇談会 委員

氏名	役職等
1 いいだ てつお 飯田 哲雄	つくば市区会連合会会長
2 うえだいら みえ 上平 未枝	市民委員
3 さとう たけあき 佐藤 毅章	市民委員
4 しらくら せいこ 白倉 誠子	市民委員
5 ながた たかゆき 永田 孝行	市民委員
6 ほしの しょうこ 星埜 祥子	子育てほっとステーション・オアシス 代表
7 ほり けんすけ 堀 賢介	つくばパーク法律事務所 弁護士
8 みずたに ひろこ 水谷 浩子	テクノパーク桜のまちづくりを考える会 代表
9 みぞうえ ちえこ 溝上 智恵子	筑波大学 副学長

（敬称略、50音順）

期間：令和3年（2021年）11月11日～令和4年（2022年）3月31日

令和 3 年度（2021 年度）つくば市行政経営懇談会協議事項等

1 目的

複雑多様化する行政環境の下で、分権時代にふさわしい効率的、効果的な行政運営の在り方について広く御意見をいただくために行政経営懇談会を開催する。

2 令和 2 年度（2020 年度）行政経営懇談会協議の経緯

- 令和 2 年度（2020 年度）つくば市行政経営懇談会では、つくば市が目指す市民参加に向けて「参加の壁」という課題を解決するために、主に審議会等の市民委員の参加について、協議を行った。
- 協議を踏まえ、特に「①無作為抽出による委員等候補者名簿の活用の推進」「②若い世代の参加者の拡大」「③審議会等市民委員の応募者数の増加」の 3 点について、つくば市における市民参加をより一層推進するための対策を委員から提言を受けた。

3 令和 3 年度（2021 年度）行政経営懇談会協議事項

- 令和 2 年度（2020 年度）つくば市行政経営懇談会提言のなかで、若い世代の参加者の拡大に向けて「対面に重きを置かないオンライン会議やハイブリッド形式等も取り入れられたい」と提言を受けた。
- オンライン等の対面によらない市民参加は時間に制約がある人にとって容易に参加できる手段であり、活用によって参加者層の拡大につながる可能性がある。
- 一方で、対面によらない市民参加の実施に当たり、職員のスキル不足やオンライン参加が苦手な人たちへのアプローチが課題として挙げられている。
- 行政経営懇談会では、令和 2 年度（2020 年度）の協議内容を掘り下げ、対面によらない市民参加の充実に関して協議いただきたい。

4 スケジュール

報告会を含む 4 回の開催予定。時期・回数は多少前後する可能性あり。

時期	予定している会議内容	関連する市の取組
11 月 【第 1 回】	・ 令和 3 年度協議事項等 ・ 令和 2 年度市民参加取組状況報告	・ 市民委員意見交換会 11 月 16 日、19 日
12 月 【第 2 回】	・ オンライン等による対面によらない市民参加の充実	【事務局作成】 対面によらない市民参加活用 手引き（案）
1～2 月 【第 3 回】	・ オンライン等による対面によらない市民参加の充実 （第 2 回の協議内容の確認）	
3 月 【報告会】	・ 提言書の提出	—

令和 2 年度（2020 年度）つくば市市民参加取組状況報告

I つくば市市民参加推進

1. 背景・経緯

つくば市では、平成 30 年 3 月に「つくば市市民参加推進に関する指針」を策定し、市政への市民参加を促進するため、市民参加を「共有、理解」、「企画・立案、計画」、「実行」、「評価・検証」の 4 段階で進めるとともに、つくば市の附属機関の委員及び懇談会等の構成員の一部に市民が参画することとした。

当指針では、市民参加推進の取組が効果的に実施されているかどうかを、つくば市行政経営懇談会において検証し公表することとしており、令和 2 年度（2020 年度）のつくば市における市民参加の取組状況について報告する。

2. 市民参加とは

市民参加には、「市民が直接的に市政に参加すること」及び「市民が主体的にまちづくり活動に取組むこと」の二つの側面がある。「つくば市市民参加推進に関する指針」では、市が実施する取組に市民が参加することを目的としていることから、市民参加のうち「市民が直接的に市政に参加すること」を対象とする。

3. つくば市市民参加の推進に関する基本的な考え方

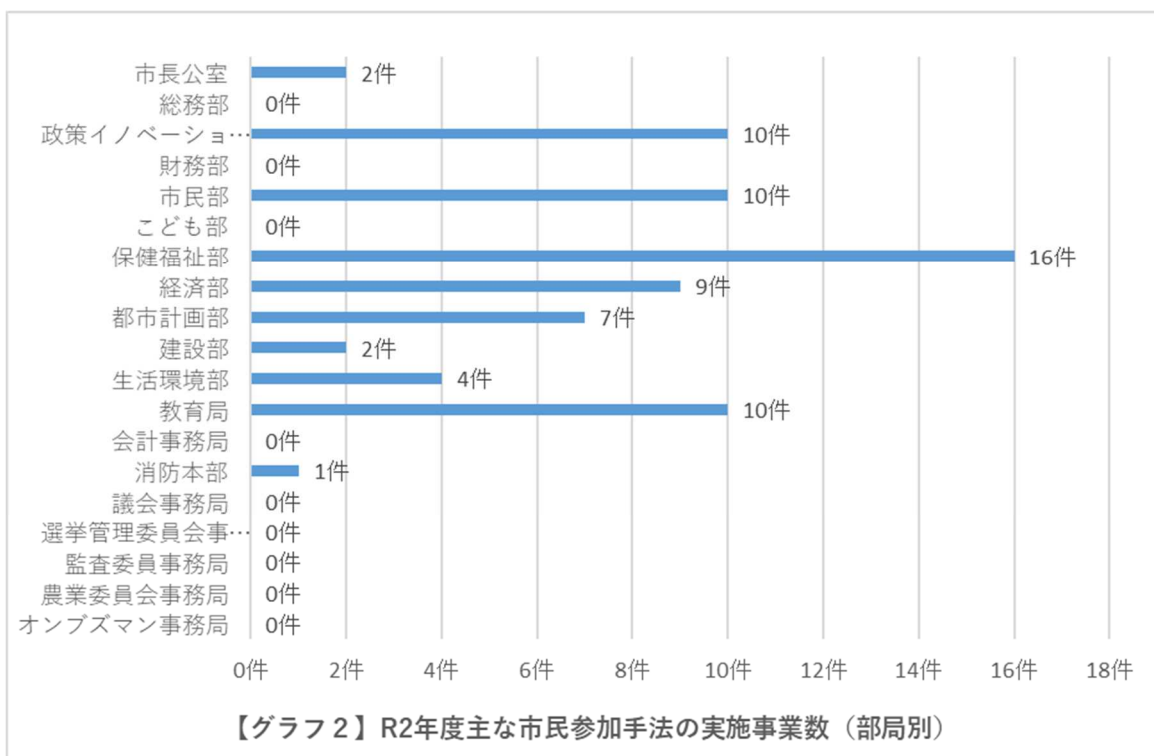
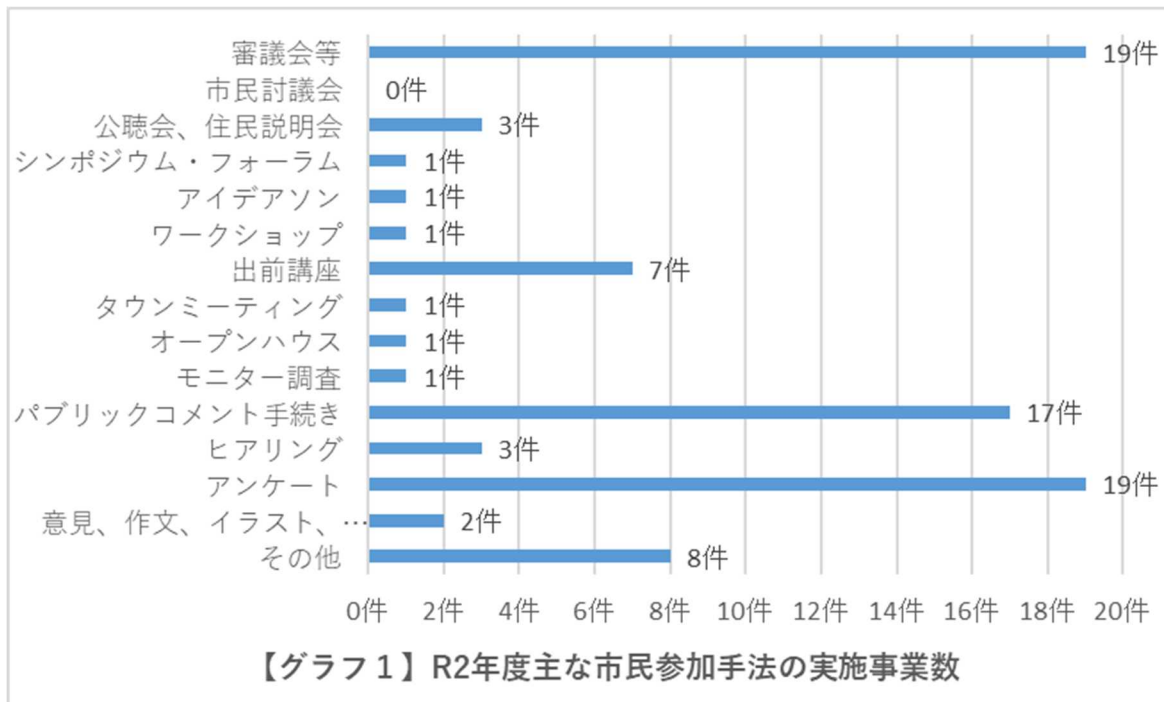
<p>①情報の積極的な発信</p>	<p>市民が市政へ理解を深めていくために、行政が抱える課題や検討段階における論点など、市政の実情に関わる情報についても積極的に発信する。</p> <p>情報を受け取る市民の立場に立って情報を発信する。</p> <p>市民が興味関心を持ちやすい仕掛けやテーマを取り入れたイベントや情報発信を行う。</p>
<p>②参加しやすい環境づくり</p>	<p>できる限り参加を希望する市民が参加しやすい環境づくりを心がける。また、事業の分野や性質・内容に応じて、市民が参加しやすい方法を十分に検討する。</p> <p>様々な方法で市民参加の取組について周知するとともに、市民ができるだけ簡易に意見を表明できる方法を導入するなどの取組を進める。</p>
<p>③市民意見の積極的な反映</p>	<p>前例や既存の枠組みにとらわれることなく、柔軟な発想で市民の意見に向き合い、本当に必要な取組みを分野横断的な視点を持って考える。</p> <p>自らの意見を積極的に表明できない市民の声なき声も積極的に汲み上げ、反映するよう努める。</p> <p>地区相談業務の充実などの取組も一層推進する。</p> <p>市民の意見等を事業に反映できなかった場合は、反映できなかった理由とともに、丁寧にフィードバックを行う。</p>

II 令和2年度（2020年度）市民参加の主な取組実績

1. 市民参加の主な取組の実施事業件数

令和2年度（2020年度）市民参加の取組を実施した事業数は71件であり、令和元年度（2019年度）から7件増加した。主な手法の中で多く取り組まれたものは、アンケート19件、審議会委員等の市民募集19件、パブリックコメント手続き17件となっている。出前講座については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元年度（2019年度）の22件から大きく減少した。

なお、「その他の手法」としては、YouTubeを使った情報発信、オンライン審査会等が実施された。



2. パブリックコメント手続きの実施

令和2年度(2020年度)のパブリックコメント手続き実施件数は17件、提出された意見数は480件、意見者数は118人である。意見提出方法については、多い順に電子申請82.2%、電子メール7.6%、直接持参5.1%、ファクシミリ3.4%、郵便1.7%であった。

寄せられた意見の種類としては、計画等の修正や追記を求めるもの、計画等を実行する上での助言、市が実施している取組に対する要望等が挙げられる。

なお、パブリックコメント手続き17件のうち12件で、寄せられた意見による計画等の修正が行われた。

【表1】R2年度パブリックコメント手続き実施結果

	案件名	担当課等	人数	意見数	意見による修正
1	筑波山地域ジオパーク中核拠点施設基本構想・計画(案)	ジオパーク室	3人	4件	○
2	第2次つくば市農業基本計画(案)	農業政策課	0人	0件	-
3	つくば市産業戦略(案)	産業振興課	1人	5件	-
4	つくば市地域福祉計画(第4期)(案)	社会福祉課	6人	61件	○
5	高齢者福祉計画(第8期)(案)	高齢福祉課	3人	13件	-
6	つくば市障害者計画(第3次)				
6	つくば市障害福祉計画(第6期)	障害福祉課	12人	99件	○
6	つくば市障害児福祉計画(第2期)(案)				
7	つくば市国民健康保険データヘルス計画(第2期)中間見直し(案)	国民健康保険課	2人	6件	○
8	つくば市特定健康診査等実施計画(第3期)中間見直し(案)	国民健康保険課	2人	3件	○
9	第4期つくば市健康増進計画「健康つくば21」(案)	健康増進課	3人	22件	○
10	つくば市SDGs未来都市計画更新(案)	持続可能都市戦略室	3人	3件	-
11	第3次つくば市生涯学習推進基本計画(案)	生涯学習推進課	10人	20件	○
12	第2次つくば市市営住宅長寿命化計画(案)	住宅政策課	1人	2件	-
13	第3期つくば市教育振興基本計画(案)	教育総務課	19人	57件	○
14	つくば市スーパーシティ基本方針(案)	スマートシティ戦略室	21人	21件	○
15	つくば市学校給食センター整備方針(案)	健康教育課	13人	28件	○
16	つくば市地域公共交通計画(案)	総合交通政策課	7人	85件	○
17	(仮称)つくば市陸上競技場整備基本構想(案)	スポーツ振興課	12人	51件	○

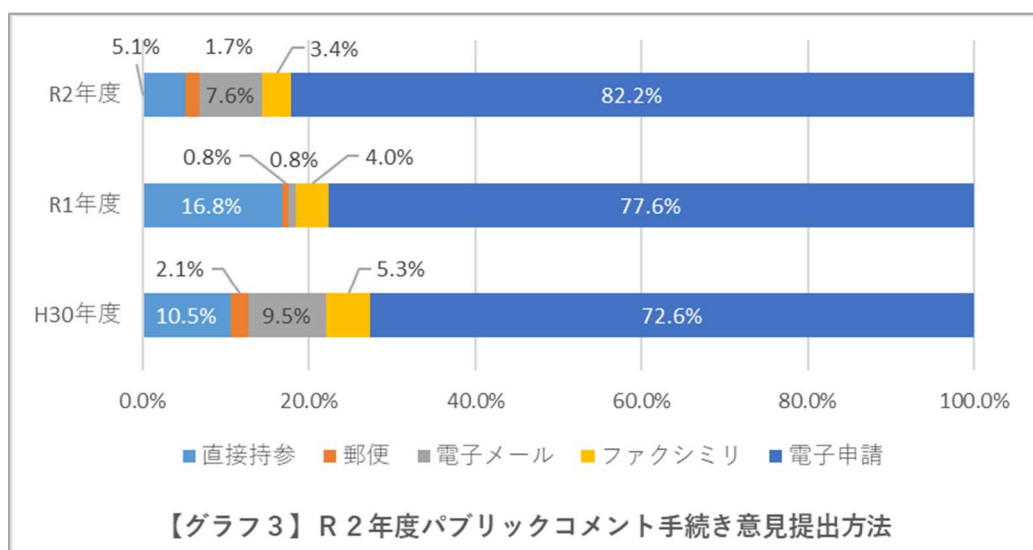
【表2】R2年度パブリックコメント手続き意見提出方法

意見提出方法	H30年度		R1年度		R2年度	
	人数 (団体含む)	割合	人数 (団体含む)	割合	人数 (団体含む)	割合
直接持参	10人	10.5%	21人	16.8%	6人	5.1%
郵便	2人	2.1%	1人	0.8%	2人	1.7%
電子メール	9人	9.5%	1人	0.8%	9人	7.6%
ファクシミリ	5人	5.3%	5人	4.0%	4人	3.4%
電子申請	69人	72.6%	97人	77.6%	97人	82.2%
合計	95人	100.0%	125人	100.0%	118人	100.0%

※R2年度(2020年度)実施件数17件

※R1年度(2019年度)実施件数13件

※H30年度(2018年度)実施件数12件



3. 審議会委員等の市民募集

審議会委員等の市民募集に当たっては、募集チラシを令和2年度（2020年度）から市役所本庁舎1階情報コーナーに加えてコミュニティ棟1階にも配架したほか、審議会等所管課室に広報紙、ホームページ等に限らず、事業に関連するイベント等での周知を促した。応募倍率が最も高かった審議会等はつくば市都市計画審議会であり、募集人数2名のところ、10名の応募があった。

応募者の属性については、令和元年度（2019年度）と比較して、年齢層では20歳代、30歳代、60歳代の割合が増加し、居住地区では、研究学園都市地区、TX沿線開発地区の割合が増加した。

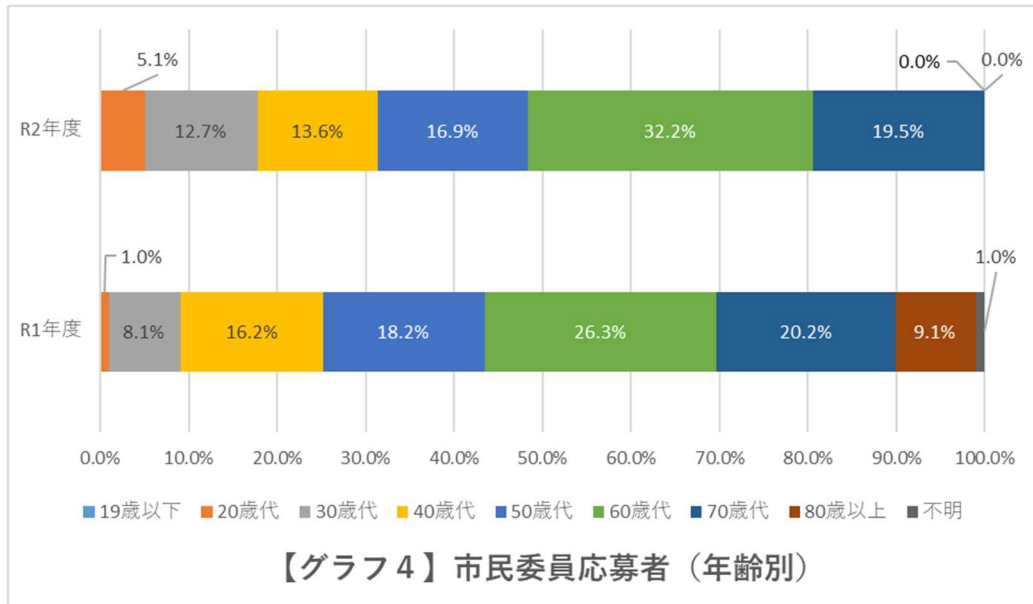
また、会議の目的を踏まえ、より幅広く市民の参加を求めるため、つくば市行政経営懇談会では公募と候補者名簿が併用された。

【表4】R2年度市民委員を募集した審議会等

	審議会等名称	募集人数	応募者数	応募倍率	採用人数	候補者名簿利用	市民委員数
1	つくば市バースセンターに関する懇話会	1人	4人	4.00	1人	-	1人
2	つくば市図書館協議会	3人	5人	1.67	3人	-	3人
3	つくば市文化財保護審議会	2人	5人	2.50	2人	-	2人
4	つくば市健康づくり推進協議会	5人	5人	1.00	5人	1人	5人
5	つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会	3人	5人	1.67	3人	-	3人
6	つくば市陸上競技場整備基本構想策定検討会議	2人	6人	3.00	2人	-	2人
7	つくば市生活支援体制整備推進会議 つくば市地域ケア会議	6人	9人	1.50	6人	-	6人
8	つくば市こども未来懇話会	2人	3人	1.50	2人	-	2人
9	つくば市行政経営懇談会	2人	5人	2.50	2人	2人	4人
10	つくば市未来構想等推進会議	6人	10人	1.67	6人	-	6人
11	つくば市都市再生整備計画評価委員会	2人	4人	2.00	2人	-	2人
12	第2次つくば市グローバル化基本指針策定懇話会	3人	7人	2.33	4人	-	4人
13	つくば市都市計画審議会	2人	10人	5.00	2人	-	2人
14	第3次つくば市観光基本計画策定委員会	5人	6人	1.20	5人	-	5人
15	アイラブつくばまちづくり推進委員会	6人	7人	1.17	6人	-	6人
16	つくば市男女共同参画審議会	6人	13人	2.17	6人	-	6人
17	つくば市環境審議会	2人	7人	3.50	2人	-	2人
18	つくば市地球温暖化対策進捗管理懇話会	1人	1人	1.00	1人	-	1人
19	つくば市地域包括支援センター運営協議会	4人	5人	1.25	5人	-	5人

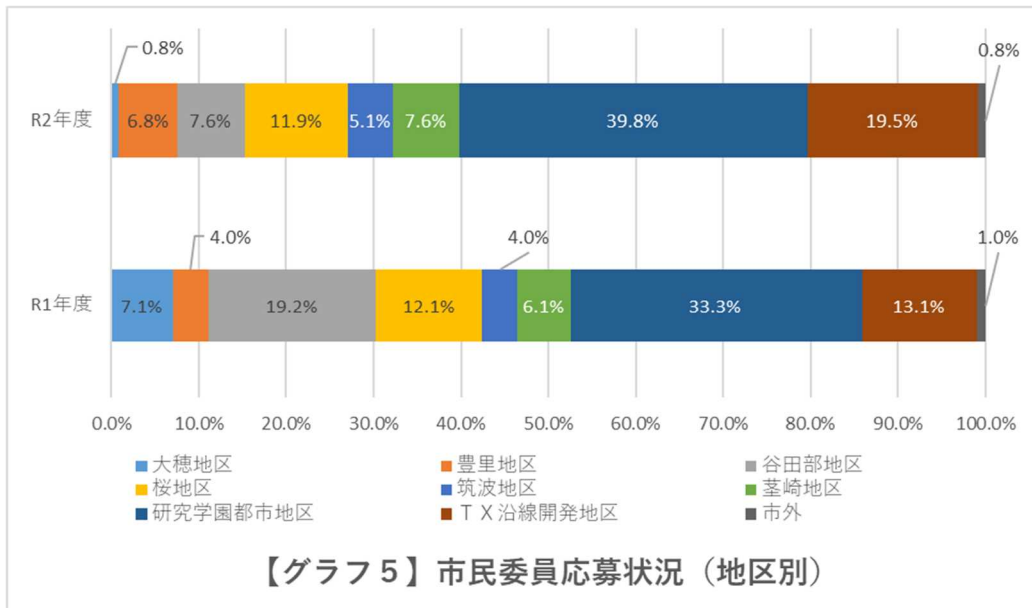
【表5】市民委員応募者の年齢層

年代	R 1 年度				R 2 年度			
	男性	女性	無回答	全体	男性	女性	無回答	全体
19歳以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
20歳代	1人	0人	0人	1人	2人	3人	1人	6人
30歳代	5人	3人	0人	8人	7人	8人	0人	15人
40歳代	6人	10人	0人	16人	10人	6人	0人	16人
50歳代	7人	11人	0人	18人	4人	16人	0人	20人
60歳代	18人	8人	0人	26人	16人	21人	1人	38人
70歳代	13人	7人	0人	20人	13人	10人	0人	23人
80歳以上	7人	2人	0人	9人	0人	0人	0人	0人
不明	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
合計	58人	41人	0人	99人	52人	64人	2人	118人



【表6】市民委員応募者の地区別

地区	R 1 年度				R 2 年度			
	男性	女性	無回答	全体	男性	女性	無回答	全体
大穂地区	3人	4人	0人	7人	0人	1人	0人	1人
豊里地区	3人	1人	0人	4人	6人	2人	0人	8人
谷田部地区	11人	8人	0人	19人	4人	4人	1人	9人
桜地区	9人	3人	0人	12人	6人	8人	0人	14人
筑波地区	0人	4人	0人	4人	2人	4人	0人	6人
荃崎地区	6人	0人	0人	6人	5人	4人	0人	9人
研究学園都市地区	19人	14人	0人	33人	15人	31人	1人	47人
T X 沿線開発地区	8人	5人	0人	13人	13人	10人	0人	23人
市外	1人	0人	0人	1人	1人	0人	0人	1人
合計	60人	39人	0人	99人	52人	64人	2人	118人



研究学園都市地区	上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前、高野台、牧園、池の台、松の里、西の沢、若葉 【筑波研究学園都市建設法施行令】
TX 沿線開発地区	香取台、諏訪、陣場、かみかわ、高山、万博公園西、学園の森、研究学園、学園南、みどりの、春風台、さくらの森、流星台 【つくば市市民意識調査地区割】

4. 審議会等に関するアンケートの実施

令和2年（2020年）1月1日から12月31日までの間に「つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱」に沿って任命又は選任をされた市民委員50人を対象として、アンケートを実施した。

参加者の満足度をはかるために新たに設けた問いについては、「満足」、「どちらかという満足」と回答した割合が69.7%、「どちらかという不満」、「不満」と回答した割合が18%という結果となった。「その他」については、「今後の展開次第」「初めての市民委員でよくわからなかった」等の意見があった。

【表7】市民委員アンケート結果

問5 審議会等に参加した満足度を教えてください。		
選択肢	回答数	構成比
満足	8人	20.5%
どちらかという満足	19人	48.7%
どちらかという不満	6人	15.4%
不満	1人	2.6%
その他	5人	12.8%
全体	39人	100.0%

III 成果

令和2年度（2020年度）の市民参加の主な取組状況の成果としては、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言等に係る自粛期間の中、開催方法を対面からオンラインに切り替える、参加者数を制限するなど、各課等で工夫しながら取組が実施された。

審議会等委員の市民募集では、応募者数が募集人数を下回ることはなく、20歳代、30歳代からの申し込み割合も増加した。要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためテレワーク等の出社しない勤務形態が全国で進んだことや、自宅で過ごす人が増えたことなどが考えられる。

また、市民委員に対して実施した審議会等に関するアンケートでは、回答者のおおよそ7割から、会議参加について満足いただいている。

IV 課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、主に緊急事態宣言期間中にワークショップや住民説明会、出前講座等の対面による市民参加活動の中止や延期があった。代替としてウェブ会議システムを利用したオンラインワークショップやオンラインと対面とのハイブリッド形式での会議等を開催した事業があったが、オンライン等による対面によらない市民参加の実施に当たり、職員のスキル不足やオンラインでの参加が苦手な人たちへのアプローチが課題として行政評価で挙げられている。

また、これまでにオンライン等の対面によらない市民参加を実施した課室等の状況を把握する手段がなく、庁内で情報の共有が進んでいない状況である。

V 今後の取組（課題に対する対応）

令和2年度（2020年度）つくば市行政経営懇談会から、若い世代の参加に向けて、オンライン等の対面によらない市民参加の取組の積極的な活用について提言いただいているように、オンライン等の対面によらない市民参加の取組は移動に係る時間がないことから、日中働いている人や子育て中の人、移動手段を持たない人にとって物理的なハードルが低く、今後活用していくことで参加者層の拡大につながる可能性がある。

今後の取組として、より多様な市民の市政への参加を目指し、オンライン等の対面によらない市民参加の取組の活用を充実させる。

令和3年度（2021年度）第1回つくば市行政経営懇談会

別紙

つくばスーパーサイエンスシティ構想の現状について

つくば市スマートシティ戦略室

1. スーパーシティ再提案状況

参考：令和3年8月24日、内閣府、スーパーシティ再提案募集の通知文

令和3年8月24日（火）
内閣府地方創生推進事務局

スーパーシティ提案地方公共団体 各位

スーパーシティに関する規制改革などの再提案の募集等について

スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する公募に対しては、全国の地方公共団体から31件の提案があり、本年5月、国家戦略特区ワーキンググループ有識者、情報・デジタル、個人情報保護の専門家によるヒアリングを実施したところです。また、提案があった規制改革事項について、規制所管省庁に検討要請を行い、現時点での対応の可否等の回答を得たところです。

これを受け、先般（8月6日）、第1回スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会（以下「専門調査会」という。）が開催され、提案内容や今後の進め方等について議論されました。その結果、今後、2か月程度を目的に、全ての提案団体に対し、規制改革などについて再提案を求めるとされました。（坂本大臣の発言要旨【別紙1】参照）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_senmonchousakai.html

これを踏まえ、各地方公共団体におかれては、以下の検討をよろしくお願いします。（【別紙2】参照）

① 本年4月に提案を行った規制改革事項に係る規制所管省庁からの回答（すでに送付済）を確認の上、対応可能と回答されているものを除き、必要があれば、再意見をご検討ください。

再意見に当たっては、提案の趣旨が正確に理解されていないと思われる場合や、回答内容が漠然としており提案内容が実現できるのか明確でない場合等について、引き続きどのような検討が必要であるかといった観点を明確にした上で、

【別紙3】に従って、9月3日（金）までにご提出ください。なお、規制改革の実現に当たっては、通常の構造改革特区や国家戦略特区などの既存の枠組みも活用し、必要に応じ、国家戦略特区ワーキンググループにおいて議論します。

② 専門調査会の議論を踏まえ、大胆な規制改革などについて再提案をご検討ください。再提案の期間は10月15日（金）までとし、再提案の検討に当たって事前相談にも応じます。再提案の後、順次、国家戦略特区ワーキンググループにおいて、規制改革の提案の具体化のための地方公共団体に対する助言と、規制所管省庁との調整を並行して実施します。

再提案に当たっては、【別添資料】（国家戦略特区基本方針の関連部分、専門調査会の資料、過去の国家戦略特区の指定に係る資料など）を参考ください。ま

た、現行制度のもとで実施可能かどうかの確認、規制改革の実現後の実証・実装等に向けた準備を確実に行うとともに、提案の数ではなく、実需を踏まえた提案を行うようお願いします。なお、再提案に当たっても、事前に住民等の意向把握のための措置を講じてください。

また、専門調査会の委員の指摘等を踏まえ、スーパーシティの区域指定と補助金等の関係について、【別紙4】のとおり周知します。

内閣府においては、上記②の再提案の事前相談を含め、地方公共団体からの相談に個別に対応しますので、希望に応じ、下記担当までご連絡ください。

【問合せ先】

内閣府 地方創生推進事務局 国家戦略特区担当
スーパーシティ班 林田、宮坂、横山
電話：03-5510-2463
メールアドレス：g.super-city.i9e@cao.go.jp


全ての提案団体に対し、規制改革などについて再提案を求めるとされた。

規制に対する各省庁回答への再意見

構造改革特区等の活用

スーパーシティの再提案（10/15まで）

1. スーパーシティ再提案状況



これまでの経緯と今後のスケジュール

令和2年	
9月1日	改正国家戦略特区法 施行
10月30日	国家戦略特区基本方針 改正
12月25日	スーパーシティ提案の公募開始
令和3年	
4月16日	提案締め切り（31の地方公共団体から提案）
5月中	地方公共団体から提案内容についてのヒアリング
8月6日	第1回 スーパーシティの区域指定に関する専門調査会
8月24日	地方公共団体に対し、規制改革などの再提案の検討を要請
10月15日	再提案の締め切り
	：
	国家戦略特区ワーキンググループ（規制改革の提案の具体化等）
	スーパーシティの区域指定に関する専門調査会（区域指定の原案の検討）
	国家戦略特区諮問会議（区域指定の案の意見具申）
	政令閣議決定（区域指定）

つくば市として再提案しました。

（内閣府HP、「スーパーシティ」構想について（令和3年10月更新）より）

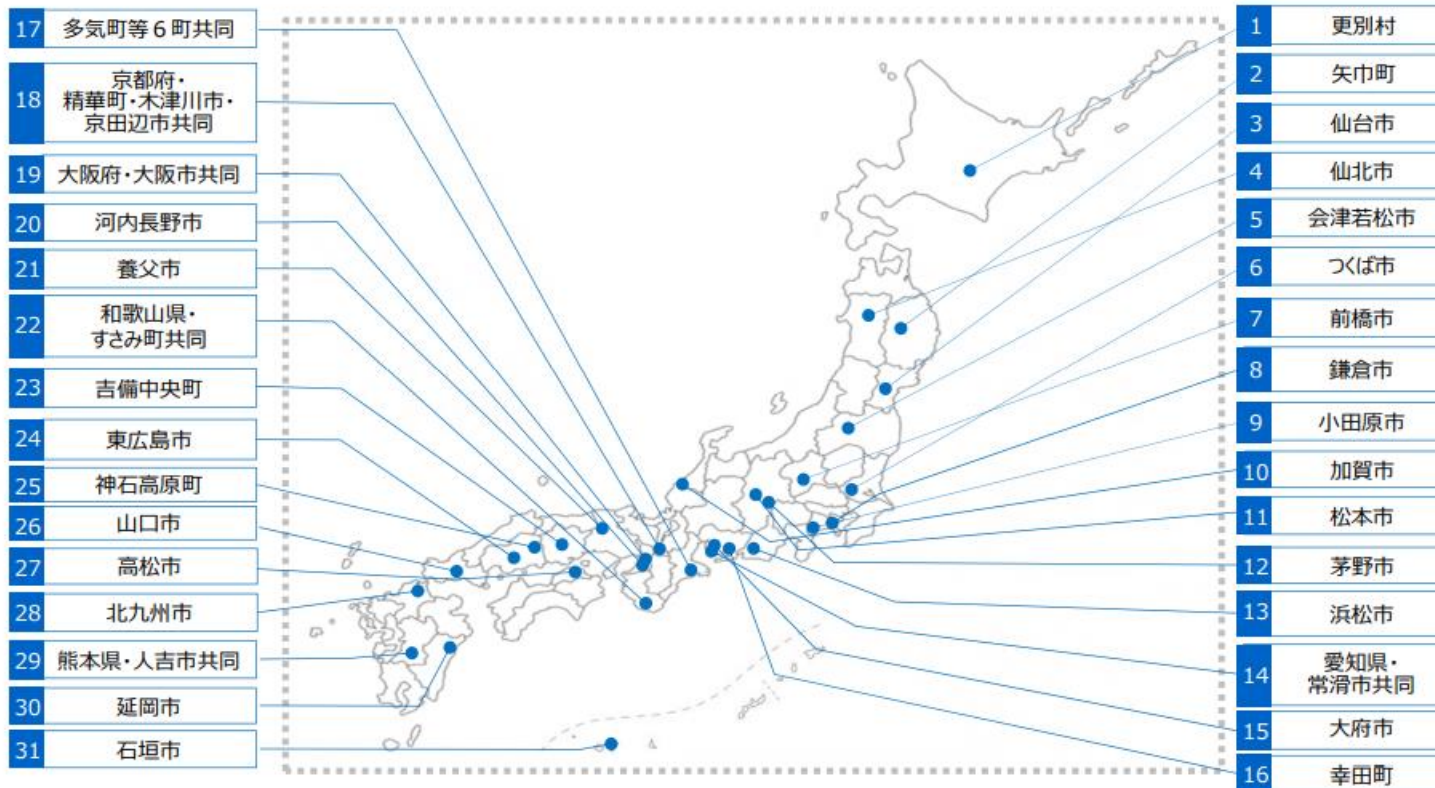
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/openlabo/supercity.pdf>

1. スーパーシティ再提案状況

当初提案自治体 31 団体のうち、再提案したのはつくば市を含め 28 団体

31 の地方公共団体からスーパーシティの提案

※複数団体による提案の場合は、1 団体とカウント。



9

(内閣府HP、「スーパーシティ」構想について (令和3年10月更新) より)

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/openlabo/supercity.pdf>

2. スーパーシティ再提案概要資料紹介

スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する再提案



つくば市は、令和3年4月15日（木曜日）に内閣府へ「スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書」を提出しました。

内閣府への提案後、国において「スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する専門調査会」が開催され、提案した全ての自治体に対して規制改革などについて再提案を求めることとされました。

これを受けて、4月に提案した内容を再構成し、令和3年10月15日（金曜日）に内閣府に再提案を行いました。

提案の概要

提案の概要については、以下のファイルをご参照ください。

 [【概要版】つくばスーパーサイエンスシティ構想 \(PDF 4.4MB\)](#) 

https://www.city.tsukuba.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/013/732/teiansyogaiyou2.pdf



つくばスーパーサイエンスシティ構想

～科学で新たな選択肢を、人々に多様な幸せを～



社会全体が一人ひとりを包み込み、支え合う「誰一人取り残さない」SDGsの精神の下で、世界最高峰の科学技術を結集し、デジタル、ロボティクス等の最先端技術の社会実装と都市機能の最適化を進めていく。

これにより、住民参加を基盤とし、住民と住民、住民と行政のつながりを深化しつつ、出口の見えない社会課題の克服や革新的な暮らしやすさを実現する住民中心のスーパーシティを目指す。



市長
五十嵐 立青



全体統括者（アーキテクト）
筑波大学 鈴木健嗣 教授

実装に向けた取組



先端的サービスの実装

目指す社会

デジタル インフラ整備	マイナンバー・マイナンバーカード利用 拡大、高齢者向けスマホ・タブレット配 布、スマホアドバイザー配置
研究成果の 社会実装と エコシステム	つくばの研究機関（約150機関）から 生み出される研究成果を、実証実験 を経て社会実装
広範かつ大胆な 規制・制度改革	公職選挙法、住民基本台帳法、道 路構造令、道路交通法、道路運送 法、行政機関個人情報保護法、建 築基準法、WTO政府調達協定等
民間事業者等の コミットメント	つくばスマートシティ協議会（産学公 73機関加盟）と連携、データ連携基 盤の構築
住民等の 意向の把握	住民投票、市長キャラバン、オーブ ンハウス、有識者会議、パブリックコメン ト、住民ワークショップ等
住民等の 個人情報の 適切な取扱い	つくば市個人情報保護条例等、職員 データ利活用研修、市独自の倫理原 則

行政		先端的行政サービス（つくばトラスト） ①インターネット投票、②多言語ポータルアプリ、 ③行政手続DX、④行政ビッグデータの活用
移動		先端的移動サービス（つくばモビリティ） ①周辺部コミュニティ・モビリティの導入、②中心部ワン マイル・モビリティの導入
物流		先端的物流サービス（つくばポーター） ①荷物搬送ロボットやドローン等による買物の便利 性向上、②移動スーパーの高度化
医療・ 介護		先端的医療・介護サービス（つくばヘルスケア） ①医療情報や生活習慣情報活用による健康寿 命延伸、②救急医療高度化、③医薬・介護・服 薬の連携、④個人への健康関連データの還元
防犯・ 防災・ インフラ		先端的防犯・防災・インフラサービス（つくばレジ エンス） ①インフラ・エネルギーマネジメント、②避難所・被 災状況の可視化、③地域防犯情報ネットワー ク



- ① 移動の自由と健康な自立を人々へ提供し、安心して暮らせるために都市と郊外の二極化を是正する。
- ② 人生の各段階を支える行政サービスを人々へ提供し、信頼ある行政が支える多文化共生の社会を実現する。
- ③ 安全で持続可能な都市空間を人々へ提供し、活力ある都市力を向上させる。

スーパーシティ構想の推進体制

市長を本部長とする「つくば市スマートシティ推進本部」が推進役となり、つくばスマートシティ協議会、公募で選定した連携事業者、その他連携機関と緊密な連携・協力関係を構築のもと、スーパーシティ構想実現に向けて全庁横断的に取り組む。



連携事業者

連携機関

- 連携事業者（50社）**
 連携して構想の実現に向けて取り組む事業者を公募
- （国立研究開発法人）
 防災科学技術研究所
 農業・食品産業技術総合研究機構
 産業技術総合研究所
 - （国立大学法人）
 筑波大学
 - その他民間企業46社

- （国立研究開発法人）
 国立環境研究所
 科学技術振興機構外国人宿舍
 物質・材料研究機構
 宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センター
 建築研究所

- （大学共同利用機関法人）
 高エネルギー加速器研究機構
- 国土交通省国土技術政策総合研究所
 国土交通省国土地理院
 文部科学省研究交流センター
- 一般社団法人日本経済団体連合会
 株式会社日本政策投資銀行
 G20 Global Smart Cities Alliance

先端的サービスの概要



都市空間で科学する住民中心のスーパーシティ

社会全体が支え合う
「誰一取り残さない」精神



先端的医療介護サービス
(つくばヘルスケア)

人生100年時代に自立していきいきとした生活を

先端的サービスのデータ連携による
まるごと未来都市構想

大学・国研連携を中核とした
スーパーシティエコシステム

周辺部
(小田地区)

国研・民間研究機関



先端的行政サービス
(つくばトラスト)

データ駆動型の地域共生社会を



先端的物流サービス
(つくばポーター)

どこに住んでいても快適に買物ができるまちを

つくば市役所

マイナンバーカードを活用する
共通デジタルID (つくパス)

中心部
(つくば駅周辺地区)

地域課題を克服するための
大胆な規制・制度改革

グリーンフィールド
(70街区)



先端的移動サービス
(つくばモビリティ)

必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を



先端的防犯・防災・インフラサービス
(つくばレジリエンス)

安全で持続可能な都市空間を

周辺部
(宝陽台地区)

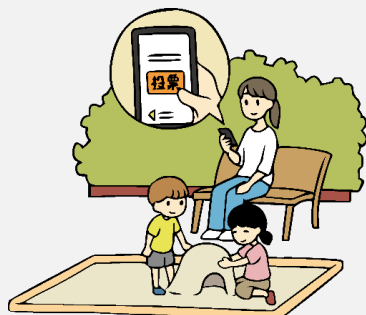
都市OSを活用した
先進的データ連携基盤

データ駆動型の地域共生社会を

規制の特例措置 (公職選挙法、住民基本台帳法等)

- 投票場所について、インターネット投票については投票所以外の場所も認めること。
- 対面規制について、マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、市役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行う場合については適用除外とすること。又はそれらの規定を廃止すること。等

① インターネット投票



- 投票における時間的、距離的負担を大きく軽減でき、移動が困難な人・忙しい人でも投票可能となることで、投票率向上が期待
- 接触の機会が減り、感染症リスクが低減
- 投票所受付を最小化、投票結果集計が迅速化でき、職員の負担軽減とコストの削減

② 多言語ポータルアプリ



- 緊急時にも外国語で迅速に情報提供

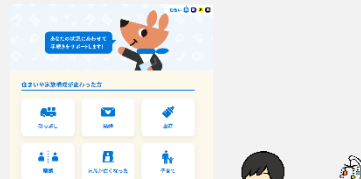


※イメージ画像



- 最新情報を分かりやすく提供
- 属性や希望に応じたコンテンツ表示
- あなた向けの大事なお知らせ、お得な情報をプッシュ通知
- 簡単な操作で手軽に申請

③ 行政手続DX



※イメージ画像



- 住民ニーズに合った行政手続を提供
- 多様な行政サービスを分かりやすくナビゲーション、「書かない・待たない・行かない」を実現
- 何度も同じ内容を書くことなく手続を効率化

④ 行政ビッグデータ活用

- 住民の声などを分析し、制度の隙間問題やデータ分析のバイアス等を検証し、的確なEBPMを推進



- オープンデータなどの充実
- データ連携基盤を通じ民間への活用促進
- 住民主体のまちづくりへの活用
- Civic Tech
- DIYまちづくり

- データに基づき、より分かりやすいUX/UIによって、行政情報をいつでもどこでも誰でも使いやすく



- 住民が参加するアイデアソンなどへ豊富な「行政ビッグデータ」提供することによって、データ分析や可視化を自ら行うことで、住民にはナッジが働き、「地域共生社会」や「SDGs」への取り組みを促進



必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を

規制の特例措置（道路運送車両保安基準、道路交通法等）

- パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の速度の上限を時速10kmとすること。また、パーソナルモビリティについても同様の取扱とすること。等

① 周辺部コミュニティ・モビリティの導入

区域内移動サービス

- パーソナルモビリティ+AIオンデマンドバスサービスで地域内の主要な目的地（病院、店舗、公共施設等）へのスムーズな移動を実現
- 乗降ポイントは現在のつくたく利用実績データの解析により設定
- 中心部との結節点であるつくば駅周辺に接続



つくば駅周辺をハブとして、区域内移動サービスと中心部移動サービスを連結→日常の自由な移動と中心部へのアクセス向上を実現

区域内移動サービス、中心部移動サービス及び既存交通サービスをMaaSプラットフォームから検索・予約・決済を可能とすることで交通ネットワークを最適化

② 中心部ワンマイル・モビリティの導入

中心移動サービス

医療MaaS

- 筑波大学附属病院との連携により、移動と診察を組み合わせたサービスを提供



こどもMaaS

- 市内主要公園を低速自動走行モビリティで結び、親子での外出を支援



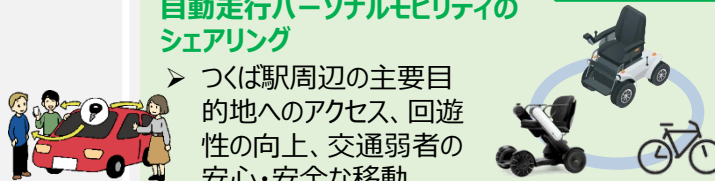
タクシーの相乗りサービス

- 既存交通サービス（路線バス、コミュニティバス）を補完し、中心部の移動の新しい選択肢を提供



自動走行パーソナルモビリティのシェアリング

- つくば駅周辺の主要目的地へのアクセス、回遊性の向上、交通弱者の安心・安全な移動



自動運転循環バス

- 学校、研究機関等の主要機関が集積する学園東大通り、スマートキャンパス化する筑波大学構内を接続



シェアードスペース（歩車共存空間）の社会実装



- シェアードスペースでは、歩行者、パーソナルモビリティ、ロボット、低速の車両等が同一空間を安全に通行
- 車両速度を道路側の設備等から強制的に制御することで歩行者の通行の安全を確保

参考：通院、受診、会計をシームレスにつなぐ交通弱者等の受診支援

（令和3年度国土交通省「スマートシティモデルプロジェクト」、つくば医療MaaS事業より）





どこに住んでいても快適に買物ができるまちを

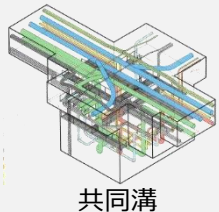
① 荷物搬送ロボットやドローン等による買物の利便性向上

【中心部】中心部の日常の買物をさらに便利に
対象：時間にゆとりのない子育て世代

荷物搬送ロボットとドローン活用による配送支援

- 中心部の大型スーパー等から70街区を空の道で結び素早く配送（さらに各戸のベランダに直接配送）
- 希望のタイミングで荷物搬送ロボットが自宅まで配送

将来的には共同溝を活用した配送も



70街区

ペDESTリアンデッキ付近

荷物搬送ロボットによる365日24時間配達

- ペDESTリアンデッキ付近の飲食店等から自宅へデリバリー
- 夜間等の配送も可能

自動追従型荷物搬送ロボットによる購入品の搬送支援

- 中心部の大型スーパー等から徒歩圏内の方へのサービス提供

近所のスーパー

規制の特例措置（道路交通法、道路交通法施行規則等）

- 荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる歩行補助車と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該荷物搬送ロボットの無人自動走行を可能とすること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さについては、これを撤廃するとともに、幅及び長さの要件を緩和すること。等

② 移動スーパーの高度化

【周辺部】周辺部の点在するお店をもっと近くに
対象：買物等が困難な高齢者



移動スーパーの位置が見える化

- 到着時間を正確に把握し、ムダなく買物

自宅と営業場所間のパーソナルモビリティ活用

- 到着時刻に合わせて自宅からパーソナルモビリティで自動運転で移動
- 買物後は、荷物を載せて自宅へ

医薬品等の販売

- 遠隔医療の受診後、処方薬を移動スーパーでお届け

宝陽台地区

規制の特例措置

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等)

- 自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。

人生100年時代に自立していきいきとした生活を

①健康寿命延伸

生活・医療の情報をもとに健康な生活を



②救急医療高度化と人生計画

いつでもどこからでも医療と安心を



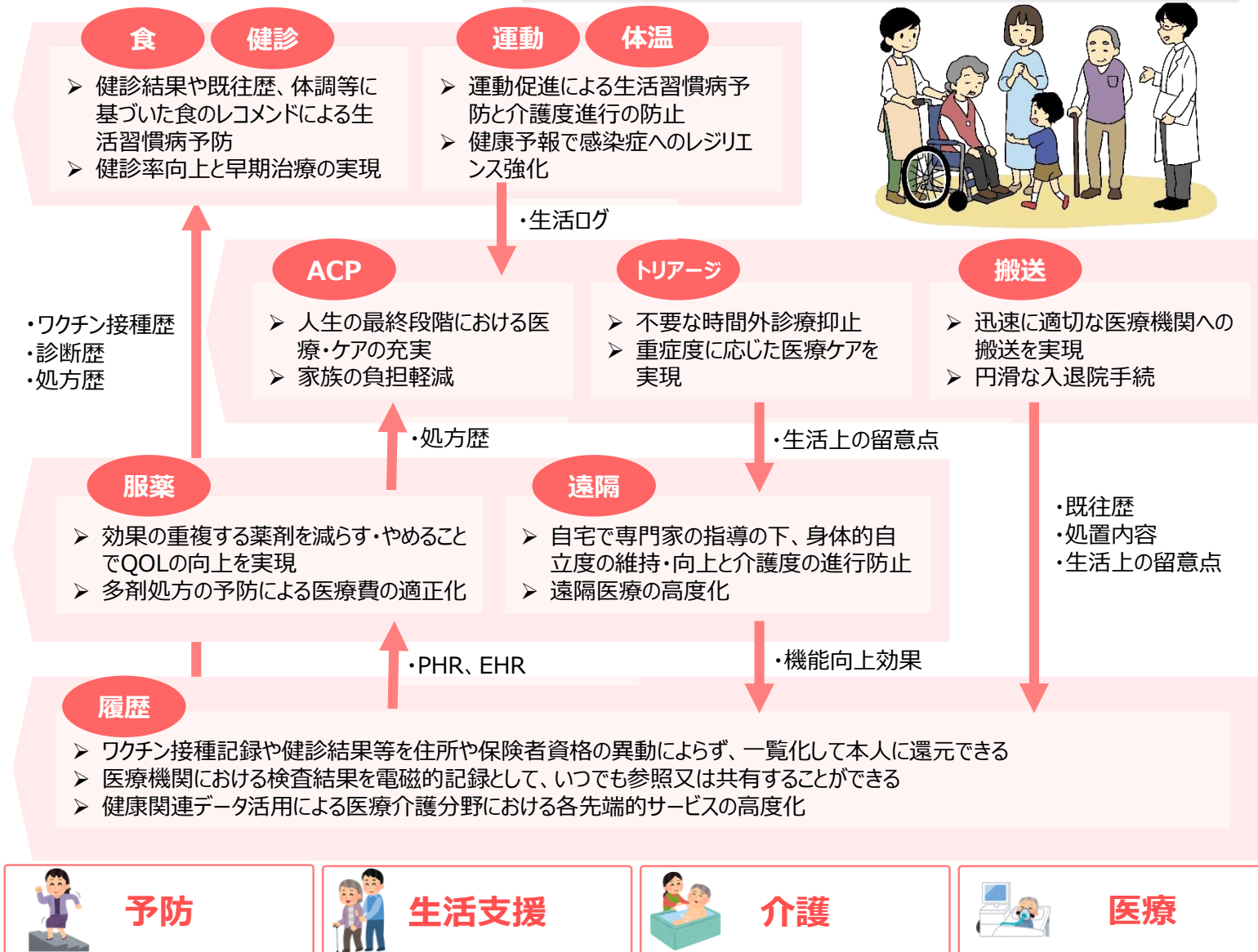
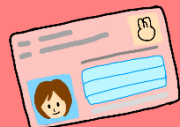
③医療・介護・服薬の連携による包括的サービス

住み慣れたまちで自分らしい人生を



④個人への健康関連データの還元

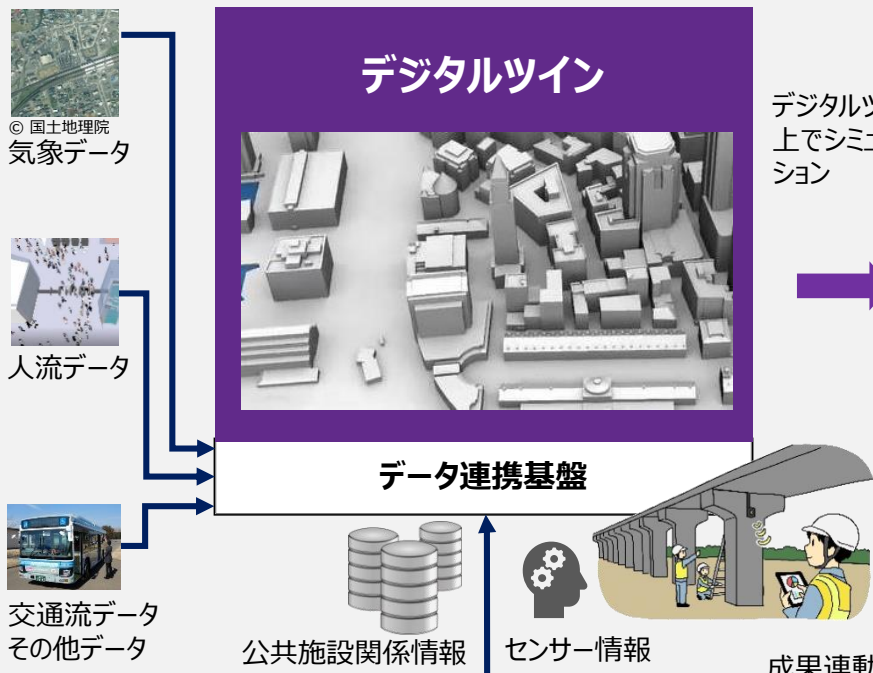
自分の手元に生涯の健康記録を



安全で持続可能な都市空間を

① インフラ・エネルギー・マネジメント

安全で持続可能な都市空間を

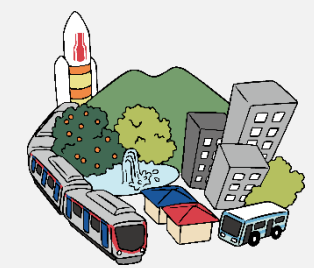


公共施設包括管理による
効率化・高度化

SIBによる予防保全
(長寿命化)

※SIB (ソーシャル・インパクト・ボンド)

成果連動型
民間委託契
約方式



- インフラ維持管理に関する
トータルコストの縮減

規制の特例措置 (建築基準法等)

- 高圧ガス保安規則、消防法上の基準を満たし、国家戦略特区計画に定められた水素貯蔵施設については、当該計画の内閣総理大臣の認定をもって特定行政庁の許可があったものとみなすこと。等

② 避難所・被災状況の可視化

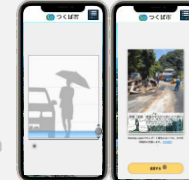
住民とつくる災害に強いまちを

避難所等の見える化



- 避難場所や災害状況の見える化

被災状況の共有



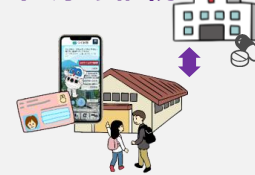
- 住民や職員が市の災害対策本部に被災状況を共有

災害対応の効率化



- 災害対策本部
双方向コミュニケーション等による効率化

医療の継続



- 避難所での必要医療の継続

③ 地域防犯情報ネットワーク

住民みんなで見守り安心で安全なまちを



- 不審者情報等をデジタルツイン・地図上に表示・共有し、見守り力を強化
- アプリで通知することで犯罪リスクを軽減

『オンラインでいつでもどこからでも選挙の投票を』

つくば市が抱える問題

- 投票所までの移動手段がない。公共交通で市内全域を網羅できておらず、自家用車がないと移動が困難
- 住民が地理的、時間的な制約を受けており、結果として住民の政治参加が妨げられている状況が顕在化
- 投票所等での感染症リスクの感染拡大の懸念
- 感染症患者は行動制限のため投票が困難
- 投票所運営、投票結果集計等の職員負担とコスト増

目指す未来と取組内容

- スマートフォンやタブレットから本人確認、秘密投票が確保されたインターネット投票を実現
- 投票における時間的、距離的負担を大きく軽減でき、移動が困難な人・忙しい人でも投票可能となることで投票率向上が期待
- 接触の機会が減り、感染症リスクが低減
- 投票所受付を最小化、投票結果集計が迅速化でき、中長期的には職員の負担軽減とコストが削減

① インターネット投票

【従来の投票】



- ✓ 時間の制約（投票所の開設時間）
- ✓ 地理的制約（決められた投票所）
- ✓ 移動の制約（投票所内外へのアクセス）
- ✓ 財政負担（場所と人の確保）
- ✓ 人的負担（立会・残業・深夜労働）

【インターネット投票】

制約と負担を軽減し、いつでもどこからでも投票可能に



共通デジタルID（つくパス）
による厳正な個人認証



1. スマートフォン/タブレットにつくばアプリをインストール（初回のみ）
2. マイナンバーカードで公的個人認証（初回のみ）
3. つくばアプリで投票ページを参照し、顔認証とパスワードで本人確認
4. 候補者を選択し、投票
5. 投票結果は暗号化され、投票者情報と切り離されて集計



- ※ 3年間にわたる行政が行う事業の審査でのインターネット投票システムの実証実績
- ※ 基本構想の住民意向の確認にインターネット投票を実施
- ※ 2021年度市内公立学校での生徒会選挙での活用（GIGAスクール構想と連携）

規制の特例措置（公職選挙法）

- 投票場所について、インターネット投票については投票所以外の場所も認めること。
- 期日前投票について、インターネット投票については期日前投票所以外にも認めること。等

つくば市が抱える問題

- 行政情報は、ホームページや各種アプリなどにバラバラに分散
- 自分が受けられるサービスを必要なタイミングに知ることが困難
- 届出や手続きをしたとき、一緒に行える手続きが不明瞭
- 外国人の言語の壁による情報格差が発生し、日本人と同じ情報が取得困難

目指す未来と取組内容

- 分散する行政情報を集約し、多言語で表示するポータルアプリを構築。住民の希望（オプトイン型）により、属性情報や関心事項に基づき個別化された適時の情報発信
- 住民は関心のある情報を見逃すことなく受け取ることが可能
- 緊急時にも外国語で迅速に情報取得

②多言語ポータルアプリ

「パッと見られて」「すぐ気づく」



窓口
各種申請

観光
イベント

移動
(MaaS)

医療
福祉

防災



ごみ



図書館



教育・
子育て



各種相談



- 災害等緊急時にも外国語で迅速に情報提供

つくばアプリ



※イメージ画像



学生

子育て世代

外国人

高齢者

規制の特例措置

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律）

- 署名用電子証明書の失効について、失効せずに当該異動等の際に使用した電子証明書により住所情報を書き換えることを可能とすること。等

- ・最新情報を分かりやすく提供
- ・属性や希望に応じたコンテンツ表示
- ・住民向けの大事なお知らせを個別化してプッシュ通知
- ・簡単な操作で申請

『書かない・待たない・行かない窓口を』

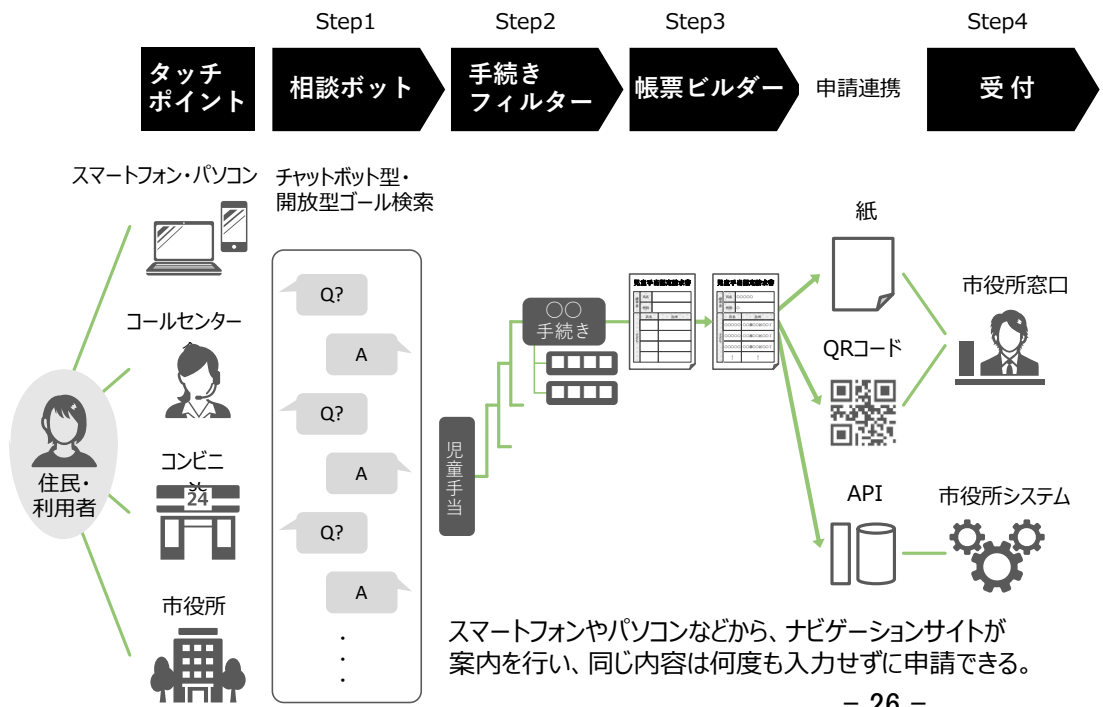
つくば市が抱える問題

➢ 住民ニーズに合った、行政手続窓口サービスが実現できていない。特に、デジタルトランスフォーメーションの観点からデジタル技術を活用した住民のユーザーエクスペリエンスの向上（何度も同じ内容を記載不要にすることなど）と、行政内部の業務効率化への対応

目指す未来と取組内容

- 行政手続に関する住民ニーズ調査を基に、窓口業務のサービスデザイン観点から、行政手続窓口をデジタル化（DX）
- 多様な行政サービスをナビゲーションするサイトを構築。行政手続での「書かない・待たない・行かない」を実現
- 行政サービス利用時の煩雑な申請手続を改善するための、行政手続棚卸しを実施、申請書作成手続を効率化

③行政手続DX



規制の特例措置（住民基本台帳法等）

- 対面規制等について、マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、市役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行う場合については適用除外とすること。

『行政ビッグデータで住民主体のまちづくりを』

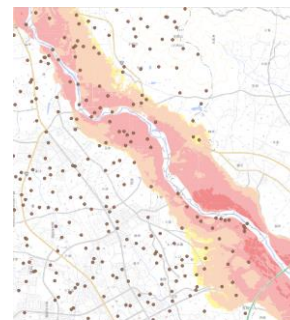
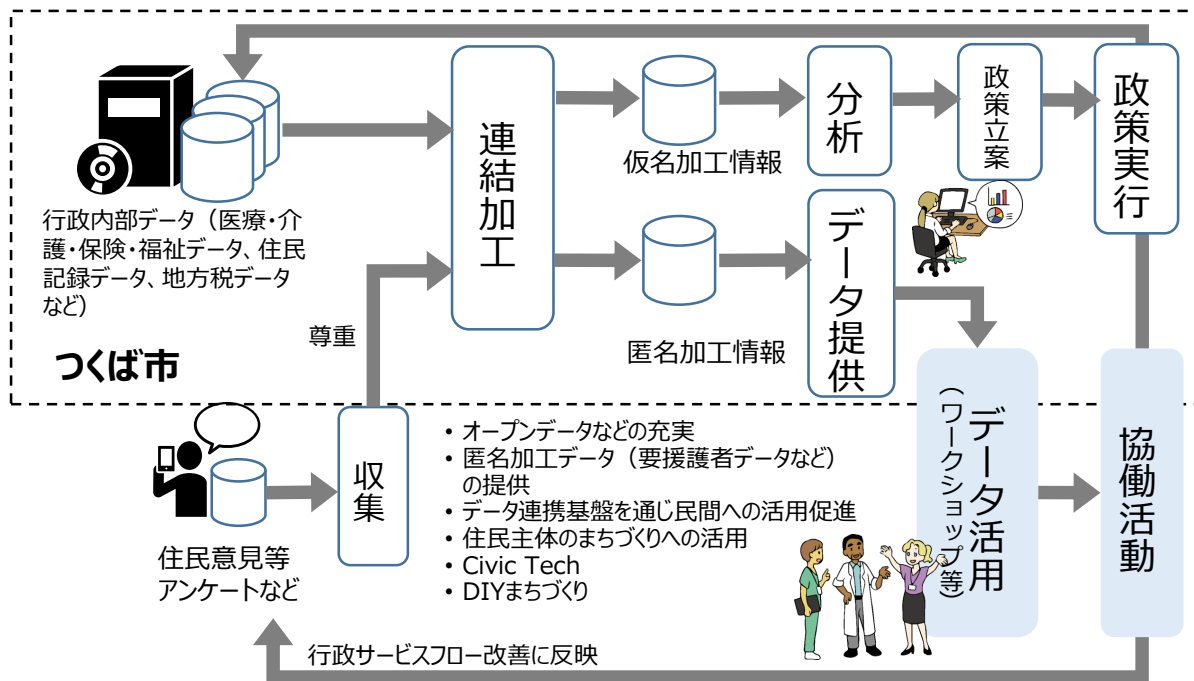
つくば市が抱える問題

- 地域の公的サービスと協働して、住民が主体的に地域課題の解決に参加できていない状況
- 住民は、市役所内部の大量のデータ（災害時に支援が必要な人のデータなど）へアクセス不可
- 複数の分野・地域にまたがる複合化・複雑化した課題に対し、市役所側の受け止めが不十分

目指す未来と取組内容

- 豊富な「行政ビッグデータ」の庁内共有・外部提供と、その分析により、地域課題を可視化
- 本人確認がなされた上での住民意見を収集する手段を開発し、住民意見等を分析し、制度の隙間問題やデータ分析のバイアス等を検証し、よりの確なEBPMを推進
- 住民と行政が一体となった「Hack My Tsukuba（データを活用したアイデアソン）」等のワークショップを実施し、住民が主体的に活動する「地域共生社会」や「SDGs」を実現

④行政ビッグデータの活用



ハザードマップと要援護者の重ね合せ図



規制の特例措置（行政機関個人情報保護法）

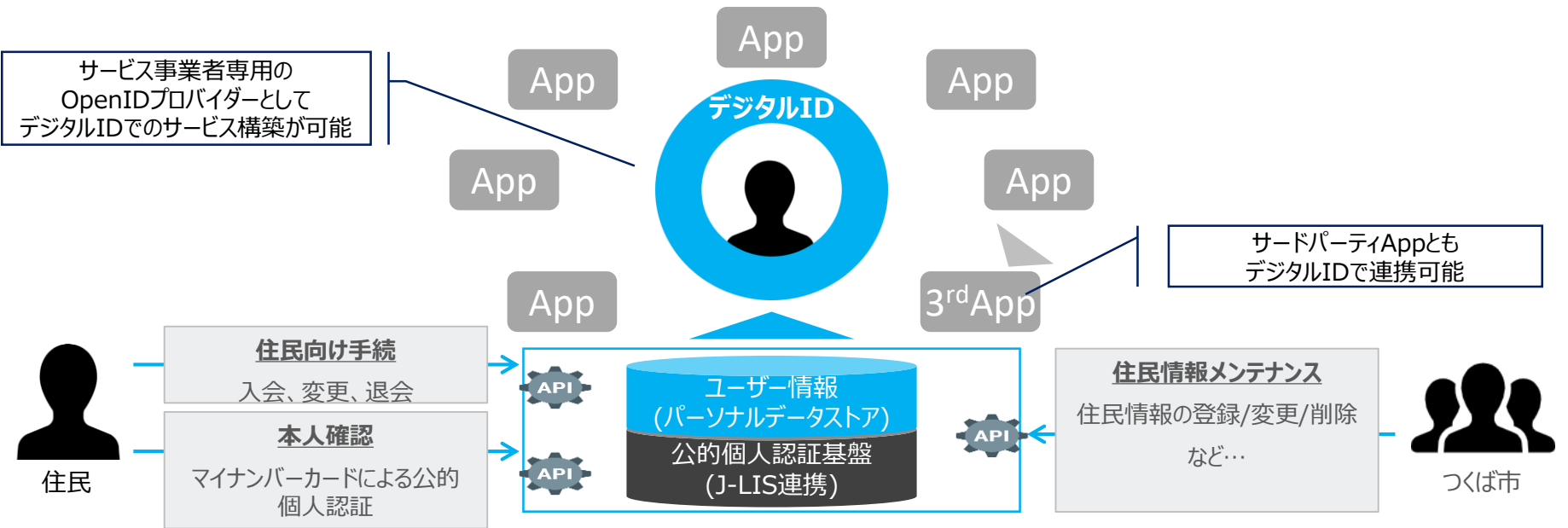
- 行政機関非識別加工情報の作成等について、企業等が行政機関へ行政機関非識別加工情報の提案を行う際に、企業が行政機関へ個人情報を提供し、行政機関側で企業側情報と行政機関側情報を結合した上で非識別加工して当該加工情報を受領できるようにすること。



共通デジタルID 「つくパス」

概要

公的個人認証により本人確認済みのIDで複数のサービスをつなぐ共通デジタルIDプラットフォーム。
つくば市がデジタルID発行の主体となり、その他の連携事業者が OpenIDプロバイダー（ID認証・認可プロバイダー）になるための機能もWEBサービス（WEB-API）として提供、複数サービスが連携した統合サービスが構築可能。



Point ①

本人確認済みのデジタルID
マイナンバーカードをもとに本人確認の点検が完了したデータを使って、住民のデジタルIDを作成

Point ②

複数事業者でのデジタルID利用
このデジタルIDを既存のサービスのアカウント情報や新しく利用するサービスで住民情報を連携

Point ③

安全なサービス連携
認証・認可のプロセスを通じ、他のサービスに対し、最新の住民情報を提供

Point ④

オプトインによる本人同意
ID連携が必要となる住民情報はオプトインによる本人の同意が取得できたもののみ連携



先端的移動サービス（つくばモビリティ①）

『必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を』

つくば市が抱える問題

- 公共交通で市内移動するのが不便で、自家用車がないと、買物や通院など日常生活が不便
- 高齢者、障害者を支える移動手段が不足していることにより、ひきこもりがちになり社会参加が低下し、また、送迎など家族の負担や交通事故が増加

目指す未来と取組内容

- AI配車技術を活用したオンデマンドバスサービスを導入し、日常生活圏における目的地（病院、店舗、公共施設等）へのスムーズな移動を実現
- 自動走行機能を有するパーソナルモビリティを地区内シェアリングサービスとして導入し、オンデマンドバスの乗降場所まで離れている利用者でも利用しやすい環境を構築し、安心・安全な外出を実現

① 周辺部コミュニティ・モビリティの導入



- パーソナルモビリティシェアリングサービスで、自宅周辺、最寄りのバス停までの移動をサポート
- 自動走行機能により、高齢者、障害者の安心・安全な外出を支援

- オンデマンドバスサービスで、日常生活における移動目的地へスムーズに移動
- 交通結節点であるつくば駅周辺に接続することで、中心部の利便性へもアクセス



「つくばアプリ」へ MaaS機能を実装

「つくばアプリ」からの検索・配車・決済を可能にし、利用しやすい交通サービスを実現

オンデマンドバスの運行情報（ダイヤ、走行位置等）、移動スーパーの運行情報と連携させたパーソナルモビリティの自動配車、アプリから配信される地域のイベント情報・コミュニティ活動情報等からの外出のきっかけ作りなど、多様なデータと連携することで目的に合わせたモビリティサービスを提供

データの活用

オンデマンドバス 移動スーパー

運行情報（ダイヤ、走行位置等）と連携させ、パーソナルモビリティを自宅まで自動配車

つくたく利用データを解析

※10年間にわたるデマンド交通サービス（年間5.5万人）の運用実績

規制の特例措置（道路交通法等）

- パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さ要件を撤廃するとともに、幅及び長さの要件を緩和すること。また、パーソナルモビリティについても同様の取扱いとすること等

つくば市が抱える問題

- つくば駅周辺の主要ランドマークを歩いて回るためには各施設間の距離があるため、回遊性に乏しく、中心部の賑わい減少が顕在化
- 近距離の移動であっても自家用車頼り

目指す未来と取組内容

- つくば駅周辺地区のペDESTリアンデッキでのパーソナルモビリティのシェアリング、学園東大通り・筑波大学構内での自動運転循環バスを提供し、つくば駅周辺の主要目的地へのアクセス、回遊性を向上
- つくばアプリを通じて、既存幹線交通へのスムーズな乗り継ぎを実現しつつ、タクシーの相乗りサービスや大学附属病院との医療MaaS、親子での外出に優しいこどもMaaSなど、新たな選択肢を提供

② 中心部ワンマイル・モビリティの導入

医療MaaS

- 大学附属病院との連携により、移動と診察を組み合わせたサービスを提供



自動走行パーソナルモビリティのシェアリング

- つくば駅周辺の主要目的地へのアクセス、回遊性の向上、交通弱者の安心・安全な移動



遠隔型自動運転システムによるモビリティや電動キックボード、シェアバイク等



こどもMaaS

- 市内主要公園を低速自動走行モビリティで結び、親子での外出を支援
- こども単独での習い事等への安全な移動を支援



タクシーの相乗りサービス

- 既存交通サービス（路線バス、コミュニティバス）を補完し、中心部の移動の新しい選択肢を提供



自動運転循環バス

- 学校、研究機関等の主要機関が集積する学園東大通り、スマートキャンパス化する筑波大学構内を結ぶ



公共交通サービス、パーソナルモビリティ、民間送迎サービスも含めた交通ネットワークの全体最適化

規制の特例措置（道路交通法等）

- 旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で走行させようとする場合であっても、自動運転車の遠隔監視及び操作に限定した場合は、第二種免許でなく、第一種免許での運転を可能とすること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の速度の上限を時速10kmとすること。また、パーソナルモビリティについても同様の取扱いとすること等



先端的物流サービス (つくばポーター①)

『中心部の日常の買物をさらに便利に』

つくば市が抱える問題

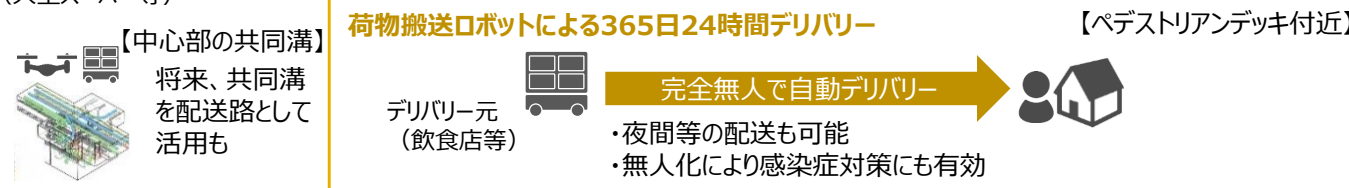
- 家事や育児で手が離せない、共働きで平日昼間は不在等、自分の都合に合わせて、欲しいときに荷物を受け取ることが困難
- ベビーカー利用時やこどもと一緒にの買物等、重い荷物を運ぶのが困難

目指す未来と取組内容

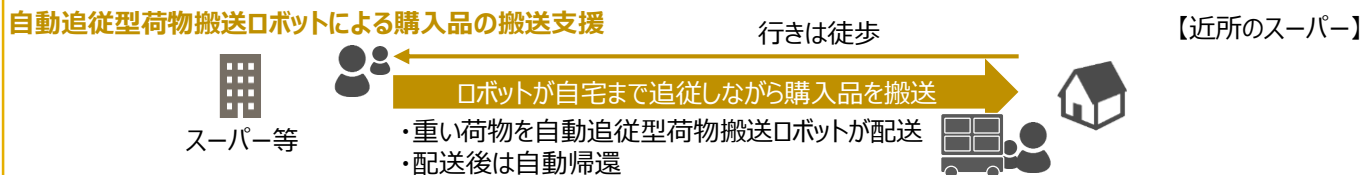
- グリーンフィールドの高層住宅へのドローン配送、ペDESTリアンデッキでの荷物搬送ロボットによる365日24時間デリバリー等、いつでもどこでも便利に荷物を受け取れる仕組みを確立
- 買物後の重い荷物を自動追従型荷物搬送ロボットが配送支援、こども連れでも買物が便利に

① 荷物搬送ロボットやドローン等による買物の利便性向上

欲しいときに荷物が届く



重い荷物を自動で運んでくれる



規制の特例措置

(道路交通法等)

- 荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる歩行補助車と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該荷物搬送ロボットの無人自動走行を可能とすること。なお、当該荷物搬送ロボットについては、道路運送車両法の適用除外とすること。等



先端的物流サービス（つくばポーター②）

『周辺部の点在するお店をもっと近くに』

つくば市が抱える問題

- 近くにスーパーがなかったり、移動販売の時間が合わなかったりと、自家用車がないと周辺地区における生活用品の買物が困難
- 医療機関や薬局が近くになく、遠隔医療を受けた場合でもその後の処方薬の受取が困難

目指す未来と取組内容

- 移動スーパーの現在地、到着時間をスマートフォンで確認可能にし、到着時間に合わせて自宅からパーソナルモビリティで移動する買物を実現
- 医療機関、薬局、スーパーの連携により、遠隔診療後に処方薬を移動スーパーで受取

②移動スーパーの高度化

移動スーパーの見える化

自宅と営業場所間の
パーソナルモビリティ活用

パーソナルモビリティで楽々移動



到着時間ちょうど
に営業場所へ

自動運転で移動



自動運転で帰宅

荷物と一緒に
移動



移動スーパーの位置を見える化

移動場所、到着時間等がスマホでわかる

移動スーパーの現在地をリアルタイム表示



その他、こんな機能も

・運行状況等の**プッシュ通知**
渋滞、工事等で到着時間の遅れを通知
おすすめ商品や在庫状況のお知らせ等

・**キャッシュレス**
レジの効率化
購買データの活用（ニーズに応じた商品提供等）

欲しいものが届く

医薬品等の販売

遠隔医療受診後の薬をお届け

自宅で遠隔医療



移動スーパーで受け取り



生活習慣情報・
パーソナルヘルス
レコードに基づいて
たおすすめ
の食品や日用品
の提供も



規制の特例措置

（道路交通法施行規則等）

- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さについては、これを撤廃するとともに、幅及び長さの要件を緩和すること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱とすること。等

『生活・医療の情報をもとに健康な生活を』

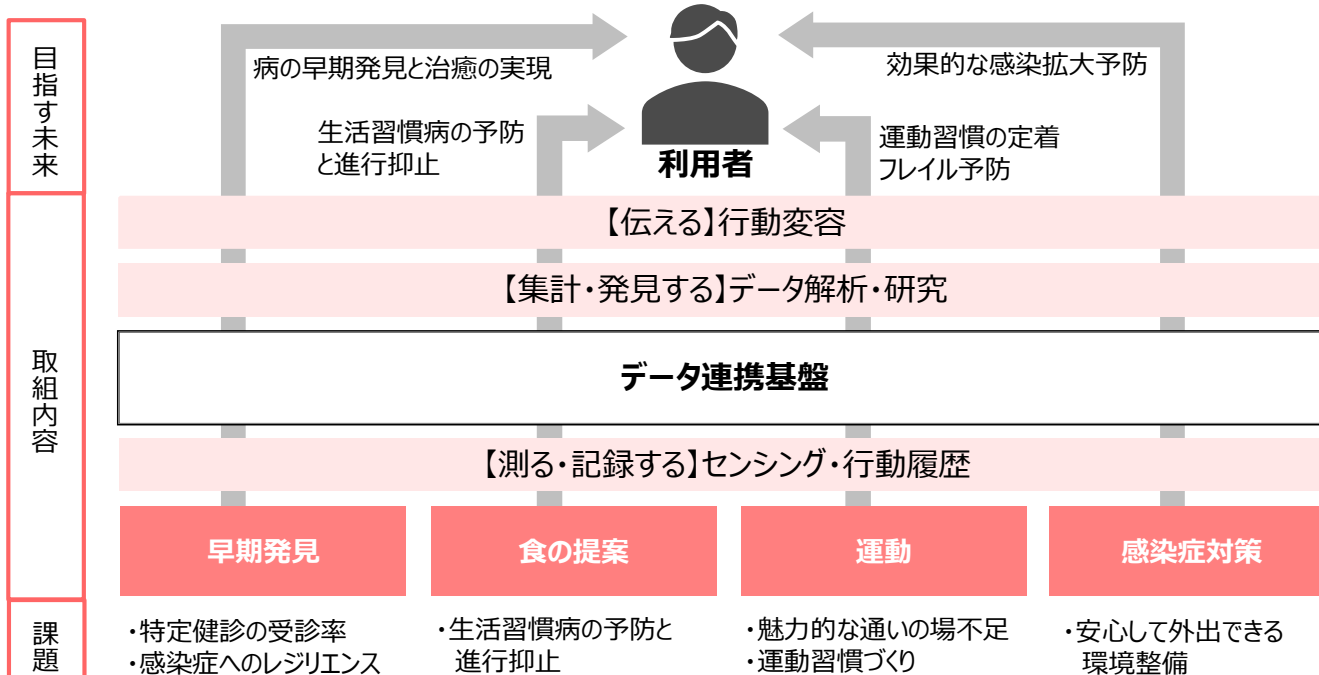
つくば市が抱える問題

- 高齢者の病気療養や要介護の期間が長期化（平均寿命と健康寿命とのかい離）
- 標準化医療費全体に占める生活習慣病は約5割であり、茨城県の標準化医療費よりも高額
- 特定健診の低受診率
- 高齢者の外出の機会や意欲が低下。他方、感染症の流行下では、外出を自粛するなどの活動縮小が必要

目指す未来と取組内容

- 生活情報と医療情報に基づいた食のレコメンドを実施し、糖尿病等の生活習慣病を予防・進行抑止
- コミュニティの形成支援と運動の習慣化により、外出意欲を創出、運動習慣の定着とフレイル予防を実現
- 行動タイプ別の勧奨通知を行い、病の早期発見と治療を実現
- 体温管理等による健康予報により、効果的な感染拡大予防

① 医療情報や生活習慣情報活用による健康寿命延伸



規制の特例措置
 （臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設）

- 検体測定室で得られた測定結果の診療利用を可能とすること。



『いつでもどこからでも医療と安心を』

つくば市が抱える問題

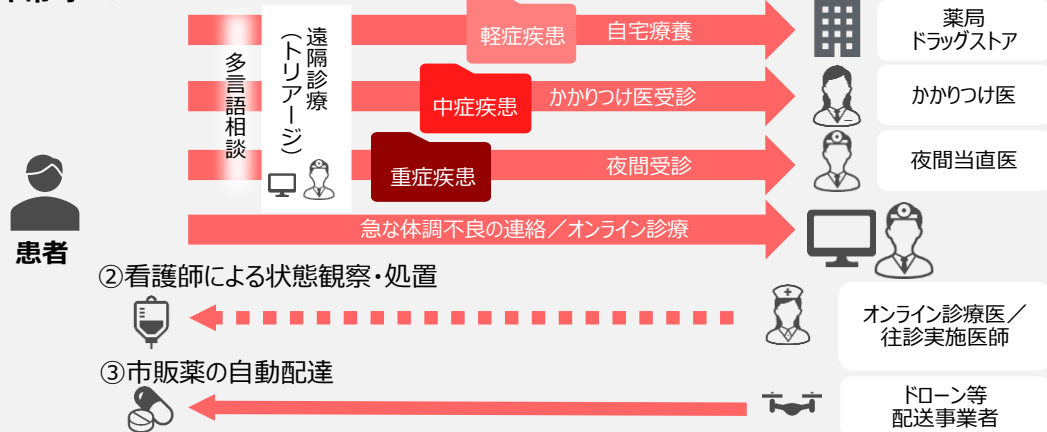
- 都市と郊外の二極化により、救急医療へのアクセスに地域差
- 侵襲的治療非希望や蘇生行為不要といった人生の最終段階における医療に対する希望が搬送後に判明
- 同時多発的な搬送要請が生じた場合、地理的距離だけでなく、必要な医師・医療設備、重症度と緊急度に応じた搬送が必要
- 感染症予防及び医療費の適正化の観点から、セルフメディケーションの促進が必要

目指す未来と取組内容

- 電子データでのアドバンス・ケア・プラン（ACP）作成・管理により人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の希望を尊重
- 遠隔医療相談等による医療トリアージにより、不要な時間外診療抑止とセルフメディケーションを促進
- 緊急時において、生体認証に基づき医療関連情報を共有、適切な医療機関への搬送と救急医療を高度化

②救急医療高度化と亡くなる日までの人生計画

平常時 ①医師への医療相談



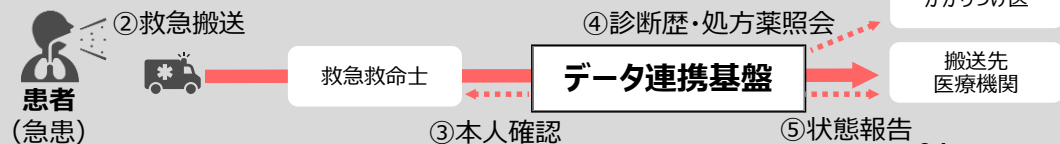
目指す未来

- ・適時適切な受診の判断ができる
- ・安心して自主服薬に取り組める



▲こどもの体調不良について、遠隔医療相談で救急受診の要否を医師に相談するイメージ

緊急時 ①（※事前）ACPの作成／緊急時の情報開示に係る事前同意



- ・人生の最終段階における医療・ケアの充実
- ・適切な医療機関への搬送ができる
- ・転院搬送高度化による医療資源確保

規制の特例措置

（消防法施行令 等）

- 転院搬送時の医療機関の管理について医師・看護師の遠隔観察を可能とするとともに、救急隊2名編成を維持すること。

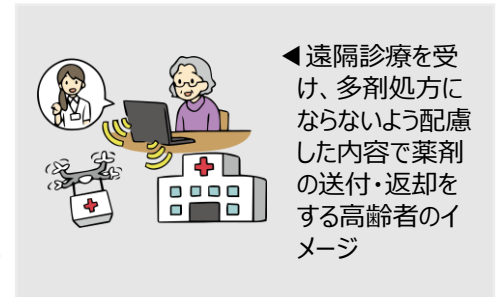
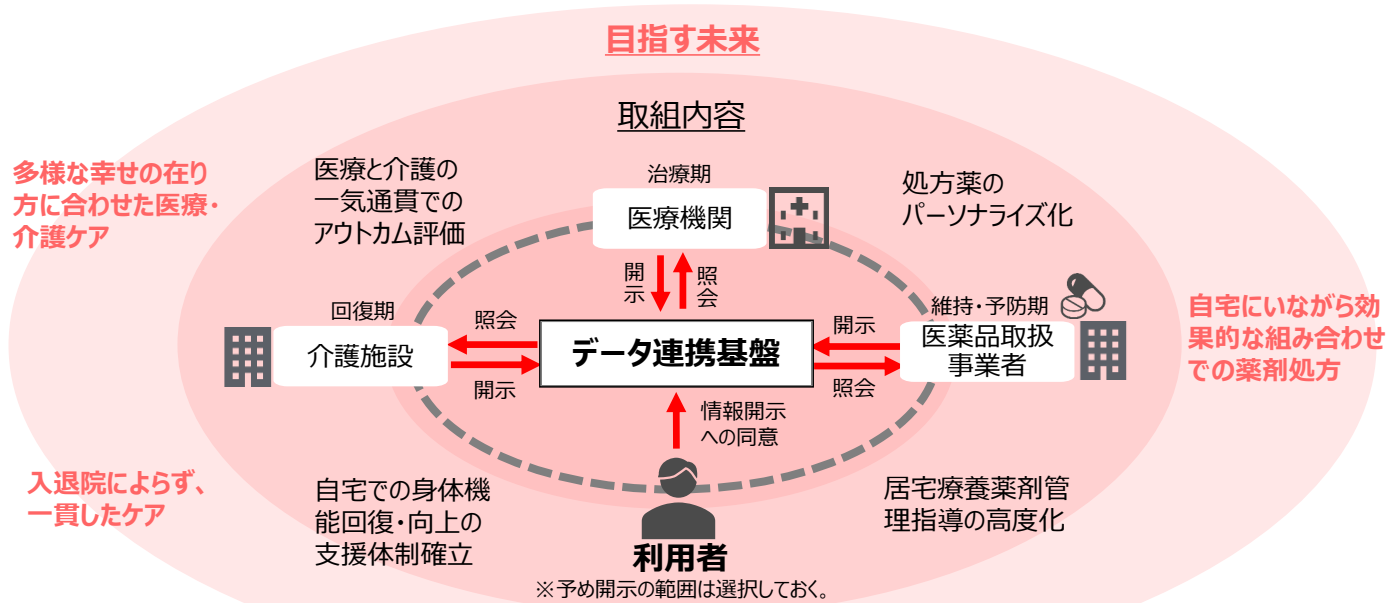
つくば市が抱える問題

- 医療と介護の分断によるサービスの空白地帯が存在
- 感染症予防の観点から、施設への通所のためらい
- 医療機関と介護施設で情報が分断していることから、各機関・施設において身体機能の維持・改善のみが評価対象となっており、先天的な機能差等を加味し、個人の感じ方（幸福度）を含めた評価が不可能
- 病院間及び薬局間で処方薬の情報が統合されていないため、複数の病院に通院する人ほど、多剤処方となる傾向

目指す未来と取組内容

- 医療・介護・薬局間で相互に情報を参照・分析・評価できる環境を構築、効果的な組み合わせの薬剤処方や多様な幸せの在り方に合わせたケアを実現
- 自宅等で専門家の指導の下、身体機能改善プログラムを受けられる仕組みを構築、入院によらず、一貫したケアを提供

③医療・介護・服薬の連携による包括的サービス



規制の特例措置

（個人情報の保護に関する法律施行令）

- 診療情報の開示について、開示の請求を行った者が希望する場合については、診療情報の電子データの電子メール等での交付を可能とすること。

『自分の手元に生涯の健康記録を』

つくば市が抱える問題

- 診療情報等の開示方法（紙、電子データなど）は、医療機関の管理者の指定する方法に限定
- 制度上、個人情報の開示についても書面交付が基本で、例外も請求者の同意の下、取扱事業者が決定
- 医療情報は機微性が高く、医療分野におけるマイナンバーの活用が限定的

目指す未来と取組内容

- 健康・医療情報の個人へのデータ還元により、自分の症病歴や処方薬の内容をいつでも閲覧可能化
- 機関間の健康関連データの情報連携により、検査・診断結果や処方薬情報、予防接種履歴を本人及び本人が同意した事業者が一元的に参照することを可能化。資格異動時にもシームレスに健診結果を連携

④マイナンバー及びマイナンバーカードを用いた個人への健康関連データの還元

目指す未来

・自分の傷病歴や処方薬の内容をいつでも閲覧



・転出入によらない健診・予防接種の記録



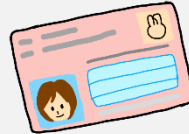
・資格異動時にもシームレスに健診結果を連携



個人がマイナンバーカードによる個人認証の下、データを照会

【照会例】病歴、服薬履歴、検査結果、健診結果、予防接種履歴、障害者認定

利用者
照会 ↓ ↑ 開示

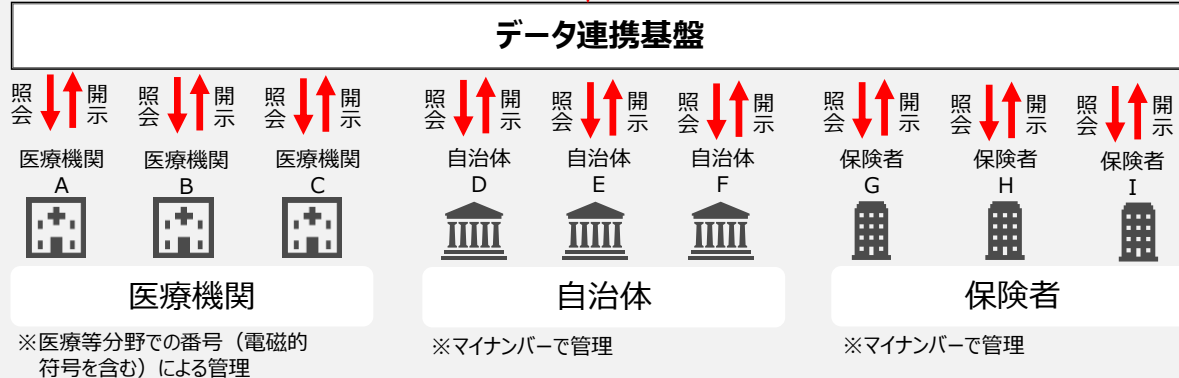


※照会したデータ別に統合されたもの



※厚労省が進める医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の取組みの方針を斟酌する。
※国の取組みを活用できるよう応用のきく仕組みづくりに配慮する。

取組内容



規制の特例措置

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

- 自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。

『安全で持続可能な都市空間を』

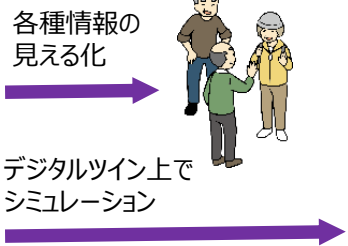
つくば市が抱える問題

- 研究学園都市建設時に整備されたインフラが一斉に老朽化し、更新時期が集中
- 公務員宿舎の処分による跡地開発等により、つくば駅周辺の緑豊かなゆとりある街並みが大きく変化するとともに、大規模商業施設の閉店等によりまちの賑わいが減少

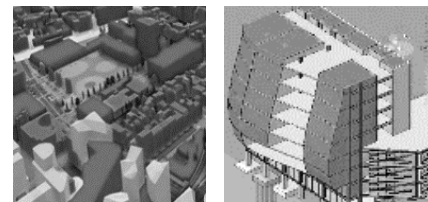
目指す未来と取組内容

- SIBによる民間資金を活用した予防保全（長寿命化）の実施及び公共施設包括管理による専門性の向上及び維持管理の効率化によりインフラ維持管理に関するトータルコストを削減
- デジタルツイン上でのシミュレーションによる都市空間のスマートプランニングによる市街地の活性化やカーボンニュートラルの実現

① インフラ・エネルギーマネジメント

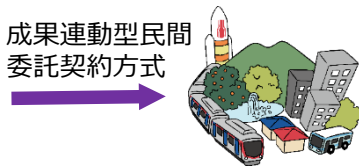


- 都市空間をスマートプランニング及びPDCAサイクルの実施
- 市全体や公共施設の快適な都市空間を保ちつつカーボンニュートラルの実現



公共施設包括管理による
効率化・高度化

SIBによる予防保全
(長寿命化)
※SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）



- インフラ維持管理に関するトータルコストの縮減

規制の特例措置
(建築基準法)

- 高圧ガス保安規則、消防法上の基準を満たし、国家戦略特区計画に定められた水素貯蔵施設については、当該計画の内閣総理大臣の認定をもって特定行政庁の許可があったものとみなすこと。

『住民とつくる災害に強いまちを』

つくば市が抱える問題

- 災害時の被害状況や避難所の開設状況等の確認、定時報告等が手間
- 比較的災害が少ないため、訓練だけでは避難所運営に関するノウハウが蓄積しにくい状況
- 避難者の病歴等がわからないため、医療継続が困難

目指す未来と取組内容

- 避難所の開設状況や被害状況、混雑情報、備蓄品、電源供給可能な水素燃料電池バスの位置を地図上で可視化し、住民の安全・安心な避難を支援
- 災害対策本部と避難所担当職員を双方向でつなぎ、市役所の災害対応を効率化
- 避難所での必要医療の継続

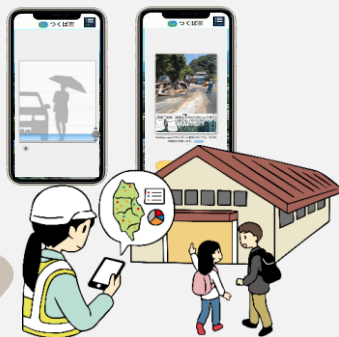
②避難所・被災状況の可視化

避難所等の見える化



- 避難所の開設状況や被害状況、混雑情報、備蓄品、電源供給可能な水素燃料電池バスの位置を地図上で可視化

被災状況の共有



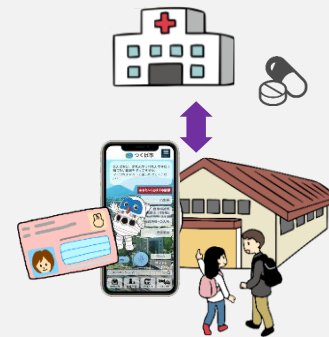
- 住民や職員が市の災害対策本部に被害状況を共有

市役所の災害対応の効率化



- 災害対策本部と避難所担当職員を双方向で接続

医療の継続



- 生体認証等により病歴、処方歴等を把握し、医療を継続

規制の特例措置（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

- 自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。



『住民みなで見守り安心で安全なまちを』

つくば市が抱える問題

- 近隣に血縁者がいない核家族の増加や共働き世帯の増加等により、地域における相互助け合い力が低下
- 犯罪件数は県内でも高止まり

目指す未来と取組内容

- 学校が収集した不審者情報をつくばアプリの地図を經由して、保護者等希望する住民にプッシュ配信し、犯罪回避を促すことにより安全・安心なまちを実現
- 不審者情報等を地図・デジタルツイン上に表示・共有し、市役所や警察での対策に活用

③地域防犯情報ネットワーク



つくば市行政経営懇談会設置要項

(設置)

第1条 複雑多様化する行政環境の下で、分権時代にふさわしい効率的、効果的な行政運営のあり方について、広く意見を聴くため、つくば市行政経営懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に提言する。

- (1) 行財政改革に関すること。
- (2) 行政評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行政運営の推進に関し必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、委員12人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 市内に在住、在勤、在学する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、必要に応じて座長が招集し、座長はその議長となる。

2 懇談会は、分科会を設置できるものとする。分科会は、委員の互選によって分科会ごとに座長を定め、分科会座長はその議長となる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において処理する。

附 則

この要項は、平成19年7月2日から施行する。

この要項は、平成21年7月1日から施行する。

この要項は、平成21年7月15日から施行する。

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年4月2日から施行する。

この要項は、平成25年5月9日から施行する。

この要項は、平成27年5月29日から施行する。

この要項は、平成29年3月23日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年10月1日から施行する。

つくば市市民参加推進に関する指針

平成 30 年 3 月

つくば市

はじめに

近年、本市では、つくばエクスプレス沿線においては大規模な都市開発が進められ、新たな地域コミュニティが次々と誕生しています。一方で、中心部においては、公務員宿舎やUR都市機構所有地の売却、大型商業施設跡地の利活用などの問題があります。また、周辺部においては、人口減少と高齢化に伴う諸課題が顕在化しています。これらは山積する課題のほんの一部にすぎません。

市制 30 周年を迎え、先進の科学技術と国際化を象徴する都市であり、多様な人々が暮らすつくば市は、市民一人ひとりの主体性が尊重され、だれもが幸せに暮らし、市民であることを誇れるような共生社会の創造を目指していかねばなりません。

本市では、これまで、行政と市民や企業、NPOなどが、まちづくりの役割を分担し、協働していく枠組みとして、「市民協働ガイドライン」を平成 21 年 3 月に策定し、また、平成 24 年 3 月には、市民や行政などの自治における位置づけや役割についてまとめたものとして「つくば市自治基本条例市民ワーキングチームからの報告」を受けるなど、市民と行政の協働に向けた取組を進めてきました。

こうした蓄積をもとに、本市が直面する諸課題を乗り越えていくためには、行政は、より一層市民の声に耳を傾け、市民自治を基調とした市政運営を行っていくことが必要です。そのためにも、行政は市政運営の過程において、市民の多様な意見を集め、合意形成を図りながら進めていくことが重要です。そして、市民が自由に多様な意見を表明するためには、市政の透明性を高めることや、市民と対話する機会を常に設けておくこと、そして何より、日頃から市民がより一層市政に深く関心を持てるように環境を整えることなど、市民参加の機会を拡大するための不断の取組が必要です。

市民参加は、市民が市政に意見を反映させるための方法であり、行政が市民自治を基調とした市政を実現していくための重要な取組です。本市は、より一層の市民参加を推進していきます。そのために、つくば市行政経営懇談会の御意見をいただき、行政が市政運営を担うに当たって基本とすべき市民参加推進に関する指針を策定しました。

1 指針の目的

本指針では、市民参加の推進に関する基本的な考え方や、今後実施すべき取組を示し、市政への市民参加を推進していくことを目的とします。

2 市民参加とは

(1) 市民

本指針では、「市民」を、市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市内を拠点とする法人、団体、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア、企業・事業所など）とします。

(2) 市政への市民参加

市民参加には、次のとおり二つの側面があります。

- ①市民が直接的に市政に参加すること
- ②市民が主体的にまちづくり活動に取り組むこと

本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的としていることから、市民参加のうち「①市民が直接的に市政に参加すること」を対象とします。

(3) 市民参加の4段階

行政においては、事業や法令等の制度などを「企画・立案、計画」し、「実行」した後に、その状況や結果を「評価・検証」することで、新たな取組や事業等の改善に生かすという、3段階を基本的な流れとしています。

しかし、より行政と市民が一体となって取り組んでいくためには、行政と市民が互いにそれぞれの状況や考え方を「共有」し、「理解」し合える環境づくりが重要です。特に、それらは日常的に行われていることが求められます。

そこで、本指針では、市政における市民参加を「共有、理解」を第1段階として加えた4段階とし、常に「共有、理解」を図りながら、「企画・立案、計画」、「実行」、「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し、実施していきます。

3 市民参加の推進に関する基本的な考え方

(1) 情報の積極的な発信

市民が市政へ理解を深めていくために、市の状況や統計などの基本的な情報だけでなく、行政が抱える課題や検討段階における論点など、市政の実情に関わる情報についても積極的に発信していきます。

情報の発信に当たっては、市民のもとへ、必要な情報が、必要な時に確実に届くように発信すること、かつ、その情報はできるだけ簡易に得られることが重要です。行政は情報を受け取る市民の立場に立って情報を発信していきます。

さらに、市民が興味関心を持ちやすい仕掛けやテーマを取り入れたイベントや情報発信を行っていきます。

(2) 参加しやすい環境づくり

市民参加の効果を最大限発揮できるように参加しやすい環境を整えることが重要です。

そのために、市民が置かれている状況を十分に考慮した上で、市民参加の取組を行う「時間」や「場所」を決定するなど、できる限り参加を希望する市民が参加しやすい環境づくりを心がけます。また、市民の自由かつ多様な意見を集めることができる手法を用いるなど、事業の分野や性質・内容に応じて、市民が参加しやすい方法を十分に検討します。

さらに、子供、障害者、外国人を含めたより多くの意見等を市政に反映させるため、様々な方法で市民参加の取組について周知するとともに、市民ができるだけ簡易に意見を表明できる方法を導入するなどの取組を進めていきます。

(3) 市民意見の積極的な反映

市民から市政へ向けられる意見等についても、行政と市民との間でしっかりと共有していくことが重要であり、市民の意見に耳を傾けることはもちろんのこと、その意見に対して真摯に向き合う姿勢が求められます。

そのために、前例や既存の枠組みにとらわれることなく、柔軟な発想で市民の意見に向き合い、本当に必要な取組みを分野横断的な視点を持って考えていきます。

また、自らの意見を積極的に表明できない市民の声なき声も積極的に汲み上げ、反映するよう努めていきます。

さらに、市内のそれぞれの地区における対話機能を高め、より多くの意

見等を把握できるよう、地区相談業務の充実などの取組も一層推進していきます。

一方で、市民の意見等を事業に反映できなかった場合は、反映できなかった理由とともに、市民に対して丁寧にフィードバックを行っていきます。

4 市民参加の実施

「市民参加の4段階」の各段階に応じて、事業の分野や内容・性質などから、別表の「市民参加の主な実施手法」に掲げる手法を参考とし、最適な市民参加を実施していくことを目指します。

特に、市民の暮らしに身近な事業や市民の関心の高い事業については、積極的に取組んでいきます。

なお、各段階における主な実施手法を以下に示しますが、従来の手法に捉われず、試行的な取組も検討していきます。

(1) 共有, 理解

「共有, 理解」段階では、特に行政が有している情報を、適切かつタイムリーに発信していく必要があります。より多くの情報を市民と共有し、市民の市政への理解を深めていくためにも、誰もが使いやすいホームページの作成やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、情報発信アプリの活用など、様々な手法を用いて、必要な情報を、必要な時に、できるだけ簡易に得られる環境を整備していきます。

また、市民の市政への関心を高めるとともに、情報の共有をより密に行うために、公聴会・住民説明会やタウンミーティング、シンポジウムなどの対話型・体験型の市民参加の手法も実施していきます。

さらに、潜在的な市民の声や多様な意見等を把握するために、アンケート調査や窓口、ホームページにおける意見募集など、様々な手法を用いて市民の意見等を集めていきます。

(2) 企画・立案, 計画

「企画・立案, 計画」段階では、市民が委員となり、策定過程に直接参加できる審議会等や、無作為抽出による市民討議会などが手法の一つとなります。市民から委員を公募する際には、当該案件にかかる意図や背景を理解した上で市民が応募できるように、ホームページやSNS、広報紙などを用いて、審議会等の目的、内容及び委員としての役割などを公表して

いきます。

また、市民が持つ多様なアイデアや意見を政策の中身に効果的に取り入れていくために、ワークショップや、オープンハウスなどの様々な手法により取組を実施していきます。

(3) 実行

「実行」段階では、事業を実施している間でも、常に改善を意識し、アンケートやモニター調査等を用いて、より多くの市民意見等を求めていきます。

また、ホームページ等による事業の進捗状況の定期的な公表や、シンポジウム等での実施中の成果の説明を進めていきます。

(4) 評価、検証

「評価、検証」段階では、事業の内容や進め方などが効果的かつ効率的であったか評価していきます。この段階での市民参加として、審議会等、公聴会・住民説明会、シンポジウム・フォーラム等の手法を用いることで、事業に対する市民による評価の機会を充実させていきます。

5 市民参加の推進に関する取組の公表及び評価・検証

市民参加を推進するための取組について、毎年度、実施予定及び実施結果を取りまとめ、対象事業の名称や内容、参加の手法、実施時期、意見等の反映状況等を市の広報紙及びホームページ等で公表していきます。

さらに、本指針のもと市民参加の推進が効果的に実施されているか、つくば市行政経営懇談会にて検証を行い、その結果を公表していきます。

また、行政と市民が、それぞれ市民参加の現状についてどのように感じているか可視化するため、市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果などを指標とします。

なお、本指針についても、5年を超えない期間ごとに検証を行い、その際には条例化も視野に入れて検証していくこととします。

市民参加の主な実施手法

	実施手法	概要
1	審議会等	<p>審議会等は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律又は条例に基づき附属機関として設置される協議会、懇談会等や要綱等に基づき設置される協議会、懇談会等のことを指します。</p> <p>また、委員の選考に当たっては、市民委員の公募などを実施することが重要です。</p>
2	市民討議会	<p>市民討議会は、住民基本台帳から無作為で選ばれた市民が集まり、地域の課題などについて議論する方法です。無作為抽出によって討議会に参加する市民を選ぶことで、より多くの市民が市政に参加する機会を設けることができます。</p>
3	公聴会、住民説明会	<p>公聴会は、行政が広く市民の意見を求め、それに対して市民が公開の場で意見を述べるものであり、一般に法律上開催を義務づけられた公式的な意見を聞く場を指します。</p> <p>また、住民説明会は、行政が検討する計画や事業について説明し、市民の意見を聞いたり、議論したりする場です。開催に当たっては、全市民を対象にしたり、地権者などの利害関係者や特定の地域の市民を対象にしたりするなど目的によって範囲を決めることができます。</p>
4	シンポジウム・フォーラム	<p>シンポジウム・フォーラムは、ともに、公開の場で意見を述べ討論する方法です。講演や討論のほか、講演者やパネリストと市民との質疑応答を行うことで、市民に対して行政の見解を説明する機会となります。また、行政から市民に課題を投げかけることができるとともに、市民の意見を汲取ることでもでき、相互理解を深められるという効果があります。</p>
5	アイデアソン	<p>アイデアソンは、アイデアとマラソンを掛け合わせた造語であり、特定のテーマについて様々な分野の人々が集まり、グループなどでのディスカッションを通じて新たなアイデアを創り出す取組です。</p>
6	ワークショップ	<p>ワークショップは、地域の現状把握からはじまり、地域の問題点や課題の整理・分析、計画の方向性の提言、計画案・設定案づくりなどを行う際に適した手法です。</p>

7	出前講座	出前講座は、市政やまちづくりに関する理解を深めてもらうため、市民が主催する集会等に市職員が出向き、市の業務や施策について説明する制度です。市民に施策や事業を直接説明し、理解してもらうとともに、意見交換を行う機会です。
8	タウンミーティング	タウンミーティングは、地域の課題や市政について、行政と市民による意見交換を目的とする対話型の集会です。自由に市民が参加し、意見交換を重ねることによって、市民の声を市政に活かすとともに、直接語り合う機会を持つことで、より市政への理解を深める効果があります。
9	オープンハウス	オープンハウスは、パネルの展示やリーフレットなどの資料の配付により、事業やその進め方に関する情報を提供する場です。市民は、パネル展示の内容や事業について市職員に質問することができるほか、コメントカードやアンケートに意見等を記入することもできます。
10	モニター調査	モニター調査は、特定の施策や取組について、より詳細に意見を求める手法です。モニターとして調査対象となった市民から取組への意見等を提出してもらい取組のほか、モニターを集めたワークショップなどを行うことで、より具体的な提案に結び付けていく方法もあります。
11	パブリックコメント手続き	パブリックコメント手続きは、市の基本的な計画、条例等を策定するときに、原案を公表し、市民に広く意見を求め、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行うとともに、それらの意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。
12	ヒアリング	ヒアリングは、団体、組織や個人に対する聞き取り調査であり、各種行政計画の策定過程でよく用いられている手法です。
13	アンケート調査	アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査であり、市民にとって容易に参加できる手法の一つです。
14	意見、作文、イラスト、アイデア等の募集	意見、作文、イラスト、アイデア等の募集は、テーマを決めて、市民から意見やアイデアなどを募集するものです。募集方法は、市広報紙、ホームページなどでの広報のほか、学校、事業所、各種団体等に呼びかける方法もあります。

おわりに

最後に、本指針策定に御意見をいただいた行政経営懇談会からの提言を記します。

今回の行政経営懇談会は新たに公募による市民代表が加わり、幅広い視点から「市民参加推進に関する指針（案）」について7回にわたって検討を重ねた。これまで懇談会が行ってきた「事務事業の評価」とは異なり、討議の過程に庁内や議会の意見が提出され、議論がいっそう深められた。また、懇談会の活発な討議、提言等に行政側も柔軟に応じて「指針（案）」の修正を行い、委員の意見がかなり反映された内容となった。

以下、懇談会での議論を今後より発展させ、市民参加をより推進していくために、いくつかの課題と提言を記しておきたい。

- 1 行政（首長，職員）は、「情報は原則市民のもの」との立場から、市民参加のすべての段階で情報公開，交流の徹底を図り，市民参加の有効性をいっそう高めていくこと。
- 2 職員一人ひとりには市民参加の意義を理解し，それに対応できる意識改革と能力開発を進めること。
- 3 市民一人ひとりには市民参加の主体たる自覚をもち，住民自治を具体化できる能力（市民力）を育んでいくこと。
- 4 市民参加の実施方法については，他の自治体の制度や海外の先進事例等を参考に，たえず現状の点検・評価に努めること。
- 5 市政（行政，議会）は市民参加推進に関する議論をさらに深め，協働，自治のあり方も含めて市民参加の条例化を図ること。

つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関の委員及び懇談会等の構成員（以下「委員等」という。）の一部を市民から募集すること並びに委員等の候補者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関であって、当該附属機関の設置に係る法律又は条例に委員の一部を市民のうちから任命する旨が規定されているものをいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議であって、当該会議の開催に係る要綱その他の規程に構成員の一部を市民のうちから選任する旨が規定されているものをいう。

(委員等の任命又は選任)

第3条 市長その他の執行機関は、委員等を任命し、又は選任するときは、市民（市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。）のうちから募集し、又は委員等の候補者として登録された者の中から選考することにより行うものとする。

(委員等の募集)

第4条 市長その他の執行機関は、市民のうちから募集をして委員等を任命し、又は選任する場合は、広報つくば及び市のホームページに次に掲げる事項を掲載し、おおむ

ね2週間以上の応募期間を設けて委員等を募集するものとする。

- (1) 附属機関又は懇談会等の名称, 目的及び内容
- (2) 委員等の役割
- (3) 任期又は開催期間及び報酬又は謝礼
- (4) 会議の開催予定回数及び時期
- (5) 委員等の募集人数, 応募資格, 応募方法及び応募期間
- (6) 委員等の選考方法
- (7) その他委員等の募集に関し必要と認める事項

2 前項の規定により募集する場合は, 附属機関又は懇談会等の庶務を担当する部署の長(以下「庶務担当部署の長」という。)は, あらかじめ附属機関の設置又は懇談会等の開催の目的に応じて応募資格を定め, 並びに募集要項及び選考基準を作成しなければならない。

3 第1項の規定により募集した場合は, 庶務担当部署の長は, 同項の規定により任命し, 又は選任するための選考委員会を設置しなければならない。

4 第1項第6号に規定する委員等の選考方法は, 応募書類若しくは小論文の審査又は面接とする。

(委員等候補者の登録)

第5条 市長は, 2年ごとに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者で当該年の4月1日現在において18歳以上のものの中から無作為に抽出した者に, 委員等の役割等を記した通知を送付し, 委員等の候補者として登録することに同意した者の名簿を作成するものとする。

(市民委員の委員等に占める割合)

第6条 この要綱により市民のうちから募集して委員等に任命し, 又は選任する者(以下「市民委員」という。)の委員等に占める割合は, おおむね3割を目途とする。ただし, これにより難しい場合は, この限りでない。

(委員等の選考方法の選択)

第7条 庶務担当部署の長は、第4条の規定による委員等の市民募集をするか、又は第5条の規定による委員等の候補者として登録された者のうちから任命又は選任をするかのいずれかを選択して委員等の選考を行うものとする。

2 庶務担当部署の長は、前項の規定によりいずれかの方法を選択したときは、市民委員選考実施報告書（様式第1号）により選考方法の内容を速やかに政策イノベーション部企画経営課長に報告するものとする。

（委員等の選任等留意事項）

第8条 市長その他の執行機関は、市民のうちから委員等を任命し、又は選任するときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) つくば市職員及びつくば市議会議員は任命し、又は選任しないこと。

(2) 同一の附属機関又は懇談会等で再任する場合は、附属機関にあつては連続する2期まで、懇談会等にあつては連続する2か年度までとすること。

(3) 他の附属機関又は懇談会等の委員等（市民委員に限る。）を併任する場合は、2つまでとすること。

（市民委員への事前説明）

第9条 庶務担当部署の長は、附属機関の会議又は懇談会等を開催する前までに当該会議のスケジュール、目的、内容等について市民委員に対して説明を行うものとする。

（委員等の再募集）

第10条 市長その他の執行機関は、第4条の規定により委員等の市民募集をしたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による委員等の市民募集又は第5条の規定による委員等の候補者として登録された者のうちから任命又は選任を行うものとする。ただし、第4条の規定により委員等の市民募集をする場合で広報つくばに掲載する時間的余裕がないときは、広報つくばへの掲載を省略することができる。

(1) 応募がなかったとき又は応募者数が市民委員として募集した人数に達しなかったとき。

(2) 選考の結果、市民委員として募集した人数に達しなかったとき。

(選任等結果報告及び公表)

第11条 庶務担当部署の長は、この要綱により委員等を任命し、又は選任したときは市民委員選任等結果報告書(様式第2号)により任命し、又は選任した結果を速やかに政策イノベーション部企画経営課長に報告するものとする。

2 政策イノベーション部企画経営課長は、前項の規定により報告があった場合は、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法によりその旨を公表するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

つくば市市民参加推進に関する取組の課題と対策について（提言）

令和 2 年度（2020 年度）つくば市行政経営懇談会において、つくば市行政経営懇談会設置要項第 2 条の規定に基づき、つくば市市民参加推進に関する取組の課題と対策について協議しましたので、懇談会から別添のとおり提言します。

令和 3 年（2021 年）3 月 15 日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市行政経営懇談会委員

座長 溝上 智恵子

委員 飯田 哲雄

委員 上田 孝典

委員 上平 未枝

委員 佐藤 毅章

委員 白倉 誠子

委員 永田 孝行

委員 星埜 祥子

委員 堀 賢介

委員 水谷 浩子

1 つくば市市民参加推進の経緯

つくば市では、平成30年3月に「つくば市市民参加推進に関する指針」を策定し、市政への市民参加を促進するため、市民参加を「共有、理解」、「企画・立案、計画」、「実行」、「評価・検証」の4段階で進めるとともに、つくば市の附属機関の委員及び懇談会等の構成員の一部に市民が参加することとした。

当指針では、市民参加推進の取組が効果的に実施されているか懇談会にて検証し公表するとしており、令和2年度（2020年度）つくば市行政経営懇談会では「令和元年度（2019年度）つくば市市民参加推進状況報告」等を踏まえ、つくば市が目指す市民参加に向けて協議を行った。

2 懇談会開催日程

第1回懇談会（委員9名出席）

令和2年（2020年）10月9日（金）15時00分～17時00分

つくば市役所コミュニティ棟3階 会議室A

第2回懇談会（委員10名出席）

令和2年（2020年）11月16日（月）18時00分～19時30分

つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室2

第3回懇談会（委員10名出席）

令和2年（2020年）12月18日（金）14時00分～15時30分

つくば市役所2階 会議室201

第4回懇談会（委員10名出席）

令和3年（2021年）2月5日（金）18時00分～20時00分

つくば市役所2階 職員研修室

第5回懇談会（委員10名出席）

令和3年（2021年）2月26日（金）18時00分～20時00分

つくば市役所2階 防災会議室

3 現状と課題

「令和元年度つくば市民意識調査」の「市政に市民が参加できる環境が整っていると思うか」という問いについては、前回の平成29年度調査と比較して

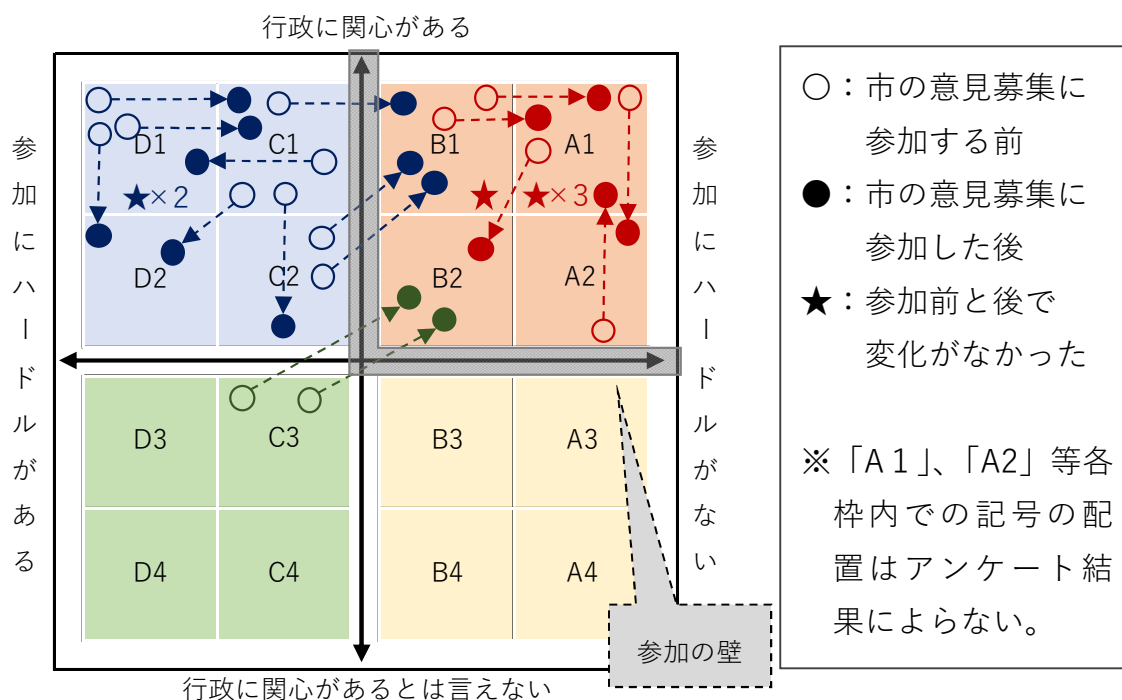
「そう思う」が1.7%、「どちらかといえばそう思う」が1.5%増加という結果となり、市民参加推進の取組の一定の効果が得られていると考えられる。

一方で、令和2年（2020年）11月に市民委員経験者や市民委員意見交換会参加者を対象として実施した「令和2年度（2020年度）市民参加に関するアンケート」では、市民委員等で参加する以前に市政への参加に対して「ハードルがあった」、「どちらかというハードルがあった」と回答した人の割合が59.1%であり、回答者の半数以上が参加にハードルを感じていたほか、少数ではあるが、9.1%が参加以前は市政に関心を持っていなかったと回答した。

より多くの市民の市政への参加に当たっては、参加に対するハードルを感じている人や行政に関心があるとは言えない人といった「参加の壁」を越えられない層に向けた取組が必要となる。

【図1】

「令和2年度（2020年度）市民参加に関するアンケート」結果



4 検討

令和2年度（2020年度）つくば市行政経営懇談会では、つくば市が目指す市民参加に向けて「参加の壁」という課題を解決するために、主に審議会等の

市民委員の参加について、協議を行った。この協議を踏まえ、特に「①無作為抽出による委員等候補者名簿の活用の推進」、「②若い世代の参加者の拡大」、「③審議会等市民委員の応募者数の増加」の3点について、つくば市における市民参加をより一層推進するための対策を次項のとおり提言する。

5 提言

①無作為抽出による委員等候補者名簿の活用の推進

- ・各審議会等は市民委員の選定に当たり、会議の内容、性質を踏まえた上で、積極的に無作為抽出による委員等候補者名簿を利用されたい。
- ・住民基本台帳から無作為抽出をした市民に対して送付する委員等候補者名簿登録依頼については、抽出された市民が市政への参加を前向きに考えられるような様式、文面を検討されたい。
- ・委員等候補者名簿登録同意書の希望分野を問う選択肢に「全ての分野に関心がある」、「どの分野でもいい」等の項目を追加されたい。
- ・各審議会等の目的や性質等に応じ、ジェンダー、年齢層、居住地等を考慮して市民委員を選定されたい。

②若い世代の参加者の拡大

- ・若い世代を対象とした情報発信の手段として、広報紙やチラシ等、既存の媒体に加えて積極的に SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)を活用するなど、多様な方法による広報活動に取り組まれたい。
- ・事業所等で働く人が参加しやすくなるような広報等に取り組まれたい。
- ・会議の開催形態として、対面に重きを置かないオンライン会議やハイブリッド形式等も取り入れられたい。
- ・若い世代の市政への関心を深め、参加を広げる取組として、審議会等の模擬体験を中学校等への学校教育に取り入れられたい。
- ・参加者への表彰など、市民参加に対して感謝を伝える方法についても検討されたい。
- ・市民委員経験者の体験談等を活用した周知方法を検討されたい。

③審議会等市民委員の応募者数の増加

- ・各審議会等の所管課等は会議の目的や内容、性質等に応じて、小論文の提出、面接に限らず、参加を希望する市民の負担にならないような選考方法を定められたい。
- ・広く市の審議会等への参加を希望する市民を募り名簿を作成するなど、参加を希望する市民の情報を積極的に活用されたい。
- ・市の審議会等について広く理解してもらう取組として、区会や民生委員など市民にとって身近な地域活動との連携を進められたい。
- ・審議会等では専門用語を用いることがあるが、参加している市民委員や傍聴者、会議録の閲覧者等に向けて市民目線での会議運営に取り組まれたい。
- ・参加者への表彰など、市民参加に対して感謝を伝える方法についても検討されたい。(再掲)
- ・市民委員経験者の体験談等を活用した周知方法を検討されたい。(再掲)
- ・事業所等で働く人が参加しやすくなるような広報等に取り組まれたい。(再掲)

6 さらに市民参加を推進していくための意見

そのほか、市民参加をさらに推進していくために、以下の意見が挙げられた。

- ・パブリックコメント手続きの実施、ワークショップの開催等の際には、無作為抽出による委員等候補者名簿を有効に利用し、各分野に興味・関心を持っている市民への情報発信に取り組まれたい。そのためにも、委員等候補者名簿への登録を依頼する文章には、市民委員以外の参加手法により意見を伺う可能性がある旨を記載されたい。
- ・ワークショップ等のイベント開催の際には、申込者を日中働いている人、子育てをしている人等のグループに分け、各グループの参加しやすい日時をそれぞれ設定するなど、可能な範囲で参加を希望する市民が参加しやすいよう柔軟に対応されたい。
- ・パブリックコメント手続きは、市民が対話によって政策への理解を深めることのできる非常に貴重な機会である。市は、意見を提出した市民が「提出して良かった」と思い、次の参加への意欲につながるように、市民の意見に対して真摯に向き合い、市の現状について丁寧に回答をされたい。

- ・パブリックコメント手続きの意見提出者数などの状況により、市民の関心の高い分野に多くの市民が参加できるような機会を設けることを検討されたい。
- ・職員が地域の現状を十分に理解し、市民にとっては市政への参加に対するハードルを下げる取組として、市の若手職員の地域等のコミュニティ活動参加や市民と職員との交流機会の増加等の工夫をされたい。
- ・参加者を住民基本台帳からの無作為抽出により求める際には、事業の内容や性質に応じて、在住年数や居住地域を限定する等の工夫をされたい。

おわりに

現代社会におけるまちづくりには、構成員である市民の意見を反映することが欠かせない。また居住する市民も実に様々な意見を持っている。近年、そうした市民の意見を表明する場としてパブリックコメント、タウンミーティングやワークショップ等が定着しつつある。とはいえ、『令和元年度つくば市民意識調査』によればつくば市では市政に市民が参加できる環境が整っていると考える市民はおよそ3割にすぎない。市政に市民が参加しやすい環境を整えていくことがつくば市に課せられた課題と言えるだろう。

このような状況を踏まえて、今回つくば市行政経営懇談会では、つくば市の附属機関の委員や懇談会等の構成員として市民の方々に積極的に参加していただくための方策を検討した。若い世代の参加を望む意見とともに、ジェンダー、年齢、居住地域を踏まえた多様な意見が市政に反映されることを期待する意見が多く出された。これらの結果を提言としてここにまとめた。

すでにつくば市では無作為抽出による委員等候補者名簿の活用をはじめ、外形的な仕組みは出来上がりつつある。今後は結果を伴った制度として運営されること、そして一人でも多くの市民が市政に参加できたと実感できるよう、つくば市長をはじめとする市の担当者の「実行力」に期待したい。

審議会等への参加に関するアンケート 集計結果

調査期間	令和3年(2021年)1月22日から2月15日まで
調査対象	令和2年(2020年)1月から12月までの間に市民委員として任命又は選任をされ、審議会等に参加した経験のある人
調査方法	郵送にて調査票を配布
回答方法	・紙の調査票に記入し、郵送にて回答 ・パソコン又はタブレット端末、スマートフォン等により、いばらき電子申請から回答
回収状況	送付人数 … 50人 回答人数 … 39人(回答割合 … 78.0%)

問1 市民委員の募集について、次のうちどれで知りましたか。

〔当てはまるもの全てに☑〕

設問	回答数	構成比
広報つくば	26件	46.4%
つくば市公式ホームページ	16件	28.6%
FacebookやTwitterなどのソーシャル・ネットワーク・サービス)	2件	3.6%
家族や知人、学校の教員等からの紹介	7件	12.5%
無作為抽出による委員等候補者名簿に登録していた	1件	1.8%
その他	4件	7.1%
全体	56件	100.0%

問2 参加した審議会等の開催日時・会場はどうでしたか。

〔☑は一つ〕

設問	回答数	構成比
適当であった	37人	94.9%
適当でなかった	2人	5.1%
全体	39人	100.0%

問3 ご自身の意見や質問などを発言することはできましたか。

〔☑は一つ〕

設問	回答数	構成比
言うことができた	21人	53.8%
どちらかという言うことができた	11人	28.2%
どちらかという言うことができなかった	6人	15.4%
言うことができなかった	1人	2.6%
その他	0人	0.0%
全体	39人	100.0%

問4 ご自身の意見等が審議会等に取り入れられていると思いますか。
 ※まだ審議や評価等が途中の計画、協議案件も含まれます。〔☑は一つ〕

設問	回答数	構成比
取り入れられている	10人	25.6%
どちらかというに取り入れられている	18人	46.2%
どちらかというに取り入れられていない	3人	7.7%
取り入れられていない	0人	0.0%
まだ審議等が始まっていない	1人	2.6%
わからない	6人	15.4%
その他	1人	2.6%
全体	39人	100.0%

➤ 【問4で「どちらかというに取り入れられていない」又は「取り入れられていない」と回答した方にお聞きします。】

問4-1 意見等を取り入れない理由について、事務局から説明がありましたか。〔☑は一つ〕

設問	回答数	構成比
説明等があった	0人	0.0%
説明等がなかった	3人	100.0%
全体	3人	100.0%

問5 審議会等に参加した満足度を教えてください。〔☑は一つ〕

設問	回答数	構成比
満足	8人	20.5%
どちらかという満足	19人	48.7%
どちらかという不満	6人	15.4%
不満	1人	2.6%
その他	5人	12.8%
全体	39人	100.0%

問6 問5の回答理由とその他審議会等の感想等があれば、ご自由にお書きください。

	自由意見（要約）
1	課題や今後の見通しなど、学ぶことが多かった。 自分とは異なる立場の意見が多くあり、知見を広げることができた。 あらためて、アルスの重要性、期待の大きさ、素晴らしさを確認できた。 これから取り組みたいアイデアがいくつも生まれた。

	貴重な体験ありがとうございました。
2	当たり前のことだが、委員の質一つで審議会等が決まる様に感じる。委員在任期間の長期化や出身の偏り等がある場合は改めるべきかと思う。
3	勉強不足のため審議内容の理解が不十分だった。自分の考えが持てずに発言ができなかった。
4	今まで行政の事業に対して全く関心がなかったが、市報やHP等に関心を寄せたいと思う。
5	事前説明もあり、よかった。
6	<p>地域ケア会議は時間の超過が常態化している。座長の進行が不適切で時間が守られていない。毎回、話が時間内に収まらず、サービス残業状態である。事務局と座長との摺り合わせが不十分であり、コントロールできていない。事務局の対応も非常にずさんであり、両面資料の片面だけが送られてきたこともあった。</p> <p>地域コーディネーターに各圏内の地域密着型サービス施設の運営推進会議に出席してもらい、地域の課題を吸い上げる努力をすべきであると何度か提案しているが、全くやる気を感じられない。</p>
7	自由に意見が言える審議会だった。
8	素晴らしい立場の委員が参加しているが、より現場（実務）の事を理解している人が委員になると、さらに良いと考える。
9	<p>職員の能力、知力・特性等が十分に発揮されていないように見える。担当職員が定期異動により、事業の進行途中で大幅に入れ替わったことに驚いた。重要な事項の説明などが他の部署での再任用者が異動間もない時期の会議で説明された。この度の事業はコンサル会社への委託だったのだろうか。</p> <p>職員自らの持てる行動力で、分析・洞察力・実践力を十分に発揮されることを望む。市民も職員も市政も市議会も「つくば村」から「つくば市」への早期変身を期待する。</p> <p>この度は、貴重な学習機会をいただきありがとうございました。</p>
10	<p>委員の中には高齢者が多く、意見を多数提案してくれるが、若い人の発言が少ないためか、あまり取り入れられていない。一部の発言が多い方々の意見が取り入れられてしまうため、発言の多い委員の地域ばかりが強調され、つくば市全体のことを考えての発言にならないのではないかと。</p> <p>審議会の時間も長く、2時間が過ぎても意見がまとまらない場合が多いため、委員長と事務局との打合せ不足が感じられる。時として事務局の批判に集中して審議が進められることも不快である。</p>
11	つつい行政側と委員とのやりとりになってしまいがち。委員間の討議ができれば良いと思う。
12	年に1～2、3回の会議の上、団体の代表の方の場合交代されることもあり、経過報告に時間をとられることもあると思う。もう少し集中的に進

	められないものかと思う。
13	目標達成に向けて課題解決を図るには年3回の開催頻度では審議・検討時間が足りておらず、審議会等の開催回数を増やす必要があると考える。
14	今までは市政について真剣に考える機会があまりなかったが、今回市民委員に選ばれたことにより、自分で調べるなどして市のことを考えることができた。 普段は会うことのない人たちと意見の交換ができ、非常に勉強になった。 実際に市職員と顔をあわせることができ、縁の下の力持ちを担ってもらえることに感謝したいと思った。
15	意見が余り反映されない印象がある。
16	最先端研究の目標、社会への貢献度について、担当の研究者から丁寧な説明を受けることができ、感動した。
17	市の検討事案に対し、一市民として、また、専門職職業団体の代表として参加し、他委員の意見を伺いながらも提案・提言することができた。
18	SDGs にリンクした未来構想戦略プランであればいい。今後もより積極的に市の行政に関わっていければ幸いだ。
19	開始時間が中途半端で仕事の調整が大変なときがあった。
20	市の煩雑な仕事内容を垣間見て、職員の苦勞に感謝している。 主婦にとっては委員会が仰々しく、気後れした。座長が意見を求めてくれたので、やっと発言ができる感じだった。
21	様々な活動を知ることができたが、もっと質疑応答しやすい、プレゼンしやすい環境になれば、もっと良いものができ上がるのではないかと感じた。
22	過去に審議会の委員に選出されており、その際の議論内容、知識が今回の審議にいかされている。 事前にメール等で審議資料が配布されたため、審議前に内容を熟読することができた。 審議中、議長から一度は意見・発言を促された。
23	遺伝子組換えという専門的な内容について扱った。難しく、問題点を見過ごしているのではと心配な気持ちになる。連絡会が形骸化されないように技術を推進する専門家だけでなく、否定的な考えの専門家を招いてもらえたらと思う。
24	市民委員として何かを発言しなければという意識が強くなりすぎ、プレッシャーになってしまった。
25	審議会で決定したことについては、担当課へ連絡すると同時に進捗状況や決定したことは報告することが必要。
26	つくば市民の一員としての役割が感じられた。
27	沢山の素晴らしい事業があり、さすがつくばだと誇らしく思った。職員には会議中の意見に対して真摯に答えてもらい、感謝している。

	会議そのものについては、配られた会議資料では情報が少なく、進捗や取り組みがわかりにくいため、評価軸である数値を見ても評価しにくかった。また、資料配布も会議当日の数日前だったため、読み込んだり、実際の活動を調べたりする時間が足りず、本質的な議論に至れていないように感じたのが残念だった。
28	コロナ禍でもあるので、オンラインでの参加も検討してほしい。
29	審議会での審議内容を具体的に知ることができたのはとても良かった。が、専門性の高い内容で敷居が高く感じた。私が質問や意見を言っても素人過ぎる内容なのか、他の委員たちから取り上げてもらうような感じはあまりなかった。

問7 あなたの年齢を教えてください。

〔☑は一つ〕

設問	回答数	構成比
10歳代以下	0人	0.0%
20歳代	1人	2.6%
30歳代	5人	12.8%
40歳代	7人	17.9%
50歳代	9人	23.1%
60歳代	10人	25.6%
70歳代	7人	17.9%
80歳代以上	0人	0.0%
全体	39人	100.0%

市民参加の主な取組

政策イノベーション部スマートシティ戦略室



説明

【2/15 18:00-】スーパーシティ基本方針（案）住民説明会 <つくば市>

つくばスーパーサイエンスシティ構想

つくばスーパーサイエンスシティ構想・1,300 回視聴・2021/02/15 にライブ配信

スーパーシティ基本方針（案）について、皆さまのご意見をお聞かせください！

<スライド資料はこちらです>https://www.city.tsukuba.lg.jp/_res/p...

つくば市では、より便利で快適な生活を実現するため、先端技術やデータを使って「地域の困りごと」を解決するスーパーシティ型国家戦略特区の指定を目指しています。



オープンハウス（イーアスつくば）
2021/2/11,12,15,16,18



区会役員との意見交換（小田地区）
2021/1/28

都市計画部周辺市街地振興室

つくばR8チャンネル

ホーム 動画 再生リスト チャンネル 概要

R8 つくばR8チャンネル
チャンネル登録者数 60人
チャンネル登録

アップロード動画

つくばR8地域会議「パネルディスカッション」編
64 回視聴・7 か月前

facebook

What's "R8"...

R8 (Region8)とは、つくば市の8つの周辺市街地の総称です。

- Yasuda** (山手町) 住宅の密集地、緑豊かな環境...
- Higo** (日高) 中心市街地、商業施設が充実...
- Ozono** (小園) 静かな住宅街、自然環境が美しい...
- Karigo** (上野) 自然環境が豊か、緑豊かな環境...
- Yoshinuma** (湯島) 自然環境が豊か、緑豊かな環境...
- Takanihara** (高野原) 自然環境が豊か、緑豊かな環境...
- Sabae** (佐波) 自然環境が豊か、緑豊かな環境...
- Oda** (小田) 自然環境が豊か、緑豊かな環境...

キャラクターたちのセリフには、地域の人々の思いやニーズが込められています。

R8 つくばR8 コミュニティ

メッセージ

基本データ 動画 写真 投稿 コミュニティ

人気

つくばR8 地域活性化プラン コンペティション2020

TSUKUBA

R8

最終審査会

YouTube **ライブ配信**

令和2年 **8.22** 13:00開会

つくばR8チャンネル で検索

The graphic features a smartphone frame with a blue and pink gradient. The 'R8' logo is large and stylized. Various cartoon characters are scattered around the phone, including a black bean-like creature, a spider, a dinosaur, and a small alien.

2つのコースで地域を活性化。

**地域ぐるみ
活動創生コース**

総額**300**万円

地域ぐるみの新たな活動で
地域価値の向上や地域課題を解決

**稼げる地域づくり
創生コース**

総額**400**万円

新たな地域ビジネスの展開や
地場産業との連携によりR8を活性化

賞金
総額

700

万円

つくばのまちづくりに関心のある皆様、ライブ配信をぜひご視聴ください。

つくばR8 地域活性化プラン コンペティション2020 とは？

つくば市周辺市街地リージョンエイト(通称つくばR8/北条、小田、大曽根、吉沼、上郷、栄、谷田部、高見原)を元気にする地域活性化プランを「地域ぐるみ活動創生コース」「稼げる地域づくり創生コース」の2つのコースで募集し、採択されたプランを提案者自身が実証事業として取り組むことで、つくばR8やその生活圏にある地域の活性化に繋げていくことを目的とするコンペティションです。

賞金
総額
700万円

最終審査会YouTubeライブ配信

1次審査を通過した10案から採択プランを決定します。その模様をライブ配信します!

当日の審査は、審査員による審査の他、各周辺市街地活性化協議会等から事前に推薦のあった方からの投票も加算して行われます。

当日タイムテーブル

開会	13:00
プレゼンテーション	13:20~
休憩	15:00~
ゲストスピーチ	15:20~
審査結果発表	15:50~
閉会	16:20

審査員

- 蓮見孝氏 ※委員長
(筑波大学名誉教授)
- 西野由希子氏
(茨城大学教授)
- 渡辺一洋氏
(筑波銀行常務執行役員営業副本部長)
- 山崎満広氏
(つくば市まちづくりアドバイザー)

ゲストスピーチ

茨城NPOセンター・コモンズ

■ 横田能洋氏

「平成27年9月関東・東北豪雨」により常総市の鬼怒川堤防が決壊し、下流域の約40平方キロメートルが浸水する大水害が発生しました。コモンズは被災地のNPOとしてボランティアコーディネートや復興のための様々な活動を展開してきました。その「常総復興」に携わる地域活動についてご講演いただきます。

最終審査会当日は

YouTube
つくばR8チャンネル

パソコン



スマートフォン



インターネット対応TV



などでYouTubeにアクセスし、ご視聴ください!

つくばR8チャンネル



で検索

お問い合わせ

■ 運営: つくばR8 地域活性化プランコンペティション推進事務局【株式会社ミカミ】
電話番号: 029-257-1234 Eメール: r8tsukuba@mikami-web.co.jp

■ 主催: つくば市都市計画部周辺市街地振興室

電話番号: 029-883-1111 (代表) Eメール: ubn101@city.tsukuba.lg.jp

つくば市R8ページ: <https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/oshirase/1009438.html>

会 議 録

会議の名称		令和3年度（2021年度）第2回つくば市行政経営懇談会		
開催日時		令和3年（2021年）12月23日 開会 18:00 閉会 19:35		
開催場所		つくば市役所本庁舎2階 防災会議室2、3		
事務局（担当課）		政策イノベーション部企画経営課		
出席者	委員	飯田委員、上平委員、佐藤委員、白倉委員、永田委員、星埜委員、水谷委員、溝上委員		
	その他			
	事務局	森政策イノベーション部長、杉山政策イノベーション部次長、大越企画経営課長、沼尻企画経営課課長補佐、中村企画経営課課長補佐、岩橋係長、高橋主任、栗島主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2名
非公開の場合はその理由				
議題		<p>(1) 令和3年度（2021年度）つくば市市民委員意見交換会開催報告</p> <p>(2) 市民参加の実施に関する庁内アンケート結果報告</p> <p>(3) （仮称）対面によらない市民参加手法の活用について</p>		
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>			

<審議内容>

○事務局 ただいまから、令和3年度、2021年度第2回つくば市行政経営懇談会を開会いたします。

まず、本日ですが、堀委員が欠席ということですので、8名の委員にご参加いただいております。本日は白倉委員と上平委員がオンライン出席となっております。

本日は、皆様のお手元にタブレット端末をご用意しております。これまで、ハイブリット形式にて会議を行う際に、会議室に会場全体を映すカメラ一台のみを設置しておりましたが、オンラインで参加する委員さんが会議の臨場感を感じられるように、会議室から参加している委員の発言時の反応等がオンライン参加の委員にもわかるように、と考へ、事務局でタブレット端末をご用意いたしました。ご発言の際には、これまでどおり、お手元のマイクを使ってご発言いただき、タブレット端末を操作する必要はありません。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。進行は座長にお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

○座長 こんばんは。皆さんどうぞよろしくお願い致します。オンラインで参加されていらっしゃる方、私の声は届いておりますでしょうか。大丈夫ですか。

それではまず、本日の予定を申し上げます。本日、皆様に協議いただく内容は、次第にありますとおり、令和3年度（2021年度）つくば市市民意見交換会開催報告、それから市民参加の実施に関する庁内アンケート結果報告、そして、仮称でございますが、対面によらない市民参加手法の活用についてです。本日の会議は午後7時40分を終了予定として進めていきたいと思っておりますので、皆様ご協力をお願いします。

また、会議の公開・非公開につきましては、すでに原則公開ということは決定されておりますので、本日も公開ということで進めさせていただきます。

次に、本日の配付資料について確認をしたいと思っております。次第に本日使用する資料一覧がございます。ご確認いただき、過不足がある場合は、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。では、早速議事に入らせていただきます。

議事の1として、令和3年度（2021年度）つくば市市民意見交換会開催報告についてです。事務局から説明をお願いします。

○事務局

≪議事(1)について資料1、2により説明≫

○座長 ありがとうございます。では、ただいま事務局から令和3年度（2021年度）つくば市市民意見交換会の開催報告がございましたが、今のご報告を受けて、ご質問、ご意見等ございますか。委員をお願いします。

- 委員 私も高齢ですが、この意見交換会に出られた方の、年齢構成とか、男女比とかはどうなっていましたか。要は高齢の方も出席、十分投入されたのかどうか、というのは少し気になりました。
- 座長 事務局、回答お願いいたします。
- 事務局 つくば市の審議会等に市民委員として入っている方々が多い年齢層でもあるのですけれども、50歳代、60歳代の方に多く参加いただいております。16日（火曜日）の日程ですと、一番若い方で30歳代の方で、40歳代の方もいらっしゃるって、50歳代が3名で60歳代が2名です。19日（金曜日）の方ですと、50歳代の方が3名、60歳代が5名ということで、50歳代、60歳代の方で構成されておりました。
- 委員 ありがとうございます。年齢的な偏りはあまりなく、いろいろな意見が出て、結構活発な話し合いができたのでしょうか。
- 事務局 年齢的な、というところでは、参加した方の周りの高齢の方で参加が難しい方もいるのではないかとか、いや、実際自分の周りの高齢の方は積極的に参加している人が多いですよ、というように周りの状況ということでお話いただくようなところがありました。
- 座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。委員お願いします。
- 委員 少しお聞きしたいのですが、そもそも、今回の提言は市民の声をいかに行政に反映すること、というので、前は市民の参加をもっと促そう、ということの課題だったと思うのですが、今回は対面に重きを置かないオンライン会議で、市民に多く行政に参加していただく方法を探る、という理解でおります。私としては、今回の意見交換会というのは、市民委員だった人の交流とか、そういったことを目的に実施されているみたいで、行政に対して、ここはこうすべきとか、そういった成果があったとか、もしくは、そうじゃなくて、今回オンラインで開催するとこういうふうになるよ、という一つの試みとして実施する目的があったのか、この意見交換会と今回の提言の立ち位置というのが少しわからないので、ご説明いただけますか。
- 座長 事務局お願いしてよろしいですか。
- 事務局 市民意見交換会というのは、今回の提言を作るためだけではなく、前回、令和2年の3月1日を、初回といたしまして、もともとある取組みになっております。今回は2年度ぶりの開催になるのですが、この間の市民参加の取組み状況やつくば市の市民参加というものを参加した皆さんにお知らせするとともに、こういった新しい取組みに関する意見を聞く場として、あわせて活用させていただいたというのが今回の位置付けになっております。決して、行政経営懇談会提言のためだけに開催した会ではありません。
- 委員 ということは、市民委員から意見を聞く場として、今回オンラインを使ったということで、この意見交換会がどう提言に、というよりも、むしろ、

今まで市民委員になっていただいた方の意見をオンラインで聞くこともやってみましたよ、というご報告ということでよろしいでしょうか。

○事務局 今回の資料1ページ、資料1、行政経営懇談会の協議事項3に記載しているとおり昨年度の行政経営懇談会の提言の中で、「若い世代の参加者の拡大に向けて対面に重きを置かないオンライン会議やハイブリット形式等もとり入れたい」という提言をいただいております。今回、市民意見交換会では、過去に市民委員として市の会議にオンラインや対面、様々な形でご参加いただいておりますが、自分たちがオンラインで参加したとき、あるいは、参加する際に、こういったことを配慮して欲しかったのか、そういったことも併せてお伺いしたく開催をいたしました。資料2、3ページ目に意見交換で出された意見につきましても、オンラインで参加するとどういう効果・課題等があるのか、そういったところも併せてお伺いし、その結果をご報告いたしました、ということでご理解いただければありがたいです。

○座長 それでは、当日参加された委員が今回行政経営懇談会の委員の中にもいらっしゃいますので、委員、当日参加されて、いかがでしたでしょうか。

○委員 他の審議会等に参加されていた市民委員の方からお話を聞いたので、やはり関わっている懇談会によってそれぞれ色が違うかな、ということがわかって、面白かったです。市民委員の皆さんもバックグラウンドがいろいろあって、それもなかなか興味深かったです。

あとは、懇談会に参加している委員の数によって、この行政経営懇談会なんかは人数があまり多くないので、比較的意見が言いやすい雰囲気だと私は思うのですが、他の懇談会によっては専門家の方たちの意見に押されてしまって、少し自分の意見が言いにくい、という方のお話もあったので、なるほど、その懇談会によっていろいろあるのだなという辺が心に残りました。ありがとうございます。

○座長 ありがとうございます。では、委員も参加されたということではいかがでしょうか。

○委員 私は2回目の11月19日の方に出席させていただきました。認識としては、実際にオンラインでやってみて、その問題点などの話題だと思うのですよね。まず感じたのは、こういう市の懇談会に出席されるということは、ほとんどがみんな慣れている人です。ZOOMとかそういうのに慣れている人が参加しているな、という印象でした。かつ参加している方々は、過去にいろいろな委員会に参加しています。やはり、皆さん話し方がしっかりしていました。意見をしっかりと、たくさん言える方が多いな、という気がしました。

話題については、いろいろな問題が出てきておまして、それが資料に出ているような内容でございます。今ご報告にあったように、やはり、委員会によっては言いづらいような雰囲気もあるという報告もありまして、ただ、

行政経営懇談会は非常に言いやすい雰囲気の委員会かなというのは感じております。

もう一つ、ここで感じたのは、やはり、司会者がとっても大事だなというのをとても感じました。司会者がどういう順番に、公平に意見を聞くか、ということがとても難しく、司会の方がうまく誘導して全員の意見を聞き出す、というところが一つのポイントだったような気がします。

私の参加した日程では、回線料の負担などの話題はありませんでした。

あとは、やはり人数的なもので、この時の参加者は8人だったのですが、どのような目的でオンラインの会議を導入するかによって、いろいろ違ってくるのかな、と思いました。その会の目的とか参加者数の問題とか。やはり1人当たりのしゃべる時間というのが、いろいろな会議でも限られておりますし、1時間の委員会で5分しかしゃべれないと、わざわざ来ても、これは何のために出たのだろうということにもなりますので、やはり最低でもお一人合計10分ぐらいは、何らかの形でしゃべる機会があると、ご本人の満足度も非常に高いし、それを聞いてくれる人もいるのかな、と思います。

これは経験的なものも含めてですが、こういった意見のやりとり、キャッチボールをやるっていう中では、非常にやりづらいのはあるかと思います。ね。そういう印象でございました。

- 座長 ありがとうございます。もうお一方、委員も参加されたようですが、委員、ご発言は可能ですか。可能でしたら、音声だけでもお願いします。
- 委員 参加させていただきまして、いろいろな会議にご参加されている方のお話が聞けて、とても勉強になりました。私のバックグラウンドは、お伝えしているとおりITなのですが、やはり、ITについてわかりづらいというご意見を、特にご年配の方からたくさんいただきましたので、ITをどう活用していくか、というのは、引き続き懸案事項なのかな、と感じました。
- 座長 ありがとうございます。委員は、当日はご欠席だったようですが、この報告資料を見て、違う意見、自分は少し違う見方があったとか、そのとおりだ、とかいうことがありましたら、少しお願いしてもよろしいですか。
- 委員 意見は特別なかったのですが、意見交換会の開催通知が郵送されてきて手元に届いた時に、オンライン限定ですと書いてあったのが、少し私は引っかけました。それで参加しなかったというのが大きかったです。私の職場はZOOMなどをあまり使用するところではなく、やり方もわからないですし、正直、こうやって人と顔をあわせながら喋った方が一番スムーズにお話もできるし、理解し合えるのかなと思っていたので、今回はご遠慮させていただきました。
- 座長 ありがとうございます。確かに、オンラインでやることの議論する時に、オンライン限定とすると、そもそも参加するところの入口というか、窓

口を狭めてしまった可能性はなきにしもあらずであった、と思います。オンラインは進めたいけど、オンラインで参加できない、したくないという市民の方も当然いらっしゃるわけで、そういった方々が、オンライン会議にどういご意見をお持ちなのか、ということも伺ってもよかったのかな、と今のお話を伺って少し思いました。他にいかがでしょうか。委員、何かございましたら。

○委員 これに関しては、そうか、これから先はオンライン一本なのかなという印象を持ったりしたのですが。今のご質問から少し外れてしまうと思うのですが、委員がおっしゃったように、選択できるということも必要だと思います。それから、市には市民から電子メールで意見を受け取る制度がありますよね。あれをもう少し活用して、まず、それぞれの委員の本音というか、持っていていらっしゃる意見がある程度吸い上げた上で、こういう交流会とかをなさった方が効率的でないかなと思います。ただし、あの電子メールのフォームは文字数制限があって、大体 100 字程度しか書けないので、その範囲をもう少し広げた方が、広い意見が市内の方に上がってくるのではないかなという気はします。

○座長 皆様、ご意見ありがとうございます。ここの報告書にも書いてありますように、委員会の目的、それから参加人数によって、発言がしやすい状況、そうではない状況があるということ。そして、すべてをオンライン化するという前提では決して市の方もないと思いますが、そういうスタンスをもう少し明確にすると、より異なる意見も出たのではないかな、というあたりでしょうか。

あと、司会者、ファシリテーターの役割が、オンラインであればあるほど重要になってくるというあたりのご意見だったかと思います。ありがとうございます。

また後でご意見いただくこととしまして、次に議事の 2 番目、市民参加の実施に関する市内アンケートの結果報告について事務局から説明をお願いします。

○事務局

《議事(2)について資料3により説明》

○座長 ありがとうございます。ただいま事務局から市民参加の実施に関する市内アンケートの結果報告がございました。これを受けまして、皆様の方からご質問ご意見等いかがでしょうか。委員お願いします。

○委員 ありがとうございます。この 13 ページの問 1 で、実施してよかった点に会場準備の手間が削減された、とあって、逆に、14 ページの課題点で会場準備の手間が増加したって、44%が回答してあるのですが、これは、良し悪しという感じなのではないでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおり良し悪しということで、オンラインになって広い会場を設定する必要がなくなり、小さな規模の会議室や事務室の机周りなどでも参加できるようになって、会場設営の大きな手間がなくなったという場合もありますし、今回の行政経営懇談会のようにオンラインと対面とのハイブリッド形式でやった場合には必要機材も増え、逆に手間が増えたという場合もあつたりしますので、形式によって手間が増えたものもあれば、減ったものもあるというようなことになります。

○座長 ありがとうございます。他に。委員お願いします。

○委員 私の個人的立場からしますと、事務局の作業が増えるということは、やはり、ある程度やむを得ないのではないのかなと思います。我々もオンラインが必要で慣れていくことは、当然痛感しておりますし、いろいろな委員会とかに参加していますと、オンラインと対面とのハイブリッド方式が、今はだいぶ多いです。今日の午前中に開催された会議は完全対面だったのですが、やはりオンラインだけになってしまうと、私たちの何名かは、少し参加しづらいので、そこら辺のところは、これからまた取り組まなくてはいけない課題になってくるのかなと思います。定期的な勉強会みたいなものも開催していただいて、市民の参加、特に委員の参加を促していくようなことも求められるのかなという気がしております。要望で申し訳ありませんけど。以上です。

○座長 ありがとうございます。他に、皆様いかがでしょうか。委員。

○委員 少しこの中で気になった点は、やはり、コロナの影響が十分ありまして、こういったオンライン開催が増えているのではないかなと思うのですが、このアンケートでは、コロナでやむを得ずやらざるを得なかったという部分と、いや、コロナがなくなってもオンラインでやるのだという、その辺の振り分けはどうなのかなと思いました。やむを得ずやったのか、どういうところなのかな。少し気になったのですが、でも。

○事務局 コロナの状況でやむを得ずやったかというようなところまでは、このアンケート上で確認していないのですが、部署によっては、今回オンラインで開催してみて、会の目的とも合っていたので、今後オンラインでの開催も引き続きという場合や、対面の場合もあるが、オンラインも検討するというような話が出ているところもございます。逆に、対面で開催するために、状況を見て、コロナが少し収まった段階で、完全に対面でやりましたというようなところもあつたりします。

ですから、やはり参加者層であつたり、時期であつたり、そういうところから判断をして開催しているところが、今の時点では多いのかなと思います。

○座長 他にいかがでしょうか。委員お願いします。

○委員 私は、8ページの、令和2年度の実施してよかった点について、応募

者、参加者層の拡大に繋がったというのは、どうしたら市民の参加をもっと促せるかということを考えてみると、拡大に繋がったというのは非常によかったな、と思います。令和3年度を見るとやはり同じように、拡大に繋がったということが3番目にあるので、すごく大変だと思うのですが、確実に参加者の拡大に繋がっているというのは良いことかな、と思います。もう少し、具体的に学生さんが増えましたとか、詳細がわかるといいのですが、コロナでなかなか難しいというところはあると思うのですが、コロナがなくなったとしても、もし、参加者層の拡大に繋がるのであれば、今後もオンライン、もしくはオンラインと対面とのハイブリット形式は取り入れていくべきだと思います。ありがとうございます。

○座長 他にいかがでしょうか。昨年度の行政経営懇談会の提言の一つとして、「若い世代の参加者の拡大ということで、オンライン会議やハイブリット形式等々も取り入れられたい」という提言をさせていただいたところで、委員がおっしゃってくださったように、そういう意味ではオンライン会議とか、ハイブリッド会議の導入というのが、今回も、その方向性に沿っている内容であるということは、結果として出てきているのではないかなと考えます。ただし、今おっしゃられたように、これがコロナの一時的問題なのか、それから、全部オンラインに行ってしまうということは、やはり、会議の目的とかですね、参加者の人数、参加者層とか、いろいろな要因がありますので、これをもって、では、すべてオンラインに切り換えていこう、ということではないというあたりは、一つ、この会議でも意見として押さえておく必要があるのかな、という感じはいたしました。よろしいでしょうか。

それでは次に、議事の3に移らせていただきたいと思います。議事(3)仮称対面によらない市民参加手法の活用について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

《議事(3)について資料4により説明》

○座長 ありがとうございます。率直に言って、今までの議事1番、2番は結果報告ですから、あまりご質問とご意見もなかったと思います。ここからの対面の市民参加についてという辺りから、ぜひ皆さんの率直なご意見、資料4と資料5に関して、ここがわかりづらいとか、ここが不足している、そこら辺の率直なご意見をぜひお聞かせいただけたらと思います。場合によっては皆さんの意見の中で、全部取りまとめてしまうと矛盾してしまうような意見が出てくる可能性もございますが、最初はそれを気にせず、まず、皆さんからご意見を伺って、後で取りまとめる段階になりまして、少し矛盾するって言ったら調整するということを考えておりますので、ぜひ、ご遠慮なくご発言いただきたいと思います。よろしくをお願いします。いかが

でしょうか。委員からいいですか。

○委員 ありがとうございます。オンラインでの参加者の対話が起きにくいというのは確かにそうですけど、私が参加しているオンラインのイベントはブレイクアウトルームというのを使って、それで、一つの部屋には4人、5人程度にすると、比較的対話がしやすいということがあります。ただ、ZOOMとかそういうオンラインのツールに慣れてない方が参加する時は難しいところもあると思いますし、スムーズにするためには、ブレイクアウトルームの各部屋に少なくとも最初は主催者の方がサポートとして入ってあげて、各自が交代で話すようにしてあげるといいかなと思います。もちろん、対面に勝るものはないと思うのですが、4人くらいのブレイクアウトルームだと、8人とか10人とかで会場にいるときよりも、意外と話し合いしやすい雰囲気になることもあるので、ぜひご検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

○座長 他にいかがですか。委員、お願いします。

○委員 すみません、進める上で念のため確認しておきたいのですが、この対面によらない市民参加の活用ということは、先ほどの参考資料1の5ページ、例えば、「つくばの市民参加の取組」というのが、委員会とか、懇談会とか、何とか協議会とか、様々な会がありますが、つくば市が開催している協議会、委員会といったものに対して、対面によらない市民参加の方法を活用するというのに限定しているということではよろしいのでしょうか。会議に限定したのではなく、ワークショップなどはいかがでしょう。

○事務局 説明会など、会議以外の場も考えております。

○委員 それは、つくば市が主体となって開催するいろいろなイベントとか、そういったものも含むということですか。

○事務局 そのとおりです。つくば市が開催する、イベント、会議、ワークショップ、そういうものを含め、もし、対面によらない場合にこういうところに気をつけていきたいとか、こういうところに配慮する必要があるというようなものです。

○委員 そうすると、いろいろなものがあるわけですね。わかりました。

○座長 委員、どうぞ。

○委員 すごく基本的なところで、私自身の言葉の読み取りにずれがあるかな、と思うのですが。市民参加という言葉の範囲というのが、市が主催する会議とかワークショップとか説明会とか、そういうものであるのか。一般的に市民参加というと、市民の持っているいろいろな意見を述べる、伝えるというところかな、と私自身はそう思っております。そうすると、一般的な市民が自分たちの意見を言いやすい、それによって、つくば市の市政に参加するという部分を考えると、このオンラインやハイブリッドでやるという前の、市

民の意見を吸い上げるためのいろいろな手法をどうするかというところを考
えないと、本当の意味での市民参加にはならないのではないかという気がい
たします。

○座長 事務局お願いしてよろしいですか。

○事務局 市民の意見を吸い上げるというところについては、おっしゃって
いただいたとおり、その意見を吸い上げる方法もいろいろあると思います。自
分の意見を言いにくい、なかなか積極的に言えないけれども、市から声をか
けられたら少し発言してみたいってような方もいらっしゃると思うので、
そういった方々に対する手法というのは、いくつか考えて実施しなければ
いけないと思います。そういう取組みを実施する場合に、実施する方法の
一つとして、対面もあれば、オンラインもあれば、というところで、今回は、
もし、その手法の一つとして、何らか取組みをオンラインで開催する場合、
参加した方にとって、より意見が言いやすくなれば、というようなところで
考えていただければと思います。

それから、市民参加の言葉の定義ということについて、先ほど委員がおっ
しゃったとおり、市に意見を言うとか伝えるとか、そういったところが市民
参加であると考えております。「つくば市市民参加推進に関する指針」でも、
つくば市の市民参加としては、市が開催するものにご参加いただくとか、市
で意見を募集しますと言ったときに、意見をおっしゃっていただく、パブリ
ックコメントなどでご意見をいただくというところを市民参加としておりま
すので、おっしゃっていただいているとおりのご理解で大丈夫です。

○座長 どうぞ。

○委員 私も今の委員と全く同じ考えで少し、モヤモヤしているのですけれ
ども、例えば、パブリックコメントをもっとたくさんの人に書いてもらいた
いとか、こういった市民の意見を募集したいとか、そういったことについて
も、もっと考えて、例えば、インターネットが難しい人は書面でどんどん出
してねとか、それから、若い人はLINEとか、また市民募集アプリとかそう
いうものを使うとか、アンケートをもっと書きやすくするとか、そういった
内容を今回は省くということでしょうか。今私が申し上げた、LINEとか、
アンケートとか、パブリックコメントの意見をもっと増やすとか、そうい
った手法は全部、今回の提言では関係なく、市が、委員として参加をお願
いした人を参加しやすくするためにオンラインを使う、という部分だけなの
か、少しその辺りがモヤモヤしているので、ここで少し、はっきり教えて
いただけますか。

○座長 事務局の方からお願いしてよろしいですか。

○事務局 今、委員がおっしゃったことは、先ほど座長からもありましたと
おり、昨年度、行政経営懇談会で提言をいただき、若い世代の参加の拡大
に向けてオンラインやハイブリッドの活用というのもあるのではないかと
いうよ

うなことでしたので、そこを実現するために、会議の委員として参加してくれた人だけではなくて、今まで市政に参加をしたくてもできなかった人のハードルを取り除くとか、市民参加に興味がなかった人などが、オンラインが選択肢として増えることで、参加者の裾野が広がるというようなことで、今回は、会議の参加だけではなく、先ほど申し上げたようなワークショップやアンケートも含め、オンラインとか IT の技術を使うとか、そういったことも可能性として、選択肢として考え、参加者の裾野を広げるための方策について、ご提言をいただければ、ということをお願いしております。

追加で補足いたしますと、昨年度の提言を受けまして、今回はデジタルというものを切り口にして、このようなテーマで検討させていただいておりますが、先ほど委員がおっしゃったような、パブリックコメント提出の工夫などを実施しない、全く省くというわけではなく、今回は、いろいろな市民参加の手法を取り組むに当たり、オンラインやデジタルの手法を使っていく際のガイドラインのようなものを作成し、昨年度いただいた提言を実現したいということをお願いいたします。

一例を挙げれば、パブリックコメントにつきましても、住民説明会の内容を動画で配信したり、デジタルを使って、計画やパブリックコメントを募る内容をわかりやすく伝えることによって、同じ様式だったとしても、皆さんがもう少しコメントを寄せやすい内容にしたり、そういった工夫に繋がったりするのではないかと含めて、今回の資料 18 ページ、資料 4 のように、YouTube でライブ配信した動画をアーカイブ化して、事後に閲覧可能とするような取り組み等を絡めまして、これまでの取り組みをデジタルで補足することで、もっと効果的に使えるのではないかと含めまして、ガイドラインを作成したいと考えております。

○座長 ありがとうございます。事務局としては、おっしゃりにくいとは思いますが、確かにそうですけど、私はあまり広げてしまうと、何に対して、どのような提言を我々はまとめたらいいのか、意見が拡散してしまうのではないかと若干危惧しております。パブリックコメント等々についても、若い世代をどう取り込んでいくかっていうのは、とても、それはそれで一つ大きなテーマだと私は思います。それを排除するものではありませんが、そこまで広げて、今回、どうやって若い世代を取り入れていこうかというふうになりますと、少なくとも、今日ご提案いただいた資料 4 とか 5 では、全く、そこら辺は議論されていないガイドライン、チェックリストのように私には見えてしまいますので、それを排除するものではないが、今回は市民委員として若い世代に参加していただく際には、対面によらない手法として、オンライン等が中心なるわけですが、そこを推進するためにはどのような工夫をしたら良いかというあたりに議論を絞ったほうが、むしろ建設的なご意見をいただ

けるのではないかと私は思います。今事務局のお話を伺うと、いやそれを排除するものでありませんとか仰っているがゆえに、では私たちは何を議論したらいいのだろうというふうにも、少なくとも私は受けとめてしまったので、決して絞ることが悪いことではないというふうには思うのですが、皆さんいかがでしょうか。委員お願いします。

○委員 確かに、その市民参加という言葉は、それぞれの考えている範囲っていうのが違うので、多分、行政側としては、市の様々な委員会の中で、充て職ではなく、改めてそのテーマについて考える一般の市民の人たちを増やしたい、ということだと思います。ですから、例えば、対面によらない市民委員の増加とか、何かしっかりとした、この人たちを対象にしているという言葉があれば、私たちも考えやすいと思います。

○事務局 この対面によらない市民参加手法の活用として、まず、市民参加という言葉につきましても、いろいろな側面がございまして、市民が自主的に何か市に対して活動を取り組むというようなことであったり、市が主体となって開催するものに対して参加いただいたりとか、様々な側面があります。つくば市における市民参加ですが、第1回目、また、昨年度も資料として「つくば市市民参加推進に関する指針」をお配りしておりまして、その内容のとおりですが、つくば市として市民参加といった場合は、市が主体となっているものに市民が参加することと考えております。その市民参加の手法としては、会議やワークショップ、説明会とか公聴会とかいろいろあるのですが、中でも、この対面によらない市民参加手法の活用として考えていたのは、今まで対面で開催していたものです。先ほど私がパブリックコメントを例に挙げたので、少し紛らわしくなってしまったのですが、ワークショップや説明会、会議、これまで対面でやるが多かったものを、今後、やり方の一つとしてオンラインも考えられる、というところです。今まで対面で行っていたものに対して、今後オンラインも活用の一つとして考える際に、配慮したほうがいい点について、どういうところがあるのか、そこをクリアすることで、今まで市に参加していなかった、参加しようと思っていなかった方が参加しやすくなるのではないかと、というところを考えていきたいということで、手引きのようなものをつくりたいと考えております。

○委員 そうしますと、今のお話ですと、例えば、市報で行政経営懇談会の委員を募集する、ワークショップの開催を通知するとき、この会につきましても、オンラインでも自由に参加できます、時間も配慮します、ぜひ委員として募集してください、ワークショップはオンラインも参加できますので、皆さんどうぞ自由に参加してください、とするのはいかがでしょうか。

○座長 そういう呼びかけをするということでしょうか。事務局いかがでしょうか。今の委員のご意見に対して、

- 事務局 確認ですが、委員のご意見は、委員の募集にあたっての告知方法でしょうか。それとも、イベント自体についてのご意見でしたでしょうか。
- 委員 オンライン等の対面によらない市民参加手法を活用していくということであれば、広報紙で会議の委員やワークショップの参加者を募集する際に、ぜひ皆さん参加してください、という文章に括弧をつけて、この会はオンライン、対面にならない形でも参加できます、とすれば、非常に自由に皆さんの参加の機会を広げることになるのではないかな、と思いましたが、市ではそこまで考えていらっしゃるのでしょうか。
- 事務局 当然、その取組みの果たす目的でしたり、進行方法等もありますので、一概にオンラインで開催するというを最初から約束するものはありませんが、オンラインによる参加の形もあり得るということを募集の際にアナウンスするというのは、その取組みにもよりますが、可能だとは思っております。最初からある程度、オンライン会議に向いている手法でしたり、取り扱うテーマでしたり、そこでオンラインでの開催がふさわしいということであれば、募集の段階からそういった告知を出すということもありえる話かと思っております。
- 座長 はい、委員。
- 委員 凄く言葉にこだわるのですけれど、対面によらない市民参加手法の活用という、議論を今回深めていく中での市民参加という言葉は、先ほど事務局の方がおっしゃった、市の会議とか、そういうところに参加する人たちに対して、ということだということを、どこかに説明書きを加えておいていただいたほうが、資料を読む、この会議に出ていない一般の人たちにもわかりやすいと思います。どこに焦点を当てているかというのが、わかりやすくなると思いますので、対応していただけたらと思います。
- 座長 確かに、庁内向けのガイドラインとはいえ、やはり行政経営懇談会で協議した成果物でございますので、読み手によって理解が異なるというのは望ましいことではないので、最初か最後か、場所はお任せしますが、今回の、市民参加というのか、この活用の定義、対象みたいなものを文章で説明を加えていただけますか。
- 事務局 庁内向けの文章ですので、庁内に周知する際には先ほど申しあげました定義が記載されている「市民参加推進に関する指針」や「市民委員の要綱」と併せて、掲載し、庁内で周知、確認できるような体裁にまとめたいと思います。今回の提言につきましても、リクエストいただきましたとおり、ある程度、こういった提言を示す上で、前提がわかるような表記を事務局で工夫したいと思います。ありがとうございます。

追加で補足させていただきますと、今のお話は、お手元の資料の2ページ目、提言書骨子案のところかというと、2の目的でしたり、背景のところ、ど

ういったところをフォーカスさせたいのか、明記することが重要なのではないかと理解いたしましたので、検討したいと思います。また、先ほど委員からいただいた、参加の周知、募集の時点で、どういったことがあるかというのを予め伝えておくということにつきましても、会議冒頭に委員からも、オンラインでしか参加できないのであれば参加を見合わせよう等、その時点で判断されてしまうこともありますし、逆に書いていないと、オンラインであれば参加しようという方に届かないというところもあるかと思っておりますので、そのあたりについては、資料4、17ページ、対面によらない市民参加の活用で、利点でしたり、課題点でしたり、考慮する点、そういったところにも、あらかじめ、伝えておくことが大事といったところにも繋がる意見かと理解いたしましたので、今後、検討を深めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○座長 よろしくお願ひします。その他、委員、いかがでしょうか。

○委員 特別、聞きたいところはあまりないのですが、このチェックリストというのは、要はつくば市の職員の皆さんで共用し、何かやる時に必要なものということでしょうか。要は、これを職員の方が見ながら、オンラインの会議などを行うにあたり参考していくという形でしょうか。

○事務局 そのとおりです。市役所には、いろいろな部署がありまして、こういう会議や説明会をホストするとき、水準を共通にするために、あらかじめチェックリストとして整備したい、そのように考えています。

○座長 委員、いかがでしょうか。

○委員 私も特に疑問はなく、いただいたこのとおりかな、と思っております。

○事務局 よろしいですか。ありがとうございます。委員、いかがですか。

○委員 私自身は少しくわかってないのですが、これを市民参加というのは、例えば、こういう委員会の委員のメンバーをそろえるために、仕事上とか、家庭の事情で、いちいち現場に足を運べないので、オンラインであれば参加しますよ、という応募者を増やすための手段ということでしょうか。それとも、枠なしで、いろいろな市民の方の意見を聞くために、委員会に参加する人だけではなくて、一般の人たちからも意見を吸い上げたいのだ、というのが、その辺について、私自身、少し認識できてないのですが。

○座長 事務局、いかがですか。

○事務局 手法によっては両方という形にとれるかと思ひます。懇談会や附属機関の会議等におきましては、参加の機会を増やしたり、応募者数を増やしたりすることにもつながると思ひます。あとは、先ほど申し上げたような説明会やワークショップといったものに関しては、参加の幅を広げたり、より多くの意見を集められたりするようなどころで使われていくことになるかと思ひます。

- 委員 ありがとうございます。
- 座長 ほかにいかがでしょうか。私の方から少しすみません、つくば市は、ZOOMしか使わないのでしょうか。今、私の職場では、MicrosoftのTeamsを使っていたり、外部のオンライン会議ですとCiscoのWebexとか、いろいろなソフトが乱れ飛んでいたりしまして、その都度、何をどうアクセスしていか、結構大変です。たぶん、職場でオンライン会議をやられていても、職場と違うソフトをつくば市がお使いになったとしたら、やはり混乱する。そういう状況は、あると思うので、マニュアルを整備するとか。初めての人でもこうやればできますということを、どこまで懇切丁寧に書くか、なかなか悩ましいところではあるとは思いますが、マニュアル整備の話が今回全然書かれていないので、その辺りを。つくば市は全部ZOOMでしかやらないというのであれば、どこかの部局がZOOMのマニュアルを一つつくればいいのですが、部局によってはまた違うソフトも取り入れるというのであれば、それぞれマニュアルを整備すべきだと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。
- 事務局 現在、つくば市では、必ずZOOMで開催しなければならないというような決まりはありませんが、オンラインで会議を開催する場合は、ほとんどZOOMが使われています。茨城県が主催する会議や勉強会に参加する際やその他外部の会に参加する場合は、当然、先方が選んだもので対応するようになりますので、CiscoのWebexでしたり、MicrosoftのTeamsでしたり、そういったものが使えるようにはなっています。おっしゃるとおり、主催する側につきましては、今、明確にこれを使っていかなければならないという縛りがあるわけではなく、これは参加者側のリクエストで左右される可能性があるのかというのは、今のところ何とも申し上げられない部分があるのですが、ある程度、開催者側の手法を統一するというのも一つの手段かと思っておりますので、少し検討させていただきたいと思っております。
- 座長 ぜひ、お願いします。他にいかがでしょうか。よろしいですか。では、以上でよろしいですね、今日用意した議題は。議事(3)については、皆様のご意見を伺ったということで、事務局よろしいですか
- 事務局 はい。
- 座長 それでは、以上で本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。最後にその他ということで、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。
- 事務局
- 《その他 について資料5により説明》
- 座長 ただいま事務局からありました説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますか。私が伺うのは変な話ですが、23ページ、資料5の「つくば市市民参加推進に関する取組の課題と対策について」ホームページにアップする

ということで、意見がある場合は後日でもいいと今ご説明があったのですが、具体的に誰に、いつまでに、言えばいいですか。

○事務局 1月中であれば、ある程度皆様からいただいたご意見を合わせて修正して再掲載ということも可能になるかと思しますので、1月中に事務局までお願いできればと思います。

○座長 ご意見がある場合は、1月中に事務局にご意見をお寄せいただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。他にいかがでしょうか。

それでは、本日予定しておりました案件は、すべて終了いたしました。以上で、本日の行政経営懇談会を閉会といたします。年末の忙しい時期に夕方お集まりいただきまして、皆さんありがとうございました。良いお年をお迎えください。次回は2月になりますので、よろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

[了]

令和3年度（2021年度）第2回つくば市行政経営懇談会

日時：令和3年（2021年）12月23日（木）
18時00分から19時30分まで
会場：つくば市役所2階 防災会議室2、3

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和3年度（2021年度）つくば市市民委員意見交換会開催報告
- (2) 市民参加の実施に関する庁内アンケート結果報告
- (3) （仮称）対面によらない市民参加手法の活用について

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| ・資料 1 | 令和3年度（2021年度）つくば市行政経営懇談会協議事項等 |
| ・資料 2 | 令和3年度（2021年度）市民委員意見交換会開催報告 |
| ・資料 3 | 市民参加の実施に関する庁内アンケート結果 |
| ・資料 4 | （仮称）対面によらない市民参加手法の活用 |
| ・資料 5 | 令和2年度（2020年度）つくば市行政経営懇談会提言公開用 |
| ・参考資料1 | 令和3年度（2021年度）市民委員意見交換会資料 |
| ・参考資料2 | 市民委員意見交換会参加者アンケート結果 |
| ・参考資料3 | 令和2年度（2020年度）つくば市行政経営懇談会提言 |
| ・令和3年度（2021年度）第1回つくば市行政経営懇談会会議録 | |

令和 3 年度（2021 年度）つくば市行政経営懇談会協議事項等

1. 目的

複雑多様化する行政環境の下で、分権時代にふさわしい効率的、効果的な行政運営の在り方について広く御意見をいただくために行政経営懇談会を開催する。

2. 令和 2 年度（2020 年度）行政経営懇談会協議の経緯

- 令和 2 年度（2020 年度）つくば市行政経営懇談会では、つくば市が目指す市民参加に向けて「参加の壁」という課題を解決するために、主に審議会等の市民委員の参加について、協議を行った。
- 協議を踏まえ、特に「①無作為抽出による委員等候補者名簿の活用の推進」「②若い世代の参加者の拡大」「③審議会等市民委員の応募者数の増加」の 3 点について、つくば市における市民参加をより一層推進するための対策を委員から提言を受けた。

3. 令和 3 年度（2021 年度）行政経営懇談会協議事項

- 令和 2 年度（2020 年度）つくば市行政経営懇談会提言のなかで、若い世代の参加者の拡大に向けて「対面に重きを置かないオンライン会議やハイブリッド形式等も取り入れられたい」と提言を受けた。
- オンライン等の対面によらない市民参加は時間に制約がある人にとって容易に参加できる手段であり、活用によって参加者層の拡大につながる可能性がある。
- 一方で、対面によらない市民参加の実施に当たり、職員のスキル不足やオンライン参加が苦手な人たちへのアプローチが課題として挙げられている。
- 行政経営懇談会では、令和 2 年度（2020 年度）の協議内容を掘り下げ、対面によらない市民参加の充実に関して協議いただきたい。

4. スケジュール

報告会を含む 4 回の開催予定。時期・回数は多少前後する可能性あり。

時期	予定している会議内容	関連する市の取組
11 月 【第 1 回】	・ 令和 3 年度協議事項等 ・ 令和 2 年度市民参加取組状況報告	・ 市民委員意見交換会 11 月 16 日、19 日
12 月 【第 2 回】	・ (仮称) 対面によらない市民参加手法の活用について	【事務局作成】 (仮称) 対面によらない市民参加手法の活用
1～2 月 【第 3 回】	・ (仮称) 対面によらない市民参加手法の活用について (第 2 回の協議内容の確認)	
3 月 【報告会】	・ 提言書の提出	—

5. 提言書骨子案「(仮称) 対面によらない市民参加の活用」

1. 背景

… 令和2年度提言、市民参加の状況（職員の困りごと）

2. 目的

… 事例等の共有により、市民参加の推進を図る。

3. オンライン等の対面によらない市民参加をめぐる現状と課題

… 市民委員意見交換会結果 ← 第2回 参考資料2を整理
庁内アンケート結果 ← 第2回 参考資料3を整理

4. (仮称) 対面によらない市民参加の活用

… ①オンライン等の対面によらない市民参加の利点、課題点
②実施に当たり、考慮すべき点等

5. チェックリスト

6. 今後の課題（行政経営懇談会提言）

第2回
資料4

懇談会から意見を
いただきたいところ

令和 3 年度（2021 年度）市民委員意見交換会開催報告

1. 概要

- ・ **目的** 本市の審議会等をよりよく運営していくため、令和 2 年度（2020 年度）に市民委員として審議会等に参加経験者の感想、意見を伺うとともに、市民委員経験者同士の交流を行う。
- ・ **実施方法** オンライン会議システム Zoom を使用
- ・ **開催日時** 【A 日程】 令和 3 年（2021 年）11 月 16 日（火）18:30～19:30
【B 日程】 令和 3 年（2021 年）11 月 19 日（金）18:30～19:30
- ・ **参加者数** 【A 日程】 7 人
【B 日程】 8 人
- ・ **対象** 2020 年度に審議会等に参加した市民委員 61 名
※参考資料 1 P5 2020 年度に審議会等に参加した市民委員
- ・ **内容**
 1. 開会
 2. ガイダンス（つくば市の市民参加について事務局から紹介）
 3. 意見交換（「オンラインの市民参加について」）
 - ①自己紹介
 - ②意見交換
 4. 閉会
- ・ **備考** 意見交換会終了後に参加者アンケートを実施
※参考資料 2 P9 市民委員意見交換会参加者アンケート結果

2. 意見交換で出された意見

① オンラインによる参加の良い点

- ・ 仕事の合間でも参加できるため、働いている人が参加しやすい。
- ・ 遠いところで開催されていても参加できる。
- ・ 専門学校の授業をオンラインと対面とのハイブリッドで行っている。オンラインを選択肢として与えることにより、学生の欠席が減った。

② オンラインによる参加が向かない場面

- 参加者が多い会議では発言しにくいところがあった。
- 会の前後に参加者同士でコミュニケーションをとることができない。
- オンラインで話し合うのであれば、参加者は8人程度がちょうど良いと思う。
- 場の雰囲気、表情がわかりにくい。リアルのほうが良いこともある。
- 言葉にならない部分でのコミュニケーションがとりにくい。

③ オンラインで開催する際の留意事項（アイデア）等

【対象者への配慮】

- いかに参加者のハードルを下げるかということが課題である。
- 方法によっては、高齢者でも参加できる。タブレット端末等の操作ができる人と一緒に参加するというのも良いかもしれない。
- オンライン参加の場合、機器代金、通信費等の負担もあるため、経済的に困難な状況にある人のことも考える必要がある。

【オンライン開催時の配慮】

- 対面と比べて周りの様子がわからないため、説明についていくことができない参加者へのケアが必要。
- 参加者の Wi-Fi 環境が不安定な場合や、通信料等を不安に感じる人もいるのではないか。IT リテラシー等も含めて、市からサポートがあると良い。
- オンラインと対面とのハイブリッド形式で会議を行う際のカメラ位置について、会議室全体を映す方法だと、遠くから会議を見ているような感覚になる。出席者それぞれが画面に表示されるようにパソコンやタブレット端末等を用意しないと、同じ会議の場にいる臨場感に欠ける。

④ その他

【会議等をオンラインで開催することについて】

- オンライン会議でチャット機能を使ってみようと挑戦したところ、反応がなかった経験がある。現場も使いこなせていないところはある。
- 対面での実施と違いは感じないが、準備は大変だと思っている。
- オンライン会議は対面の会議以上にファシリテーターの技量が求められてくると感じる。
- 参加用のタブレット端末を郵送するなどすれば、高齢者も参加できるのではないか。
- 広く情報を共有するという観点で、ライブ配信等を検討してみるなど、周りの人や次の参加者に興味を持ってもらえる機会づくりを検討してもらえると良いのではないか。

- ・ オンライン参加の面白い話題として、出張先で地元の学生と話した際に、日本全国をバイクで巡りながら授業を受けているという話を聞いた。

【市民参加全般について】

- ・ 働いている場合、時間の余裕がないために興味を持っていても参加することが難しい。そういう点も考慮してもらえると良い。
- ・ 人とのつながりをつくるためには、ひとりひとりが努力する必要がある。
- ・ 事前に資料を読み、意見をまとめていても、参加者の活発な議論のなか、なかなか自分の意見を受け入れてもらえない雰囲気での会議もあった。事務局の進行態度が専門家の意見ばかり傾聴し、市民委員の意見を受け入れてもらえない印象を受けた。

市民参加の実施に関する庁内アンケート結果

1. 概要

- ・ **目的** オンライン等の対面によらない市民参加を実施する上での課題等を把握し、庁内で共有することにより、本市の市民参加の推進につなげることを目的とする。
- ・ **調査期間** 令和3年（2021年）10月19日から10月26日まで
- ・ **調査対象** 庁内各課等
- ・ **調査方法** 庁内イントラ課メールにて調査票を発送
- ・ **回答方法** 調査票に入力し、庁内イントラ課メールにて回答
- ・ **回答状況** ①令和2年度（2020年度）分 … 51件（29/118課室等）
②令和3年度（2021年度）分 … 59件（37/118課室等）

2. 市民委員意見交換会で出された意見と重なる点

① オンライン等の対面によらない市民参加の利点

- ・ 移動時間がないことで、参加者の日程調整のマッチング率が向上した。
- ・ 移動時間がないことで、参加者や参加者の家族の負担が軽減された。

② オンライン等の対面によらない市民参加の課題点

- ・ ネットワーク環境を持たない参加者への対応が必要。
- ・ 高齢者等、オンラインによる参加に不慣れな市民の参加が困難になる。
- ・ 参加者のネットワーク環境によって、話が途切れる心配がある。
- ・ 参加者数が多い会議では、画面上での参加者の挙手等の確認が難しい。

3. アンケート結果詳細

- ・ 令和2年度（2020年度）実施状況結果 … P8～12
- ・ 令和3年度（2021年度）実施状況結果 … P13～16

市民参加の実施状況に関するアンケート結果【令和2年度（2020年度）】

問1 令和2年度に市民参加の取組を実施しましたか。

〔☑は一つ〕

【N=51】

項目	回答数	構成比
実施した	44件	86.3%
中止した	7件	13.7%
合計	51件	100.0%

【問1で「実施した」と回答した課室等に伺います。】

問2 どのような形式で実施しましたか。

〔☑は一つ〕

【N=44】

項目	回答数	構成比
オンライン	7件	15.9%
オンラインと対面とのハイブリッド	12件	27.3%
対面	25件	56.8%
合計	44件	100.0%

【問2で「オンライン」「オンラインと対面とのハイブリッド」と回答した課室等に伺います。】

問3 実施して良かった点を教えてください。

〔当てはまるもの全てに☑〕

【N=19】

項目	回答数	構成比
市民参加の取組の目的が達成された	14件	73.7%
多様な意見等を得られた	8件	42.1%
応募者や参加者層の拡大につながった	4件	21.1%
説明会等の参加者数を制限する必要がなくなった	2件	10.5%
職員にオンライン開催にスキルが身についた	9件	47.4%
会場準備の手間が削減された	6件	31.6%
特になし	1件	5.3%
その他	3件	15.8%

その他（具体的に）

内容要約
<ul style="list-style-type: none"> • 当日の移動の手間がなくなった。 • 当日公開した内容について、一定期間アーカイブ配信を行ったことで、市民の視聴の機会が広がった • 新型コロナウイルス感染症の対策ができた。

【問2で「オンライン」「オンラインと対面とのハイブリッド」と回答した課室等に伺います。】

問4 実施した際の課題点を教えてください。

〔当てはまるもの全てに☑〕

【N=19】

項目	回答数	構成比
市民参加の取組の目的を達成することができなかった	1件	5.3%
多様な意見等を得られなかった	1件	5.3%
コミュニケーションに限界があった	10件	52.6%
対象者数の設定が難しかった	0件	0.0%
職員のオンライン開催に関するスキル不足があった	4件	21.1%
会場準備の手間が増加した	6件	31.6%
特になし	3件	15.8%
その他	5件	26.3%

その他（具体的に）

内容要約	
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 庁内のWi-Fi回線の貧弱さなどが円滑な運営の妨げとなった。 庁内から安定的に配信できるネットワーク環境が不足している。オンライン配信をホストする場合、Wi-Fiでは不安定。 参加者のネットワーク環境によって、話が途切れる心配がある。
機材	<ul style="list-style-type: none"> 照明や配信機器等の必要機材を揃えることが難しい。 庁内でオンライン会議等が可能なパソコンやタブレット端末等が不足している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> オンラインと対面とのハイブリッド形式は事務局の会議運営が困難。 当日、参加者のカメラが起動しない不具合が発生した。 ウェブ上で意見募集を行ったが、設問調整や結果集計の難しさがあった。

【問2で「オンライン」「オンラインと対面とのハイブリッド」と回答した課室等に伺います。】

問5 実施に当たり、工夫した点等がありますか。ご自由にお書きください。

内容要約	
会場	<ul style="list-style-type: none"> オンライン参加者の参加画面が見えるように会場にスクリーンを設置した。 オンライン参加者に音声が届くように対面会場ではマイクを使用した。 オンライン参加者に向け、会場全体が見渡せるようにカメラを配置した。

進行	<ul style="list-style-type: none"> 参加者が全員発言できるように対応した。 事前に議題を共有し、進行側で一人ずつ指名して発言いただいた。 グループごとにサブファシリテーターを配置した。 オンライン参加者との連絡を円滑に行うため、事務局説明員のほか、ホスト端末操作の担当職員を配置した。 意見収集フォームを別途開設した。
動画の配信	<ul style="list-style-type: none"> 配信トラブル防止のため、事前に撮影した動画を放映した。 聴覚障害者等ために字幕を付けて配信した。 開催は Zoom で行ったが、一般視聴者用の配信先として、つくば市公式 YouTube チャンネル「世界のあしたが見えるまち」を活用した。 ライブ配信した内容をアーカイブ化し、当日以降も閲覧可能とした。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 希望者に対し、接続テストを行った。 民間業者にオンラインツールを使用したワークショップを委託した。

【問2で「対面」と回答した課室等に伺います。】

問6 オンライン開催は検討しましたか。

〔☑は一つ〕

【N=25】

項目	回答数	構成比
検討した	12件	48.0%
検討していない	13件	52.0%
合計	25件	100.0%

【問6で「検討した」と回答した課室等に伺います。】

問7 オンラインで開催しなかった理由を教えてください。

〔当てはまるもの全てに☑〕

【N=12】

項目	回答数	構成比
市民参加の取組の目的達成に当たり、オンライン開催は相応しくなかったため	3件	25.0%
コミュニケーションに限界があると判断したため	3件	25.0%
対象者数の設定が難しかったため	1件	8.3%
職員のオンライン開催に関するスキル不足があったため	4件	33.3%
会場準備の手間が増加したため	0件	0.0%
参加者側から対面開催の希望があったため	1件	8.3%
その他	10件	83.3%

その他（具体的に）

内容要約	
制度等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課との協議の結果、オンライン開催は条例上不適当と判断されたため。 ・ オンラインで実施する出前講座の枠組みが無いため。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算がなかったため。 ・ 本を紹介する際、著作権の問題をクリアするのが難しいと判断したため。 ・ 想定される参加者は高齢者が多く、オンライン参加が難しいと思われたため。実際、参加者の多くが高齢者であった。 ・ 新型コロナウイルスの緊急事態宣言等の制限措置が解除となっており、十分に感染症対策を行えば対面で開催可能と判断したため。

【問6で「検討していない」と回答した課室等に伺います。】

問8 オンラインで開催しなかった理由を教えてください。

〔当てはまるもの全てに☑〕

【N=13】

項目	回答数	構成比
取組の目的や内容等から、対面で実施すべきだったため	8件	61.5%
参加者側から多面開催の希望があったため	2件	15.4%
例年、対面で開催しているため	4件	30.8%
十分に感染症対策を行えば対面で開催可能と判断したため	8件	61.5%
その他	3件	23.1%

その他（具体的に）

内容要約	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話でのヒアリングを実施したため。 ・ 施設に計画案を設置して閲覧していただく方法をとったため。 ・ 緊急事態宣言も解除され、人流抑制は緩和されていた時期だったため。 	

【問1で「中止した」と回答した課室等に伺います。】

問9 どのような形式での実施を予定していましたか。

〔☑は一つ〕

【N=6】

項目	回答数	構成比
オンライン	0件	0.0%
オンラインと対面とのハイブリッド	2件	33.3%
対面	4件	66.7%
合計	6件	100.0%

【問1で「中止した」と回答した課室等に伺います。】

問10 中止した理由を教えてください。

[当てはまるもの全てに☑]

【N=7】

項目	件数	割合
市民参加の取組の目的達成に当たり、オンライン開催は相応しくなかったため	1件	14.3%
コミュニケーションに限界があると判断したため	0件	0.0%
対象者数の設定が難しかったため	0件	0.0%
職員のオンライン開催に関するスキル不足があったため	0件	0.0%
会場準備や必要機材手配等の手間が増加したため	0件	0.0%
予定していた会場が使用できなかったため	0件	0.0%
参加者側から中止を希望されたため	1件	14.3%
新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う緊急事態宣言下だったため	6件	85.7%
その他	2件	28.6%

その他（具体的に）

内容要約
<ul style="list-style-type: none">これまでの参加者の傾向を見ると、60代以上の高齢者が圧倒的に多く70代が最多層であるため、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、年度内での開催は厳しいと判断した。

市民参加の実施状況に関するアンケート結果【令和3年度（2021年度）】

問1 令和3年度に市民参加の取組を実施しましたか。

〔☑は一つ〕

【N=59】

項目	回答数	構成比
対面で実施した	18件	30.5%
対面での実施を予定している	5件	8.5%
対面以外での実施は考えられないので中止した	3件	5.1%
オンラインで実施した	11件	18.6%
オンラインと対面とのハイブリッドで実施した	14件	23.7%
オンラインまたはハイブリッドでの実施を予定している	5件	8.5%
オンラインまたはハイブリッドでの実施を検討したが中止した	0件	0.0%
どのような形式で実施するか未定であるが実施を予定している	3件	5.1%
市民参加の取組を実施する予定はない	0件	0.0%
合計	59件	100.0%

【問1で「オンラインで実施した」「オンラインと対面とのハイブリッドで実施した」と回答した課室等に伺います。】

問2 実施して良かった点を教えてください。

〔当てはまるもの全てに☑〕

【N=25】

項目	回答数	構成比
市民参加の取組の目的が達成された	16件	64.0%
多様な意見等を得られた	14件	56.0%
応募者や参加者層の拡大につながった	8件	32.0%
説明会等の参加者数を制限する必要がなくなった	3件	12.0%
職員にオンライン開催のスキルが身についた	12件	48.0%
会場準備の手間が削減された	7件	28.0%
特になし	0件	0.0%
その他	9件	36.0%

その他（具体的に）

内容要約	
移動時間の短縮等	<ul style="list-style-type: none"> 参加者が児童・生徒の場合、オンラインであれば移動の必要がないことから、保護者の送迎等の負担が軽減される。 移動時間がなくなったことで、日程調整のマッチング率が向上した。 移動時間がないことで、参加者の負担が軽減された。 当日の移動の手間が省略された。

その他	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの集計作業が迅速化した。 アーカイブ配信により、市民の視聴機会が広がった。 感染症拡大防止の配慮ができた。
-----	--

【問1で「オンラインで実施した」「オンラインと対面とのハイブリッドで実施した」と回答した課室等に伺います。】

問3 実施した際の課題点を教えてください。 [当てはまるもの全てに☑]

【N=25】

項目	回答数	構成比
市民参加の取組の目的を達成することができなかった	0件	0.0%
多様な意見等を得られなかった	0件	0.0%
コミュニケーションに限界があった	13件	52.0%
対象者数の設定が難しかった	1件	4.0%
職員のオンライン開催に関するスキル不足があった	6件	24.0%
会場準備の手間が増加した	11件	44.0%
特になし	5件	20.0%
その他	13件	52.0%

その他（具体的に）

内容要約	
参加機会	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等、オンラインによる参加に不慣れな市民の参加が困難になる。 参加者数が多い会議では、画面上での参加者の挙手等の確認が難しい。 インターネット環境を持たない参加者への対応が必要。（複数名いる場合は職員によるつきっきりの対応は難しいと思われる。
ネットワーク環境	<ul style="list-style-type: none"> 庁内から安定的に配信できるネットワーク環境が不足している。オンライン配信をホストする場合、Wi-Fiでは不安定。 ネットワーク環境が不安定になり、会議中のトラブルが多かった。
機材	<ul style="list-style-type: none"> 照明や配信機器等の必要機材を揃えることが難しい。 庁内でオンライン会議等が可能なパソコンやタブレット端末等が不足している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> オンラインと対面とのハイブリッド形式は事務局の会議運営が困難。 対面形式と比較すると、事後アンケートの回収率が低い傾向にある。 オンラインアンケートの知名度が低い。 音声の吹き込み作業及び原稿作成等に時間がかかった。 傍聴用の会場を追加で手配する必要が生じる。 市民が会場を準備して行った出前講座のため、市に特段の課題はなかったが、主催する市民側には機材や接続等の準備の手間が増加したと思われる。

【問1で「オンラインで実施した」「オンラインと対面とのハイブリッドで実施した」と回答した課室等に伺います。】

問4 実施に当たり、工夫した点等がありますか。ご自由にお書きください。

内容要約	
会場	<ul style="list-style-type: none"> オンライン参加者に音声が届くように対面会場ではマイクを使用した。 機材のハウリング等が発生しないよう工夫した。
進行	<ul style="list-style-type: none"> 発言者が全員発言できるよう意見収集を工夫した。 グループごとにサブファシリテーターを配置した。 時間配分があることを参加者に事前周知した。 ワークショップでは、Zoomのブレイクアウトルーム機能を使用した。 画面共有を前提とした資料作成を行った。
動画の配信	<ul style="list-style-type: none"> 開催はZoomで行ったが、一般視聴者用の配信先として、つくば市公式YouTubeチャンネル「世界のあしたが見えるまち」を活用した。
その他	<ul style="list-style-type: none"> オンラインでの参加を促せるよう、Zoom利用に関する説明会を実施した。 オンライン参加用の会場を庁内に設けた。 民間業者にオンラインツールを使用したワークショップを委託した。 通信機器や音声等確認のため、リハーサルを行った。 事前事後のアンケートで、オンラインラーニングツールUMUを使用した。

【問1で「オンラインまたはハイブリッドでの実施を予定している」「どのような形式で実施するか未定であるが実施を予定している」と回答した課室等に伺います。】

問5 実施に当たり、心配なこと等があれば、ご自由にお書きください。

内容要約	
	<ul style="list-style-type: none"> インターネット回線がない家庭への対応が難しいと感じている。 入室や発話の際にトラブルが起こらないか、議事録システムの利用に問題ないかなどは心配している。 参加者側のネットワーク環境により、スムーズに配信できなかった場合の対応に不安がある。 オンラインと対面とのハイブリッド開催の場合には、オンライン会議システムを利用できるパソコンやタブレット端末を確保できるのか、また、複数台のパソコンでログインする際のハウリング対策等に懸念がある。

【問1で「対面で実施した」「対面での実施を予定している」「対面以外での実施は考えられないので中止した」「オンラインまたはハイブリッドでの実施を検討したが中止した」と回答した課室等に伺います。】

問6 オンラインによる実施を行わない（行わなかった）理由を教えてください。

〔当てはまるもの全てに☑〕

【N=26】

項目	回答数	構成比
市民参加の取組の目的達成に当たり、オンライン開催は相応しくなかったため	9件	34.6%
コミュニケーションに限界があると判断したため	10件	38.5%
対象者数の設定が難しかったため	2件	7.7%
職員のオンライン開催に関するスキル不足があったため	2件	7.7%
会場準備や必要機材手配等の手間が増加したため	3件	11.5%
予定していた会場が使用できなかったため	0件	0.0%
参加者側から中止を希望されたため	0件	0.0%
新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う緊急事態宣言下だったため	2件	7.7%
その他	13件	50.0%

その他（具体的に）

内容要約	
制度等	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティポリシー上、約款による外部サービスを使用することは、個人情報等の流出のリスクの恐れが懸念されるため。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本を紹介する際、著作権の問題をクリアするのが難しいと判断したため。 想定される参加者は高齢者が多く、オンライン参加が難しいと思われたため。実際、参加者の多くが高齢者であった。 新型コロナウイルスの緊急事態宣言等の制限措置が解除となっており、十分に感染症対策を行えば対面で開催可能と判断したため。 辞令交付式を行うため。 会議の内容等から対面での実施が良いと判断したため。 対象者が対面での開催を希望したため。 オンラインに適した通信環境が整備されていない参加者がいたため。

（仮称）対面によらない市民参加手法の活用

※骨子の4に該当

1. 対面によらない市民参加の利点

- ◆ 参加場所の制限を受けず、自宅や職場等から気軽に参加することができます。
- ◆ 会場の場所や人数制限が原因で参加できないという人を減らすことができます。

【市民からの意見】

- 仕事の合間でも参加できるため、働いている人がしやすい。
- 遠いところで開催されていても参加できる。

2. 対面によらない市民参加の課題点

- ◆ ネットワーク環境が整っていない人、端末を持っていない人、オンラインでの参加が苦手な人にとっては参加が難しくなります。
- ◆ 直接対面するよりもコミュニケーションがとりにくい場合があります。

【市民からの意見】

- オンラインによる参加が困難な人もいる。
- 参加者同士のつながりが作りにくい。

3. 対面によらない市民参加手法の活用に当たり考慮する点

① 参加しやすい環境をつくる

参加を希望する市民の中には、自宅等のネットワーク環境等が整っていない場合やオンライン等の対面によらない参加に不安を感じる人がいます。市民参加の取り組みの実施に当たっては、できる限り、参加を希望する市民が参加しやすい環境づくりを心がける必要があります。

【市民からの意見】

- オンライン参加の場合、機器代金や通信費等の負担もあるため、経済的に困難な状況にある人のことも考える必要がある。
- いかにハードルを下げるかということが課題。

【対応例】

- ◆ 対面とのハイブリッドでの開催も検討し、オンラインと対面のいずれかでの参加を選択できるようにする。
- ◆ オンラインで開催する回と対面で開催する回で複数回実施する。

- ◆ アクセス、ログイン方法についてまとめたものを配布する。
- ◆ 希望者に対して事前の接続テストを行う。
- ◆ 操作できる人と一緒に参加していただく。
- ◆ 職員等がサポートにつく。

② 参加者の発言の機会をつくる

オンラインでは、対話・雑談が起きにくく、また、参加者が多いほど、一部の人が発言しないという状況が起こりやすくなります。参加者から多様な意見を得るためには、対面の場以上にできる限り全ての参加者に発言の機会をつくる必要があります。

【市民からの意見】

- ・ 場の雰囲気や参加者の表情がわかりにくい。
- ・ 参加者が多い会議では発言することが難しい。

【対応例】

- ◆ 参加者同士の交流の機会を終了後に別途設ける。
- ◆ 開始前または終了後にオンライン会場を開放し、参加者が自由に話をする場として使ってもらおう。
- ◆ 時間を区切って全員に発言してもらおう。
- ◆ どうしても発言が難しい方には、チャット機能等を使って割り込み発言ができるように案内する。
- ◆ 協議内容等を共有し、資料内容への質問や事務局から聞いておきたいことがあれば事前にアンケートをとる。

4. 対面によらない市民参加手法活用の事例

【事例1 より目的を達成できるツールを選ぶ】

- ◆ YouTube でライブ配信した動画をアーカイブ化し、事後に閲覧可能とした。
- ◆ ワークショップを開催した際、Zoom のブレイクアウトルーム機能を利用した。
- ◆ 事前事後の参加者アンケートを行う際、オンラインラーニングツール UMU を利用した。

【事例2 事前準備で工夫をする】

- ◆ 希望者に対し、事前にオンライン会議システムへの接続テストを行った。

- ◆ 時間配分を参加者に事前に連絡した。
- ◆ 通信機器の設定や音声のハウリングを防ぐため、リハーサルを行った。
- ◆ 配信トラブルを防ぐため、事前に撮影したプレゼン動画を放映した。
- ◆ 聴覚障害者等への対応として、動画に字幕を付けて配信した。

【事例3 会場設営で工夫をする】

- ◆ オンラインと対面とのハイブリッド形式で開催する際、会場参加者に向けて、オンライン参加者の参加画面が見えるようにスクリーンを用意した。
- ◆ オンラインと対面とのハイブリッド形式で開催する際、オンライン参加者に向けて、会場全体が見渡せるようにカメラを配置した。
- ◆ オンライン会議を開催した際、別途傍聴者用の部屋を用意し、部屋に設置したディスプレイで会議の様子を見られるようにした。

【事例4 その他】

- ◆ 画面共有を前提として資料を作成した。
- ◆ グループごとにサブファシリテーターを配置した。
- ◆ 市役所に来庁していただき、市で用意した接続環境で参加してもらった。
- ◆ 参加者との連絡を円滑に行うため、事務局説明員のほか、ホスト端末操作担当職員を配置した。

オンライン等の対面によらない市民参加をより良く進めるために

— チェックリスト —

※骨子の5に該当

1. 準備、確認しておく必要があること

- オンラインで開催するか、オンラインと対面とのハイブリッド形式で開催するか決める
- 使用するオンライン会議ツール等を決める
- 会場を確保する

【ハイブリッドで開催する場合】

- 同じ空間にいる人たちが異なる危機で同じミーティングに参加する場合、ハウリングが発生します。プロジェクターでスクリーンに投影したり、イヤホンやヘッドホンを利用したり、違う部屋に分かれたりなどの工夫をすることが望ましいです。

- 必要機材や物品を確保する

※パソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれか

※カメラとマイク（パソコン等の機材に内蔵されている場合と、外付けのものを必要とする場合があります。）

【ハイブリッドで開催する場合】

- 会場参加者用のマイクセットやスクリーン、プロジェクター、ディスプレイ等があると便利です。

- 機材が正常に動くか確認する

- 参加者が入室した際、相手に音声が届くか、相手の音声聞こえるか確認する

【マイクのオン・オフの注意】

- オンラインで会議等を開催するとき、雑音がマイクに入ると、話者は話をしにくくなります。話をしない間はマイクを「ミュート（マイクオフ）」にしておき、発話するときのみ「ミュート解除（マイクオン）」にすることが望ましいです。
- 使用するツールによっては、ホストが参加者を一斉に「ミュート（マイクオフ）」状態にすることができます。

2. 参加者に事前確認しておく良いこと

- オンラインで参加するためのネットワーク回線の有無
- オンライン会議システムを導入できる端末の有無
- オンライン会議システムの利用経験の有無
- 当日使用を予定している端末は何か
- 事前にテスト接続の希望があるか

3. 参加者に事前連絡しておくの良いこと

- 進行中に不具合が発生した場合の事務局の連絡先
- 当日の様子を録音、録画すること（録音、録画が必要な場合）
- 資料を画面共有すること（画面共有を行う場合）

【画面共有を行う場合の注意】

- スマートフォンで参加する場合は画面共有した資料の文字が見えづらくなる可能性がありますので、事前に連絡しておく親切です。

- 入室の際、カメラ、マイクの状態を「オン」にしておくこと

【出席確認の必要性】

- オンラインでの参加は出席の確認が困難な場合があります。出席及びカメラと音声の確認のため、入室時にカメラ、マイクの状態をオンにしてくださいよう、あらかじめ参加者に連絡しておく、円滑な会の進行につながります。

- 入室時の名前の設定を統一してもらうこと（統一する必要がある場合）

【参加者同士での交流】

- 入室時の名前は自由に設定できますが、「イニシャル」や「苗字のみ」よりも「名前+（ひらがな）」のフルネームなどで統一すると、参加者同士で意見交換等を行う際に、名前を呼びやすくなります。

【例：筑波 花子（つくば はなこ）】

- ※ 会の前後などで参加者が自由に話すことができる時間を別途設けると、参加者同士の活発な交流につなげることができます。

令和2年度（2020年度） つくば市行政経営懇談会提言

つくば市市民参加推進に関する取組の 課題と対策について

◆つくば市行政経営懇談会の協議内容などは、こちらをご覧ください

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/joho/keiei/1002357.html>



① 無作為抽出による委員等候補者名簿の活用を推進する

- 市民委員（つくば市の会議に公募などで参加する市民）を選ぶときは、会議の内容などを踏まえた上で、積極的に「無作為抽出による委員等候補者名簿」を使うこと。
- 無作為抽出により対象となった市民に名簿への登録を依頼する文書は、受け取った市民がつくば市政への参加を前向きに考えられるような文面とすること。
- 名簿に登録する同意書には、「全ての分野に関心がある」や「どの分野でもいい」など、様々な分野に興味があるという希望を示せるような選択肢を追加すること。
- ジェンダー（社会的・文化的につくられる性別）や年齢、お住まいの地域などを考え、会議の目的などに沿った市民委員を選ぶこと。

■ つくば市では、これまで市と接点の少なかった方が市政に参加するきっかけをつくり、多様な意見を受けることを目的として、「無作為抽出による委員等候補者名簿」を作成しています。

■ 本名簿はつくば市に住民票を登録している市民のうちから無作為に選んだ1,000名に対し、「市の会議の市民委員候補として登録を願えませんか」という文書を送付し、登録に同意いただいた方の氏名や連絡先などを登録したものです。

※つくば市の市民委員は「公募」または「無作為抽出による委員等候補者名簿」によって選ばれます。

② 若い世代の参加者の拡大に向けて

- 情報発信の手段として、積極的にSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を活用するなど、様々な方法で広報活動に取り組むこと。
- 働いている人も参加しやすくなるような広報などの周知活動に取り組むこと。
- 会議の開催方法のひとつに、オンライン会議や、オンラインと直接対面とを組み合わせたハイブリッド会議も取り入れること。
- 教育現場において市の会議などの模擬体験を取り入れること。
- 表彰など、市民の参加に対して感謝を伝える方法を検討すること。
- 市民委員などの市民参加経験者に体験談を書いてもらうなど、つくば市の市民参加の取組について知ってもらうための方法を検討すること。

③ 審議会等市民委員の応募者数の増加に向けて

- 会議を担当する市の部署は、会議の目的などに応じて、参加を希望する市民の負担にならないような選考方法を決めること。
- 市の会議への参加を希望する市民の名簿を作るなど、参加を希望する市民の情報を積極的に活用すること。
- 区会や民生委員など、市民にとって身近な地域活動との連携を進めること。
- 会議に参加する市民委員や傍聴する方、ホームページで会議録を読む方などへのわかりやすさを意識し、市民目線で会議運営に取り組むこと。
- 表彰など、市民の参加に対して感謝を伝える方法を検討すること。（前のページの再掲載）
- 市民委員などの市民参加経験者に体験談を書いてもらうなど、つくば市の市民参加の取組について知ってもらうための方法を検討すること。（前のページの再掲載）
- 働いている人も参加しやすくなるような広報などの周知活動に取り組むこと。（前のページの再掲載）

令和 3 年度（2021 年度）市民委員意見交換会

【A 日程】令和 3 年（2021 年）11 月 16 日（火）
18 時 30 分～19 時 30 分

【B 日程】令和 3 年（2021 年）11 月 19 日（金）
18 時 30 分～19 時 30 分

次 第

1. 開会
2. ガイダンス
3. 意見交換
4. 閉会

【配布資料】

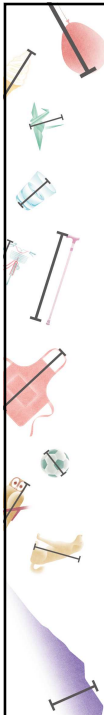
- 資 料 1 令和 3 年度（2021 年度）市民委員意見交換会
資 料 2 意見交換のすすめかた
参考資料 1 つくば市市民参加推進に関する指針
参考資料 2 つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並び
に委員等候補者の登録に関する要綱



令和 3 年（2021年度） 市民委員意見交換会

【A 日程】令和 3 年（2021年）11月16日（火）
18時30分～19時30分

【B 日程】令和 3 年（2021年）11月19日（金）
18時30分～19時30分



はじめに

市民参加

市民参加は、市が直面する諸課題を乗り越えていくための手段のひとつ

意見交換会開催の目的

つくば市の市民参加の取組をよりよい形で続けていくため、市民委員意見交換会を開催します。

本日の流れ

1. 開会
2. ガイダンス
3. 意見交換
4. 閉会

つくば市の「市民参加」って？

「市民参加」の「市民」って誰？

- 市内に在住している個人
- 市内に在勤、在学する個人
- 行政以外の市内を拠点とする法人、団体、組織

つくば市の「市民参加」って？

市民が直接的に市政に参加すること。

つくば市市民参加推進の取組

詳しくは
ホームページを
ご覧ください



平成29年度つくば市行政経営懇談会

- 開催期間 … 平成29年（2017年）5月～平成30年（2018年）3月
- 委 員 … 12人（有識者8人、公募市民4人）

指針と要綱の策定

- 「つくば市市民参加推進に関する指針」
- 「つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱」



つくば市市民参加推進に関する指針

指針の目的

市民参加の推進に関する基本的な考え方や、今後実施すべき取組を示し、市政への市民参加を推進していく。

基本的な考え方

- 情報の積極的な発信
- 参加しやすい環境づくり
- 市民意見の積極的な反映

つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱

要綱の目的

広く市民の意見等を行政に反映させる。

市民委員の割合や併任など

- 委員に占める市民委員の割合はおおむね3割を目途とする。
- 市民委員の再任は2期または連続する2か年度まで。
- 市民委員の兼務は2つまで。

2020年度のつくば市市民参加の取組

2020年度に審議会等に参加した市民委員

審議会等名	市民委員数
つくば市子ども・子育て会議	4人
つくば市こども未来懇話会	2人
つくば市陸上競技場整備基本構想策定検討会議	2人
第3次つくば市観光基本計画策定委員会	5人
つくば市行政経営懇談会	4人
つくば市未来構想等推進会議	6人
つくば市パースセンターに関する懇話会	1人
つくば市健康づくり推進協議会	5人
アイラブつくばまちづくり推進委員会	6人
つくば市地域福祉計画策定委員会	4人
つくば市生涯学習審議会	4人
つくば市地域ケア推進会議・生活支援体制整備推進会議	6人
つくば市図書館協議会	3人
つくば市都市計画審議会	2人
つくば市都市再生整備計画評価委員会	2人
つくば市遺産子組換え作物栽培連絡会	3人
つくば市文化財保護審議会	2人

2019年度市民委員意見交換会

詳しくは
ホームページを
ご覧ください



参加者の声

- 新しい情報を得られて楽しかった。
- 様々な委員の話を知ることができて良い機会だった。
- 今回の機会（企画）の成果を期待している。
- グループディスカッションに職員の方も入ってくれ、自由に意見を交わして、識見が広がった。少しでも行動すると得る物がある。



開催日 : 2020年3月1日(日)

参加者数 : 15人

テーマ : 市政への市民参加をよりよくするには？

意見交換

身の周りで
オンライン会議
に参加している
人は……

移動時間が
かからないから
参加しやすい

オンラインが
苦手な人たちは
参加が
難しいのでは

「オンラインの市民参加について」

気軽に参加
できるから
若い人の
参加が増えるかも

対面と比べて
話しが
伝わっているか
わかりにくい

この先
オンライン会議
などの活用
は進んでいく？

おわりに

本日の活動について

意見交換会の様子は、後日、市ホームページや広報つくばでお知らせします。

アンケートに御協力ください。

本日の意見交換会について、アンケートのご協力をお願いします。

https://s-kantan.jp/city-tsukuba-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=24636



①自己紹介など（20分程度）

- ・お名前と参加した会議名を教えてください。
- ・市民委員としての参加経験を教えてください。
- ・今日はどこから参加していますか？（自宅？職場？）
- ・何を使って参加していますか？（パソコン？スマートフォン？）
- ・普段、ビデオ通話を使うことはありますか？
- ・最近興味を持っていること、ものはありますか？

②意見交換（20分程度）

- ・市民参加に関する情報はどうやって収集していますか？
- ・市民委員の経験を身近な人に話したことはありますか？
話したときの反応はいかがでしたか？
- ・参加した市の会議はオンラインで開催されましたか？
それとも対面で開催されましたか？
- ・この先、オンライン会議などが開催された場合に参加したいと思いますか？
- ・身の周りでオンライン会議などに参加している人はいますか？
- ・オンライン会議などに参加するとき、背景は設定していますか？
- ・オンラインの良いところ、悪いところはなんだと思いますか？

③意見交換で出た意見の確認（5分程度）

- ・意見を参加者全員で確認します。
追加の意見があれば、このときに伝えてください。

令和3年度（2021年度）市民委員意見交換会参加者アンケート 集計結果

開催日時	【A日程】令和3年（2021年）11月16日（火）18:30～19:30 【B日程】令和3年（2021年）11月19日（金）18:30～19:30
回答期間	令和3年（2021年）11月16日（火）～23日（火）
目的	今後の意見交換会等開催に向けて参考にする。
対象	市民委員意見交換会参加者15名（A日程7名、B日程8名）
調査方法	意見交換会後に電子メールにてアンケート回答フォームのURLを送付
回答方法	いばらき電子申請アンケート回答フォームから回答
回収数	7名（回収率46.7%）

問1 職員の説明はわかりやすかったですか。

〔☑は一つ〕

【N=7】

項目	回答数	構成比
わかりやすかった	5人	71.4%
どちらかというとわかりやすかった	2人	28.6%
どちらかというとわかりにくかった	0人	0.0%
わかりにくかった	0人	0.0%
無回答	0人	0.0%
合計	7人	100.0%

問2 市民委員意見交換会の開催日時・会場はどうでしたか。

〔☑は一つ〕

【N=7】

項目	回答数	構成比
適当であった	7人	100.0%
適当でなかった	0人	0.0%
無回答	0人	0.0%
合計	7人	100.0%

【問2で「適当でなかった」と回答した人に伺います。】

問3 どのような日時・会場であれば参加しやすいと思いますか。

該当者なし

問4 市民委員意見交換会に参加した感想等があれば、ご自由にお書きください。

	意見一覧（要約）
好意的な意見	<ul style="list-style-type: none"> • 他の懇談会に参加した市民委員の話の聞いたことは、とても興味深かった。 • 市民委員としてつくば市のために力になりたい、という思いがある人たちが、自分が所属する懇談会等と異なる分野にもいることが実感できた。 • 有意義な時間を過ごすことができた。 • 貴重な時間と体験に感謝している。 • 貴重な勉強の機会と思う。 • 他領域との連携も考え、建設的な提案をしていくことの大切さを感じた。 • オンライン開催のメリットとデメリットについては、自身の今後のオンライン会議や出前講座等に反映できそうで参考になった。 • 参加者全員が発言できるような配慮がされていて、とてもうれしく思った。 • 担当者が各意見を要約してくれたため、わかりやすかった。
改善を求める意見	<ul style="list-style-type: none"> • 時間が短く感じられたのが少々残念だった。 • 自己紹介に時間制限を設けた方が市民委員の感想を話す時間を確保できたのではないか。 • Zoomの挙手機能もいかして参加者から質問等の受け付けもできれば、より双方向性に近づけるのではないか。 • 進行補佐の技量にも依存するが、チャット等も機能としていかせれば、より濃い意見交換会となるのではないか。 • 例えば、市側から聞きたい内容が事前に決まっているのであれば、事前にアンケートを取り、その内容から意見交換をしたり、アドバイスを求めたりする方法もある。
市民参加等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> • 懇談会では専門家の意見ばかりが取り上げられ、市民委員が発言しづらいという意見が心に残った。自分が参加した会議ではあまり感じたことはないが、今年度参加している会議は専門家が多く、皆さん顔見知りのようなので、議論に入っていくことが難しいと思うことがある。 • 市民参加の場は多数あるが、どこに、どのように参加すれば自分の意見を市政に反映しやすくなるのかわからない、ということかと思う。 • 市民委員の市政に関わっていきたいという熱量に感心した。だからこそ無作為抽出の参加も重要なのではと改めて思った。素人感覚も大切だし、無作為抽出で選ばれた市民委員がまわりに伝えることにより、市政に関心をもつ人のすそ野が広がっていくのではと思う。 • 会議で重要なことは、自分が会議に参加（発言）をすることや誰が言ったかではなく、何を言ったかだと思う。 また、ディスカッションを言った場合、discussの語源はdis(否定の接頭語)とcuss(恨む)であるから、何を言っても恨みっこ無しだと思う。

オンラインに関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 今まで、長時間通勤を強いられていたところ、テレワークが認められるようになり、家庭で過ごす時間が増えた。また、Zoom等の導入によって個人の時間も増えたと思う。 会社ではWeb会議とテレビ会議のいずれかを選択できたが、テレビ会議を選択する人たちの言い分は表情が見えるから、とのことだった。 テレビ会議が開催できる会議室が限られており、会議設定が煩雑になった。 できる、できないに関わらず、利便性のあることを身につけた方が得だと思う。
-------------	--

問5 あなたの性別を教えてください。

[☑は一つ]

【N=7】

項目	回答数	構成比
男性	4人	57.1%
女性	3人	42.9%
無回答	0人	0.0%
合計	7人	100.0%

【参考】意見交換申込者

男性 6人 (40.0%)
女性 9人 (60.0%)
無回答 0人 (0.0%)

問6 あなたの年齢を教えてください。

[☑は一つ]

【N=7】

項目	回答数	構成比
19歳以下	0人	0.0%
20歳代	0人	0.0%
30歳代	0人	0.0%
40歳代	0人	0.0%
50歳代	4人	57.1%
60歳代	3人	42.9%
70歳代	0人	0.0%
80歳以上	0人	0.0%
無回答	0人	0.0%
合計	7人	100.0%

問7 あなたのお住まいを教えてください。

[☑は一つ]

【N=7】

項目	回答数	構成比
市内	6人	85.7%
市外	0人	0.0%
無回答	1人	14.3%
合計	7人	100.0%

問8 あなたの職業（兼業の方は主たる職業）を教えてください。

[☑は一つ]

【N=7】

項目	回答数	構成比
会社員・公務員	2人	28.6%
自営業	0人	0.0%
農林業	1人	14.3%
パート・アルバイトなど	0人	0.0%
専業主婦（主夫）	1人	14.3%
生徒・学生など	0人	0.0%
無職	1人	14.3%
その他	2人	28.6%
無回答	0人	0.0%
合計	7人	100.0%

つくば市市民参加推進に関する取組の課題と対策について（提言）

令和 2 年度（2020 年度）つくば市行政経営懇談会において、つくば市行政経営懇談会設置要項第 2 条の規定に基づき、つくば市市民参加推進に関する取組の課題と対策について協議しましたので、懇談会から別添のとおり提言します。

令和 3 年（2021 年）3 月 15 日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市行政経営懇談会委員

座長 溝上 智恵子

委員 飯田 哲雄

委員 上田 孝典

委員 上平 未枝

委員 佐藤 毅章

委員 白倉 誠子

委員 永田 孝行

委員 星埜 祥子

委員 堀 賢介

委員 水谷 浩子

1 つくば市市民参加推進の経緯

つくば市では、平成30年3月に「つくば市市民参加推進に関する指針」を策定し、市政への市民参加を促進するため、市民参加を「共有、理解」、「企画・立案、計画」、「実行」、「評価・検証」の4段階で進めるとともに、つくば市の附属機関の委員及び懇談会等の構成員の一部に市民が参加することとした。

当指針では、市民参加推進の取組が効果的に実施されているか懇談会にて検証し公表するとしており、令和2年度（2020年度）つくば市行政経営懇談会では「令和元年度（2019年度）つくば市市民参加推進状況報告」等を踏まえ、つくば市が目指す市民参加に向けて協議を行った。

2 懇談会開催日程

第1回懇談会（委員9名出席）

令和2年（2020年）10月9日（金）15時00分～17時00分

つくば市役所コミュニティ棟3階 会議室A

第2回懇談会（委員10名出席）

令和2年（2020年）11月16日（月）18時00分～19時30分

つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室2

第3回懇談会（委員10名出席）

令和2年（2020年）12月18日（金）14時00分～15時30分

つくば市役所2階 会議室201

第4回懇談会（委員10名出席）

令和3年（2021年）2月5日（金）18時00分～20時00分

つくば市役所2階 職員研修室

第5回懇談会（委員10名出席）

令和3年（2021年）2月26日（金）18時00分～20時00分

つくば市役所2階 防災会議室

3 現状と課題

「令和元年度つくば市民意識調査」の「市政に市民が参加できる環境が整っていると思うか」という問いについては、前回の平成29年度調査と比較して

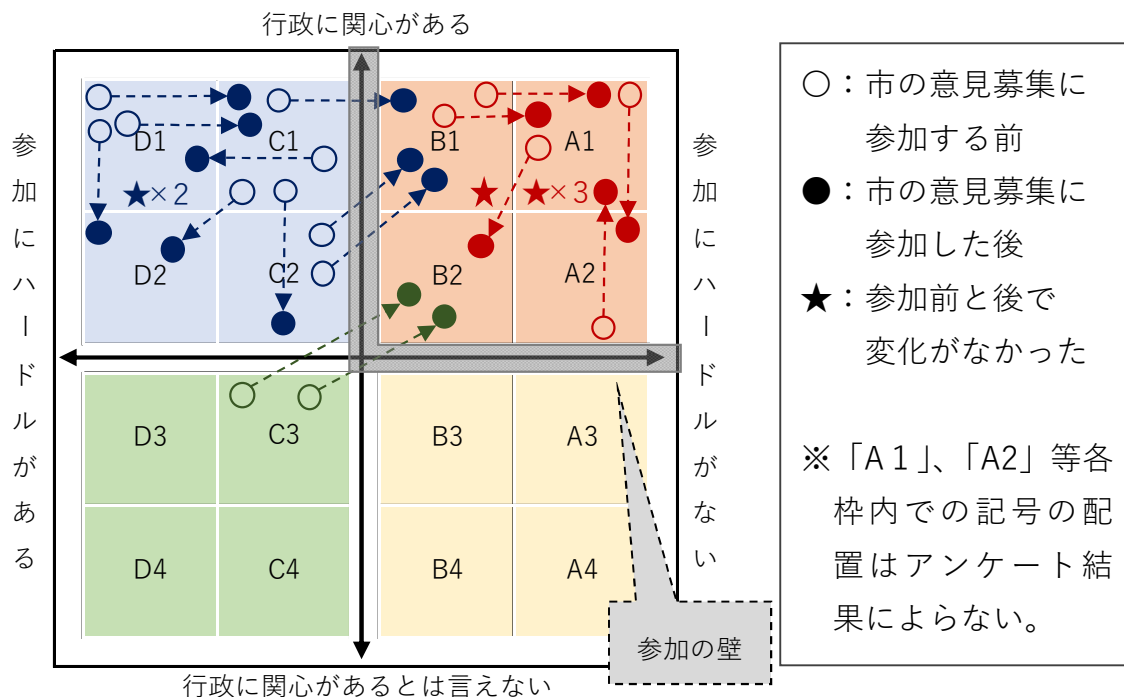
「そう思う」が1.7%、「どちらかといえばそう思う」が1.5%増加という結果となり、市民参加推進の取組の一定の効果が得られていると考えられる。

一方で、令和2年（2020年）11月に市民委員経験者や市民委員意見交換会参加者を対象として実施した「令和2年度（2020年度）市民参加に関するアンケート」では、市民委員等で参加する以前に市政への参加に対して「ハードルがあった」、「どちらかというハードルがあった」と回答した人の割合が59.1%であり、回答者の半数以上が参加にハードルを感じていたほか、少数ではあるが、9.1%が参加以前は市政に関心を持っていなかったと回答した。

より多くの市民の市政への参加に当たっては、参加に対するハードルを感じている人や行政に関心があるとは言えない人といった「参加の壁」を越えられない層に向けた取組が必要となる。

【図1】

「令和2年度（2020年度）市民参加に関するアンケート」結果



4 検討

令和2年度（2020年度）つくば市行政経営懇談会では、つくば市が目指す市民参加に向けて「参加の壁」という課題を解決するために、主に審議会等の

市民委員の参加について、協議を行った。この協議を踏まえ、特に「①無作為抽出による委員等候補者名簿の活用の推進」、「②若い世代の参加者の拡大」、「③審議会等市民委員の応募者数の増加」の3点について、つくば市における市民参加をより一層推進するための対策を次項のとおり提言する。

5 提言

①無作為抽出による委員等候補者名簿の活用の推進

- ・各審議会等は市民委員の選定に当たり、会議の内容、性質を踏まえた上で、積極的に無作為抽出による委員等候補者名簿を利用されたい。
- ・住民基本台帳から無作為抽出をした市民に対して送付する委員等候補者名簿登録依頼については、抽出された市民が市政への参加を前向きに考えられるような様式、文面を検討されたい。
- ・委員等候補者名簿登録同意書の希望分野を問う選択肢に「全ての分野に関心がある」、「どの分野でもいい」等の項目を追加されたい。
- ・各審議会等の目的や性質等に応じ、ジェンダー、年齢層、居住地等を考慮して市民委員を選定されたい。

②若い世代の参加者の拡大

- ・若い世代を対象とした情報発信の手段として、広報紙やチラシ等、既存の媒体に加えて積極的に SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)を活用するなど、多様な方法による広報活動に取り組まれたい。
- ・事業所等で働く人が参加しやすくなるような広報等に取り組まれたい。
- ・会議の開催形態として、対面に重きを置かないオンライン会議やハイブリッド形式等も取り入れられたい。
- ・若い世代の市政への関心を深め、参加を広げる取組として、審議会等の模擬体験を中学校等への学校教育に取り入れられたい。
- ・参加者への表彰など、市民参加に対して感謝を伝える方法についても検討されたい。
- ・市民委員経験者の体験談等を活用した周知方法を検討されたい。

③審議会等市民委員の応募者数の増加

- ・各審議会等の所管課等は会議の目的や内容、性質等に応じて、小論文の提出、面接に限らず、参加を希望する市民の負担にならないような選考方法を定められたい。
- ・広く市の審議会等への参加を希望する市民を募り名簿を作成するなど、参加を希望する市民の情報を積極的に活用されたい。
- ・市の審議会等について広く理解してもらう取組として、区会や民生委員など市民にとって身近な地域活動との連携を進められたい。
- ・審議会等では専門用語を用いることがあるが、参加している市民委員や傍聴者、会議録の閲覧者等に向けて市民目線での会議運営に取り組まれたい。
- ・参加者への表彰など、市民参加に対して感謝を伝える方法についても検討されたい。(再掲)
- ・市民委員経験者の体験談等を活用した周知方法を検討されたい。(再掲)
- ・事業所等で働く人が参加しやすくなるような広報等に取り組まれたい。(再掲)

6 さらに市民参加を推進していくための意見

そのほか、市民参加をさらに推進していくために、以下の意見が挙げられた。

- ・パブリックコメント手続きの実施、ワークショップの開催等の際には、無作為抽出による委員等候補者名簿を有効に利用し、各分野に興味・関心を持っている市民への情報発信に取り組まれたい。そのためにも、委員等候補者名簿への登録を依頼する文章には、市民委員以外の参加手法により意見を伺う可能性がある旨を記載されたい。
- ・ワークショップ等のイベント開催の際には、申込者を日中働いている人、子育てをしている人等のグループに分け、各グループの参加しやすい日時をそれぞれ設定するなど、可能な範囲で参加を希望する市民が参加しやすいよう柔軟に対応されたい。
- ・パブリックコメント手続きは、市民が対話によって政策への理解を深めることのできる非常に貴重な機会である。市は、意見を提出した市民が「提出して良かった」と思い、次の参加への意欲につながるように、市民の意見に対して真摯に向き合い、市の現状について丁寧に回答をされたい。

- ・パブリックコメント手続きの意見提出者数などの状況により、市民の関心の高い分野に多くの市民が参加できるような機会を設けることを検討されたい。
- ・職員が地域の現状を十分に理解し、市民にとっては市政への参加に対するハードルを下げる取組として、市の若手職員の地域等のコミュニティ活動参加や市民と職員との交流機会の増加等の工夫をされたい。
- ・参加者を住民基本台帳からの無作為抽出により求める際には、事業の内容や性質に応じて、在住年数や居住地域を限定する等の工夫をされたい。

おわりに

現代社会におけるまちづくりには、構成員である市民の意見を反映することが欠かせない。また居住する市民も実に様々な意見を持っている。近年、そうした市民の意見を表明する場としてパブリックコメント、タウンミーティングやワークショップ等が定着しつつある。とはいえ、『令和元年度つくば市民意識調査』によればつくば市では市政に市民が参加できる環境が整っていると考える市民はおよそ3割にすぎない。市政に市民が参加しやすい環境を整えていくことがつくば市に課せられた課題と言えるだろう。

このような状況を踏まえて、今回つくば市行政経営懇談会では、つくば市の附属機関の委員や懇談会等の構成員として市民の方々に積極的に参加していただくための方策を検討した。若い世代の参加を望む意見とともに、ジェンダー、年齢、居住地域を踏まえた多様な意見が市政に反映されることを期待する意見が多く出された。これらの結果を提言としてここにまとめた。

すでにつくば市では無作為抽出による委員等候補者名簿の活用をはじめ、外形的な仕組みは出来上がりつつある。今後は結果を伴った制度として運営されること、そして一人でも多くの市民が市政に参加できたと実感できるよう、つくば市長をはじめとする市の担当者の「実行力」に期待したい。

会 議 録

会議の名称		第3回つくば市行政経営懇談会		
開催日時		令和4年(2022年)2月9日 開会 18:00 閉会 19:30		
開催場所		つくば市役所2階 会議室 204		
事務局(担当課)		政策イノベーション部企画経営課		
出席者	委員	飯田委員、上平委員、佐藤委員、白倉委員、永田委員、星埜委員、堀委員、溝上委員、水谷委員		
	その他			
	事務局	森政策イノベーション部長、杉山政策イノベーション部次長、大越企画経営課長、沼尻企画経営課長補佐、中村企画経営課長補佐、岩橋係長、原主査、栗島主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) (仮称) オンラインを活用した市民参加の推進について (2) その他		
会議次第	1. 開会 2. 議事 3. その他 4. 閉会			

<審議内容>

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度(2021年度)第3回つくば市行政経営懇談会を開会いたします。

それでは、さっそくですが、議事に入りたいと思います。進行は座長をお願いしたいと思います。座長、よろしく願いいたします。

○座長 皆様、こんばんは。本日はオンラインで参加させていただくことにいたしました。会場に伺えず、申し訳ありません。

まず、本日の予定を申し上げます。本日、皆様に協議いただく内容は次第にありますとおり「(仮称)オンラインを活用した市民参加の推進について」です。本日の会議は午後7時30分を終了予定として進めて参りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

また、会議の公開非公開につきましては、すでに原則公開ということが決定されておりますので、本日も公開ということで進めて参ります。

次に、本日の配付資料について確認したいと思います。次第に本日使用する資料一覧がございます。お手元でご確認いただき、過不足がございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

では、早速議事に入ります。議事の1として「(仮称)オンラインを活用した市民参加の推進について」、事務局から資料1に関する説明をお願いします。

○事務局 【議事1について、資料1の説明】

○座長 前回の議論を丁寧にまとめていただきありがとうございます。ただいま、前回、皆様からいただいた意見の確認と事務局からの回答について改めて説明をいただいたわけですが、これを受けまして、最後に事務局からありましたように、こういう意図ではないとか、いただいた回答がややこれでは違うというようなご意見等がありましたら、どうぞご自由にご発言いただければと思います。

おおよそ、まとめていただいた内容で、特に大きな加筆修正はないという理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、続きまして、資料2について事務局から説明をお願いします。

○事務局 【議事1について、資料2の説明】

○座長 ありがとうございます。ただいま事務局から資料2「(仮称)オンライ

ンを活用した市民参加の推進について（提言）（案）」について説明いただきました。これを受けまして、皆様のご意見、ご質問等をお伺いしたいと思います。特に順番を気にされることなく、気になった点がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

では、皆様にご発言を考えていただいている間に、私のほうで口火を切らせていただいてもよろしいでしょうか。そもそもの提言のタイトルの「（仮称）オンラインを活用した市民参加の推進について（提言）（案）」の仮称はどこにかかるとはのでしょうか。提言が仮称なのか、オンラインが仮称なのか、事務局でお考えがあれば教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

- 事務局 「オンラインを活用した市民参加の推進について」という提言のタイトルが今のところ仮称でございます。
- 座長 そうすると、行政経営懇談会で最終的な提言をまとめた段階で仮称を外す、という理解でよろしいですか。
- 事務局 そのとおりです。このタイトルにつきましても、今回の提言の内容を見て、行政経営懇談会からご意見があれば、併せて修正したいと思います。よろしくお願いいたします。
- 座長 ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。
- 委員 そこまで重大なことではありませんが、「5 提言」の一つ目と二つ目に挙げられている文章が少ししっくりきません。一つ目の提言内容がオンラインまたはオンラインと対面とのハイブリッド形式について提言し、その次の提言内容では、オンラインで参加できない方が対面でも参加できる工夫をされたいと提言していますが、一つ目と同じことを言っているように読めます。いかがでしょうか。
- 事務局 まず一つ目ですが、今、新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインの活用が増えていますが、参加が難しい方々もいらっしゃいます。また、コロナが収束したとしても、時間や場所のハードルを下げてくれる、オンラインの活用は、市民参加を推進する上で貴重な手段になるだろうということは、これまでご説明させていただいたとおりです。提言の一つ目のオンラインと対面とのハイブリッド形式を取り入れられたいということは、一、二名の参加者が参加できないような場合に、ハイブリッド形式によって参加できる環境が整えられるようであれば、実施したほうがいいのではないかという意図で記載しております。提言の二つ目につきましては、市民委員意見交換

会のように、完全オンライン参加に限定させると、記載のとおり、市民の参加を狭めることとなります。オンラインを重視するような性質のイベントがあっても、オンライン参加ができない人への救済的な手段といますか、オンライン限定のイベントで、自分のいまの環境では参加できないが、何とか参加したいという方への救済の道を可能な限り考えて欲しいという意図で、記載しております。

- 委員 お気持ちはわかりますが、一つ目と二つ目で同じことを言っているような感じがするので、もう少し、何か違う表現があればと思います。
- 事務局 書きぶりの問題だと思いますので、記載の方法、どのように表現するかというところで、修正したいと思います。
- 座長 順番を変えるなど、別の言葉で同じこと言っている印象を受けない工夫をお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。
- 委員 9ページの年齢別人口及び年齢別応募者数というグラフに関連した意見です。成人年齢がこれから18歳になりますが、この表で見ると10歳から19歳までの応募者数が0人ですね。50歳以上、60代が突出していて、その次が70代です。「4 現状と課題」でも、どうやったら若い世代の参加という抽象的な言葉がありますが、これからのつくば市の発展を考えると、もう少し強い言葉というか、こういう若い年代層に対してどういう取り組みが大切になる、というようなところを少し強調していただくとありがたいと個人的に思います。
- 座長 ありがとうございます。事務局から何かコメントはありますか。
- 事務局 「4 市民参加をめぐる現状と課題」の項目のなかで、今委員がおっしゃったような、現状、若者は10歳から19歳の応募者がいないという事実を踏まえ、記載を強調することを検討したいと思います。ありがとうございます。
- 座長 他にいかがでしょうか。
- 委員 15ページの参加者全員が発言できるように、進行に参加者発言時間を設けるということはとてもいいアイデアだと思います。ただ、慣れていない方は、急に自分に振られると緊張することがあると思うので、ある程度どのような順番で発言を求めるのか最初に予告してあげることや、あらかじめオンライン参加の経験についてアンケートを取っておき、慣れていない人は他の参加者の後に発言していただくような工夫をすることで、少し発言しやすくなるのではないかと思います。

それから、16 ページで、発言することが難しい参加者にはチャット機能とありますが、オンライン参加に慣れていない人はチャット機能を使うことも少し難しいかなと思うので、例えば、開会してすぐに、参加者に対してチャット機能を使った簡単な質問を行い、「はい」や「いいえ」などと回答いただくなど、チャット機能を練習する時間のようなものを設ける工夫をすることはいかがかなと思いました。以上です。

○座長 ありがとうございます。大変貴重なご意見ですが、今は資料 2 に限定して議論をしたいと思しますので、いただいた意見は、資料 3 でいかしていきたいと思えます。

○委員 先ほど委員がおっしゃったように、令和 2 年度では 10 歳代の応募者数が 0 人ということになっておりますので、そこが課題だということを入れていただきたいと思えます。基礎資料 1 「つくば市市民参加推進に関する指針」の 3 ページ目でも「子ども、障害者、外国人を含めたより多くの意見等」という文言があるので、そのあたりをいかしながら、対象とする人たちをいかに取り込んでいくかということが今の課題であるといったような書き方をさせていただければと思えます。

○座長 ありがとうございます。お願いします。

○委員 この間、市長が病院で自動運転の実証実験を行っていたように、つくば市では、スーパーシティ構想も取り組みながら、オンラインシステムやデバイスなどの技術進化が進んでいるのではないかと思います。

つくば市が科学のまちということであれば、オンライン会議などに先端技術を積極的に活用、取り込んでいただいたらいいのではないのでしょうか。例えば、高齢者も簡単に使えるシステムや、外国人が自動翻訳で話ができるとか、窓口で話した言葉が文字として表示されるようなシステムもありますよね。そのような先端技術を取り込むことによって、さらにオンラインの参加が簡単になるのではないかとということで、そのあたりを「5 提言」に加えるといいのではないかとと思えますが、いかがでしょうか。

○座長 事務局いかがでしょうか。

○事務局 今の委員の意見の方向性につきましては、まずは他の委員の皆様から、行政経営懇談会として提言に盛り込むか盛り込まないか、ご意見があれば伺っておきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○座長 今の委員のご意見について、皆様いかがでしょうか。

○委員 確か前回、市では Zoom だけではなく、様々なオンライン会議システ

ムを使えるようになっていくという話が出たと思います。その際に、今後も様々なシステムが出てくるかもしれないというような意見もあったかと思いますが、今後の科学の進化によって、柔軟に対応していくということは、オンラインを活用していく上で大事なことかと思えます。

それから、市民向けの勉強会について提言に書いてありますが、やはり、科学の進化は目覚ましいので、職員の皆様も多分勉強しなければいけなくて大変だと思いますが、対応していくことは大事だと思います。

- 座長 他の委員はいかがでしょうか。
- 委員 提言と提案とは少し違うと思います。提言というと、なるべく簡潔に、数少なく、一番ポイントになるところを出すというものだと思いますので、私は今の案のままでいいと思います。そのほかに提案として、別に記載することはたくさんあるのではないかと思うので、そこは今後協議していけばいいのではないのでしょうか。
- 座長 ありがとうございます。私が知らないだけかもしれませんが、少なくとも今の Zoom 等々では、画面に字幕が出るといった機能を備えたツールはまだ出ていないのではないかと思いますので、委員がおっしゃったように、将来的に ICT が進んだ段階で柔軟に取り入れていくということは当然ですが、ICT を活用した市民参加の推進となると、対面かハイブリッドかという議論からやや拡散してしまうのではないかという気も個人的にはいたします。提言に加えるとすると、最後に一言「今後の ICT の進展により、柔軟に対応していくことを検討されたい」というようなことがいいのではないかと思います。弱いでしょうか。もう少し積極的に書いたほうがいいというご意見もあるかと思えますので、ぜひ、ご意見いただければと思います。
- 委員 座長がまとめてくださった意見に私も賛成です。もちろん、つくば市は新しいものを様々取り入れておりますが、今回はオンラインとハイブリッド開催について、提言としてまとまってきていると思います。つくば市の流れを説明するに当たり、研究所があるという流れで先端技術についても触れることはいいと思いますが、他の部分に関してはだいぶまとまってきているので、これでいいかなと思っています。
- 座長 ありがとうございます。
- 委員 今まで聞いてきて、今のまとまっている状況でいいのかなと私は思います。
- 座長 ありがとうございます。では、お願いします。

○委員 私も座長のおっしゃるような形でよろしいのではないかと思います。ただ、委員のご指摘は非常に重要だろうと思います。提言に加えて欲しいということで申し上げるのではありませんが、やはり、オンラインの仕組みを用意したとしても、それを利用したい、利用しに行こうと思えるところのハードルが高いのではないかと考えていて、その意欲をかき立てるような取り組みが別途必要になってくるのだろうと考えております。そこからいくと、インターネット等を通じた情報提供は非常に重要なツールであると思っています。つくば市でも、何らかの説明会や情報提供を、かなり詳しく行っていますが、引き続きそういう取り組みを、アイデアを出して進めていくということが非常に大事なのではないかなと思っています。

○座長 ありがとうございます。提言の四つ目、勉強会等々の市民の参加を促す取り組みを検討されたいというところに、委員がおっしゃったことも含まれると思いますが、勉強会のみならず、もう少し広くとらえて、関連する情報提供を検討されたいというように加筆修正していただいてもいいかなと思いますが、よろしいでしょうか。他にございますか。

では、若干順番を入れ替えたり、付け足したりするところ等々がありますが、方向性としてはこれでご了解いただいたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、資料3について事務局から説明をお願いします。

○事務局 【議事1について、資料2の説明】

○座長 ありがとうございます。事務局から資料3「(仮称)市民参加の推進に向けたオンライン活用の手引き」の説明がございました。これを受けまして、皆様のご意見ご質問をお受けしたいと思います。

先ほど委員からアンケートの話が出ており、16ページでアンケートの件が少し言及されていますが、先ほどのご意見は使う側のレベル等々も含めたアンケートを事前にとっておくべきということでよろしいでしょうか。ご意見いただければと思います。

○委員 私が言いたかったのは、オンライン参加に不慣れな方はチャット機能を使った発言も少し難しいかと思いますが、参加経験に関する事前アンケートを行う以外にも、ウォーミングアップのような感じで、オンライン会議システムのチャット機能を使った簡単なアンケートを行えば、チャットの練習にもなりますし、より会に参加しやすくなるのではないかなと思ったということでした。

○座長 ありがとうございます。今の事務局案ですと、内容の共有、情報の共有というところに若干重きが置かれていて、その使い方に関するバリアを低くするというようなところがやや薄いのかなと思いますので、今のご意見は同じアンケートという言葉でも少し内容が違うのかなと思い、ご意見を伺いました。その他、皆様いかがでしょうか。

○委員 15ページの「市民からの意見」の3つ目で会議開催前後に云々とありまして、その対応例ということで、参加者同士の交流の機会として別途設けるということで、とてもいいことだと思います。立場や経験が全然違う人たちが一堂に会するわけですから、警戒心とまではいきませんが、遠慮などが発生すると思います。ある程度、どういう経験をしているとか、どういうことをやっているとかという情報をお互いに共有できると、安心して発言しやすくなるのかなと思います。この件に関しては、個人的によかったなと感じております。

○座長 ありがとうございます。続きまして、お願いします。

○委員 意見ではありませんが、14ページの「3 オンラインを活用した市民参加の利点」の「市民からの意見」の中で「働いている人がしやすい」とありますが、「働いている人が参加しやすい」と記載していただいたほうがわかりやすいです。

○座長 ご指摘のとおりだと思います。

○事務局 失礼いたしました。修正いたします。

○座長 お願いします。

○委員 この手引きはオンラインを活用することを決めた後、どうしていったらいいかということがまとまっていると思いますが、例えば、どういったものがオンラインに適している、あるいはハイブリッドにした方がいいとか、市民参加の取組を実施するに当たり、いくつかの手法を考えた時に、オンラインを採用すべきかどうか等の案内があると、よりわかりやすいのかなという気もしました。

オンラインで開催することを決定した後に、こういうことを注意してください、というリストとしては非常によくまとまっていると思います。

それから、13ページの「2 オンラインを活用した市民参加手法の例」の初めのところの「市民討議会」の字が間違っているようなので、修正が必要だと思います。

○座長 ありがとうございます。事務局いかがですか。

○事務局 まず、「市民討議会」の誤字については修正いたします。

どのようなものがオンラインの活用に適しているか例示があるといいのではないかというご意見につきましては、手引きの中に例が加えられるかどうか、少し事務局で検討したいと思います。ありがとうございます。

○座長 委員、いかがでしょうか。

○委員 わかりました。チェックリストで、オンラインで開催するかどうするか決めるというところがあるのですが、考慮基準のようなものがあると、初めてやろうとする方たちにとっては判断材料になりやすいかなと思います。非常にセンシティブな情報があるとか、あるいはこういう事情があればオンラインで開催すべきでないというような考慮要素を示していただくと、オンラインをやってみようかとなった時に入りやすいのかなという気がいたしました。

○事務局 今年度、総務課という部署で、市がオンラインで会議を開催する際の指針を作っておりますので、その内容に沿うように記載できると思います。ありがとうございます。

○座長 他にいかがでしょうか。

○委員 手引きは市職員が活用するということですが、実際この手引きを作成するに当たり、職員の方々の意見などが反映されているという理解でよろしいでしょうか。それから、チェックリストは実際に職員が誰か試すなど、検証はなされているのでしょうか。

○座長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 チェックリストは実験してみたかという点ですが、複数の担当職員でチェックしておりますが、本件を担当していない職員のチェックはまだ実施していないので、完成させる前には一度行いたいと思います。ありがとうございます。

職員の意見等を踏まえて手引きの作成を進めているかという点につきましては、作成するに当たっては、第2回の委員会でも報告しましたように、職場でアンケートを行い、どんなことに困ったかという課題を聞いていましたので、そちらを念頭に置きながら作成をしてみましたところ。企画経営課では、こういった会議をたくさん開催している実績もあり、他の部署から逐次お問い合わせいただいているところも含め、本手引きを見ることで少しでも職員の負担や質の向上が図れるようにということで作成を進めております。

ぜひこの後もこの会議の中で、こういう配慮があった方がよかったなとい

う点があれば、委員の皆様からいただけると、よりブラッシュアップできると思っています。

○事務局 補足させていただきますと、昨年中、所管している会議の設営に当たりまして、企画経営課から、設営の方法やオンライン会議、ハイブリッド会議の時のパソコンの配置のアドバイス等を行っているようなところもありまして、その際にどういうところに困っているかというところで聞き取りなどは行っておりますので、それも反映しております。

○座長 この手引きは行政経営懇談会として出すものではないとはいえ、ここで協議しているので、そんな大規模にテストしていただく必要はありませんが、委員がおっしゃられたように、今までオンラインで開催したことがある職員、ハイブリッド形式で開催したことがある職員、全く経験がない職員の三種類くらいのパターンで、複数人に見ていただいて、チェックリストとして有用かどうかということは、最終提言をまとめる前に見ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 そのようにしたいと思います。ありがとうございます。

○座長 他にいかがでしょうか。

○委員 今のご意見に少し関連するのですが、様々な課に、こういうハイブリッド形式の会議に長けている職員が必ず何人かいるのか、ということがとても心配です。できる人ばかりが集まっている課はいいかもしれませんが、できない課はどうするのかと思っています。そういう時はお助け部隊のような横の連携があるといいのではないかと思います。

それから、これはどうしようかなと思ったのですが、よりよくオンラインを活用した市民参加を進めるためにということであるならば、会場の確保もそうですが、やはり日時の設定は結構大事ではないでしょうか。私たちも、今、このように夜間に開催いただいているので、仕事をしていても、会場に来られたり、オンラインで参加できたりしていますが、せっかくオンラインを活用しても平日昼間開催となると、やはり広い範囲で参加いただくことは難しいのではないかと思います。余分かとも思いましたけれども、ぜひ、せっかくのオンラインなので、日時設定も考えていただくといいかかと、意見として言わせていただきます。

○座長 いいえ、貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○委員 今まで出ている意見と少し重なってしまうかとも思いますが、ファシリテーションの部分についてもう少し、前提の部分で書かれていたらよろし

いかなというところと、もちろんオンラインであるからこそ司会の難しさがプラスアルファであると思います。

それから、トラブルシューティングです。機材が思うとおりに動かない、通信遮断など、それなりのトラブルは絶対起こり得るものですので、そういったところの案内もあると良いと思いました。

三つ目として、写真に実際参加している人が写っていると、資料としてより良くなるのかなと感じました。この後チェックリストのテストをすることなので、市役所の職員も写っていただいたようなものがあれば、もう少しイメージングとして効果的と感じました。

○座長 ありがとうございます。何か事務局からありますか。

○事務局 ファシリテーションにつきましては、手引き5番の①、②に少し書き込める要素があるかと思しますので、検討したいと思います。

2点目の機材のトラブルシューティング等につきましては、おっしゃるとおりかと思しますので、過去のトラブルシューティングの事例や、こういった点が困ったかということを取りながら、できる限り記載してみたいと思います。

写真については、使用できる画像等について、他の課も含めて確認してみたいと思います。

○座長 自分ばかり発言して恐縮ですが、すでに今日、この会議がそうですが、当初、大きなディスプレイスクリーン一つに映して対面とオンラインを併用したハイブリッド形式で会議を開催していた際は、なかなか、どなたが発言しているかオンライン参加すると見えないということで、一人一人、画面に顔が映るように対応いただくようになりました。私も今日初めてオンラインで参加して、とてもいいなと思いましたが、それがチェックリストにはまだ生かされていないように思いましたので、反映していただいてもいいのかなと思いました。いかがでしょうか。

○事務局 19ページ。資料3では7ページ目のチェックリストの1番「ハイブリッドで開催する場合」という枠の中で、タブレット端末を机上に置いた写真を掲載し、例示はしております。わかりやすくしたほうがいいかと思しますので、表現の工夫はしたいと思います。

○座長 失礼いたしました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この手引きは、定期的に見直して、よりノウハウが蓄積されたら定期的に

変え、改善していくものだと思いますので、今回でまとめて最後ということではないと思いますが、作る以上は最善の情報、ノウハウを入れ込んだほうが良いということで、様々ご意見いただいたと思います。事務局はお手数おかけしますが、修正の検討等よろしく願います。

それでは、他に、資料1、2、3を通じて、何かお気づきの点や言い残した点等々がありましたら、自由にご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 委員 前にも聞いたことがあるのですが、オンラインを実施するに当たり、パソコンやタブレット、あるいは通信障害がない方々に対し、例えば、宅配便などで、簡単な説明書と共にルーター、パソコン、タブレットなどを送り、参加者に配布するということはできないものでしょうか。

つくば市の教育委員会は、オンライン環境のない小中学生に700台くらいのパソコンとタブレットのルーターを配布し、教育の円滑化ということを行っているようですが、例えば参加委員にはタブレットやルーター等の配布ということを広告に載せてもよろしいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

- 座長 事務局で、もし、何かプランがあるようでしたら、願います。
- 事務局 オンラインを活用した市民参加というところから少し逸れてしまうのではないかと思います。第一回会議でスマートシティ戦略室の職員がご説明いたしましたスーパーシティの事業では、通信格差を解消するため、スマートフォンの貸与などが事業等に盛り込まれております。ただ、これはあくまで実証実験段階でして、現実的には、今、国の事業で情報格差対策事業として行われているようなことを、通信会社を通じて、ご自身の持っているスマートフォンの使い方を教えたりすることが近道として採用されているということが実情です。ご意見ありがとうございます。

- 委員 どうもありがとうございます。
- 座長 学校はGIGAスクール構想で、子供たちにパソコンが普及している一方で、我々大人のほうは、必ずしも一人一台という形で確保されているわけではありません。コンピューターは日進月歩で年々良くなってまいりますので、購入してあげても2、3年経つと使い物にならないという場合もあり、配布となると難しいと思います。今回のオンライン活用という文脈では少し難しいかもしれませんが、つくば市として、今後オンラインを様々な場面で活用していかれるという方策、推進方針を持っていらっしゃるのであれば、

通信機器がない人に対してどのような手当をしていくかっていうことも考えていただきたいということでよろしいですか。

○委員 どうもありがとうございました。

○座長 他にいかがでしょうか。それでは、以上で本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。最後に、その他ということで、事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

○事務局 【提言書提出までのスケジュールについて事務連絡】

○事務局 事務局から、資料2「(仮称)オンラインを活用した市民参加の推進について(提言)(案)」の提言のタイトルについて、提言の内容等判断していただきまして、差し支えなければ(仮称)と(案)を取るということでまとめてよろしいでしょうか。最後に確認させていただきたいと思います。

○座長 仮称を取って、「オンラインを活用した市民参加の推進について」というところで、皆様よろしいですか。皆様にご了解いただいたと思います。

○事務局 ありがとうございます。それでは仮称を取り、提言の作成、修正点も含めましてあらためてご連絡したいと思います。ありがとうございます。事務局としては以上です。

○座長 ただいま事務局からありました説明につきまして、特に提言の提出方法のところでございますか、何かご意見、ご質問ございますか。

時期的な問題もございますが、加筆修正していただいたバージョンは、オンラインでも構わないと思いますが、皆様にもう一度ご確認いただくという形を取らせていただきたいと思いますと思いますが、事務局は可能でしょうか。

○事務局 修正したものについては、一度ご確認いただいて、ご了承していただいて、提言書の完成としたいと思います。

○座長 年度末を迎えてお忙しい、また、新型コロナがいつ終息するかわからないような時期でございますが、委員の皆様にご修正バージョンをご連絡させていただきたいと思いますので、確認加筆・修正よろしく申し上げます。

他にご質問ご意見ございますか。それでは、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。以上で本日の行政経営懇談会を閉会とさせていただきます。皆様遅い時間までどうもありがとうございました。

〈終了〉

令和3年度（2021年度）第3回つくば市行政経営懇談会

日時：令和4年（2022年）2月9日（水）
18時00分から19時30分まで
会場：つくば市役所2階 会議室204

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1)（仮称）オンラインを活用した市民参加の推進について
- (2) その他

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

- | | |
|---------------------------------|---|
| ・資 料 1 | 令和3年度（2021年度）第2回つくば市行政経営懇談会委員からの御意見、御質問 |
| ・資 料 2 | （仮称）オンラインを活用した市民参加の推進について（提言）（案） |
| ・資 料 3 | （仮称）市民参加の推進に向けたオンライン活用の手引き |
| ・基礎資料1 | つくば市市民参加推進に関する指針 |
| ・令和3年度（2021年度）第2回つくば市行政経営懇談会会議録 | |

令和3年度（2021年度）第2回つくば市行政経営懇談会
委員からの御意見、御質問等

1 令和3年度（2021年度）市民委員意見交換会について

	意見、質問等	事務局回答
1	<p>【質問】 意見交換会出席者の年齢構成及び男女比について確認したい。 年齢の偏りなく、活発な意見交換が行われたのか。</p>	<p>16日（火）は30歳代と40歳代が1名ずつ、50歳代が3名、60歳代が2名で、19日（木）は50歳代が3名、60歳代が5名である。意見に年齢の偏りはなく、御自身の経験や周りの状況に関して御意見いただいた。</p>
2	<p>【質問】 市民委員意見交換会の開催と令和3年度（2021年度）つくば市行政経営懇談会提言との関係を確認したい。</p>	<p>市民委員意見交換会は行政経営懇談会に附属する会ではないが、令和3年度（2021年度）は、御自身が参加した審議会等に関する意見のほか、行政経営懇談会で扱う協議内容に関連して「オンライン等の対面によらない会議への参加」への御意見も伺った。</p>
3	<p>【意見】 オンライン限定参加であったため、参加を見送った。 意見交換は対面のほうが相互理解につながるのでは。</p>	<p>次回以降の意見交換会の開催方法については、状況を踏まえて検討していく。</p>
4	<p>【意見】 報告を受け、今後はオンライン一本になるのか、という印象を持った。オンラインと対面とを選択できることも必要。</p>	<p>参加者層の拡大に向け、従来行っている対面による市民参加手法に加え、オンラインまたはオンラインと対面とのハイブリッド形式による市民参加手法の活用も取り入れていく必要がある。 なお、事業の内容や手法等によって、オンラインによる開催が不向きなものもある。市で実施している取組のすべてをオンライン化するというわけではなく、事業の内容等に応じてより良い手法を選択していく。</p>
5	<p>【意見】 事前にメール等で参加者から意見を</p>	<p>参加者から事前に意見をいただくことは、会を円滑に進める上でも大切なこ</p>

<p>汲み上げた上で意見交換会を開催したほうが効率的ではないか。</p> <p>また、電子メールの入力フォームについて、入力可能な文字数を拡大したほうが良い。</p>	<p>とであるとする。次回の市民委員意見交換会開催の際の参考とする。</p> <p>電子メールの入力フォーム（文字数制限）については、御意見があったことを担当課に申し伝える。</p>
---	---

2 令和3年度（2021年度）庁内アンケート結果について

	意見、質問等	事務局回答
1	<p>【質問】</p> <p>オンラインまたはオンラインと対面とのハイブリッド形式で実施して良かった点に「会場準備の手間が削減された」、課題点に「会場準備の手間が増加」とあるが、これは良し悪しがあるということか。</p>	<p>会場の規模や参加者数等によって良し悪しがある。</p>
2	<p>【意見】</p> <p>様々な会議に参加しているが、今はオンラインと対面とのハイブリッド形式が多く、事務局の作業量が増えるということは、ある程度やむを得ないと思う。</p>	<p>より良い市民参加の取組の開催につながるためにも、事務局にとって負担となる作業等については、効果的な準備ノウハウ情報を庁内で共有し、できる限り軽減していきたいと考える。</p>
3	<p>【意見】</p> <p>オンラインのみの開催となると、参加しづらい人もいます。</p> <p>定期的に勉強会のようなものを開催してもらい、市民の参加を促していくような取組も求められるのではないかと。</p>	<p>オンライン参加が不安に感じる方もいることから、参加申し込み後に接続テストの案内等を行っているところだが、通信機器の勉強会等も案内していきたいと考える。</p>
4	<p>【質問】</p> <p>アンケートに回答した取組は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、やむを得ずオンライン開催となったのか。今後、感染症の影響がなくなってもオンラインで開催するようになるのか。</p>	<p>令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）は開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているが、今後については、事業の目的や対象等に応じて、より良い手段を選択し、開催することになる。</p>
5	<p>【意見】</p> <p>オンライン開催によって、応募者、参加者層の拡大につながったということ</p>	<p>—</p>

<p>は非常に良かったと思う。参加者層の拡大につながるのであれば、今後もオンライン、もしくはオンラインと対面とのハイブリッド形式は取り入れていくべきと思う。</p>	
--	--

3 (仮称) 対面によらない市民参加手法の活用について

	意見、質問等	事務局回答
1	<p>【意見】 オンラインを活用する際、参加人数が多い場合は Zoom のブレイクアウトルームという機能を使用し、4、5人程度に班分けすれば、比較的話しやすい。その際、スムーズに会話が進むように主催者が各班に参加すると良い。</p>	<p>市民参加の取組を実施するに当たり、参加者の発言しやすい環境をつくることは重要と考える。「(仮称) オンラインを活用した市民参加手法について」(手引き)の作成に当たり参考とする。</p>
2	<p>【質問】 手引きの対象はつくば市が主催する会議に限定しているのか。それとも、ワークショップ等も含まれるのか。</p> <p>【意見】 「市民参加」とは、市が主催する会議やワークショップや説明会等を指すのか。 一般的に「市民参加」と言うと、市民が市政に自分たちの意見を言いやすい状態と考える。オンラインや、オンラインと対面とのハイブリッド開催という以前に市民の意見を汲み上げるためにどうするか考えなければ、本当の意味での市民参加推進にはならないのではないか。</p> <p>【質問】 今回の会議ではオンライン活用についてのみ扱い、パブリックコメントをより多くの人に出してもらおう方法、アンケ</p>	<p>「(仮称) オンラインを活用した市民参加手法について」(手引き)の作成の目的及び対象等について、資料内に記載する。</p>

	<p>ートをもっと書きやすくする方法等の取組については協議しないのか。</p> <p>【意見】 パブリックコメント等に若い世代の意見を取り入れるということは大きなテーマだが、今回は、市民委員として若い世代に参加していただく際に、オンラインで開催する場合どのような工夫をしたら良いかということに議論を絞ったほうが、委員から建設的な意見をいただけるのではないかと。</p> <p>【質問】 「対面によらない市民参加手法の活用」は、会議の委員の応募者を増やすための手段なのか。それとも、会議委員だけでなく、より多くの市民から意見を汲み上げるためのものなのか。</p>	
3	<p>【意見】 協議対象がわかりにくいので、「対面によらない市民委員の増加」など、目的や対象を明確にされたい。</p>	<p>「(仮称) オンラインを活用した市民参加手法について」(手引き) の対象となる手法について、資料に追加する。</p>
4	<p>【意見】 広報紙で市民委員やワークショップ参加者を募集する際に、オンラインで参加可能なこと、時間にも配慮することを記載してみてもどうか。参加機会を広げることにつながるのではないかと。</p>	<p>会議やワークショップの開催形式について、あらかじめ周知を行うことは参加機会を拡大するために重要な情報であると考えます。「(仮称) オンラインを活用した市民参加手法について」(手引き) の作成に当たり参考とする。</p>
5	<p>【意見】 「対面によらない市民参加手法の活用」というテーマで協議するに当たり、「市民参加」に関する説明を資料に加えたほうが、読み手にもわかりやすいと思う。</p>	<p>「市民参加」の定義について資料に追加する。(資料2 P2)</p>
6	<p>【質問】 チェックリストについては、市の職員がオンライン会議等を開催する際に参</p>	<p>チェックリストを含む「(仮称) オンラインを活用した市民参加手法について」は、市職員が参考とする手引きであるこ</p>

	考とするものであるということで良いか。	とがわかるように記載する。
7	<p>【質問】 つくば市では、Zoom 以外のオンライン会議システムも使用しているのか。</p> <p>【意見】 複数のオンライン会議システムを使用している場合、そのマニュアル整備も必要と考える。</p>	<p>複数のオンライン会議システムを利用できる状態だが、庁内の会議ではほとんどが Zoom を使っている。</p> <p>今回は、「市民参加の推進」を目的とした手引きだが、庁内で使用しているオンライン会議システムのマニュアル整備については検討する。</p>

(仮称) オンラインを活用した市民参加の推進について (提言) (案)

令和 3 年度 (2021 年度) つくば市行政経営懇談会において、つくば市行政経営懇談会設置要項第 2 条の規定に基づき、(仮称) オンラインを活用した市民参加の推進について協議しましたので、懇談会から別添のとおり提言します。

令和 4 年 (2022 年) 3 月 日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市行政経営懇談会委員

座長 溝上 智恵子

委員 飯田 哲雄

委員 上平 未枝

委員 佐藤 毅章

委員 白倉 誠子

委員 永田 孝行

委員 星埜 祥子

委員 堀 賢介

委員 水谷 浩子

1. 経緯

つくば市では、平成30年（2018年）3月に「つくば市市民参加推進に関する指針」を策定し、「情報の積極的な発信」「参加しやすい環境づくり」「市民意見の積極的な反映」を市民参加の基本的な考え方として、市政への市民参加の推進に取り組むとともに、つくば市の附属機関の委員及び懇談会等の構成員の一部に市民が参加することとした。

当指針では、市民参加推進の取組が効果的に実施されているか、つくば市行政経営懇談会にて検証を行い、その結果を公表することとしている。令和3年度（2021年度）つくば市行政経営懇談会では「令和2年度（2020年度）つくば市行政経営懇談会提言」及び「令和2年度（2020年度）つくば市市民参加推進状況報告」等に関する市の報告を踏まえ、若い世代の参加者の拡大に向けて「対面に重きを置かないオンライン会議やハイブリッド形式等も取り入れられたい」という昨年度の提言内容を掘り下げ、オンラインを活用した市民参加推進について協議を行った。

2. 懇談会開催日程

- 第1回懇談会（委員9名出席）
令和3年（2021年）11月11日（木）14時00分～15時30分
つくば市役所5階 庁議室
- 第2回懇談会（委員8名出席）
令和3年（2021年）12月23日（木）18時00分～19時45分
つくば市役所2階 防災会議室2、3
- 第3回懇談会（委員〇名出席）
令和4年（2022年）2月9日（水）18時00分～
つくば市役所2階 会議室204

3. 市民参加とは

「つくば市市民参加推進に関する指針」において、市民参加には「①市民が直接的に市政に参加すること」「②市民が主体的にまちづくり活動に取り組むこと」の二つの側面があるとしており、そのうち「①市民が主体的に市政に参加すること」を推進の対象としている。市民参加の推進策を検討するにあたり、懇談会構成員にて改めて指針を確認した。

【第3回つば市行政経営懇談会 資料2補足】

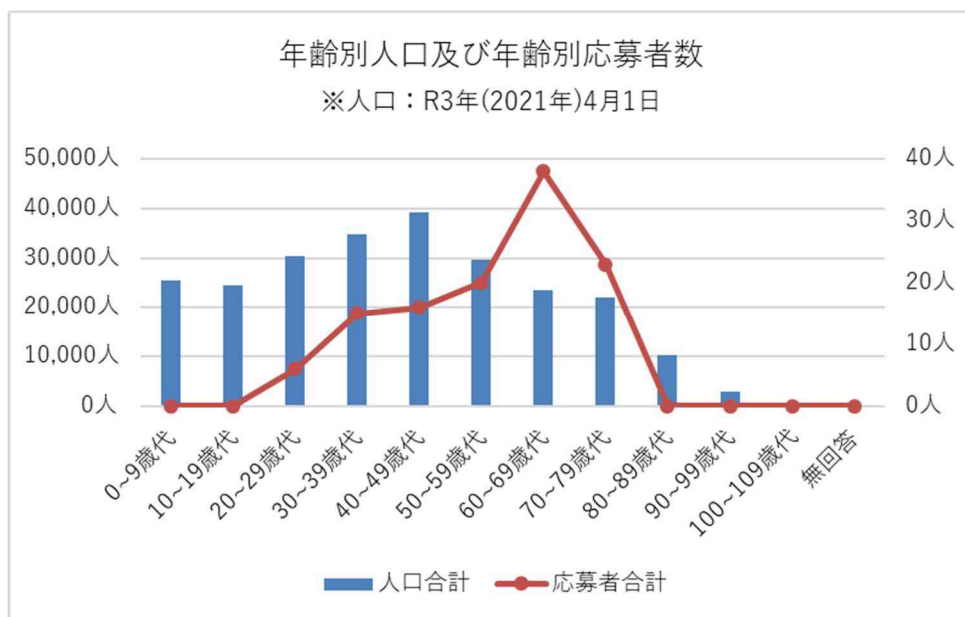
第2回行政経営懇談会での委員意見(3-5)を踏まえて「市民参加」の定義に関する項目を追加しました。

- ① 市民が直接的に市政に参加すること。(市の取組について情報を集めたり、市の事業について自分の意見を話したり、提案したりする。)
- ② 市民が主体的にまちづくり活動に取り組むこと。(市の事業に参加するのではなく、自らが主体となってまちづくりに関わる取組を行う。)

4. オンラインを活用した市民参加をめぐる現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度(2020年度)以降、オンライン会議システムを活用した市民参加の取組が増加している。

オンラインを活用した市民参加については、令和3年度(2021年度)市民委員意見交換会参加者から「遠方で開催されていても参加ができる」「働いている人でも参加しやすい」という意見が挙げられたほか、市の各課室等を対象としたアンケートでは「参加者層の拡大につながった」「参加者の日程調整のマッチング率が向上した」という回答があるように、時間に制約がある人にとって容易に参加できる手段であり、若い世代を中心にこれまで市政に参加できなかった市民の参加につながる可能性がある。



【グラフ1】令和2年度(2020年度)年齢別人口及び年齢別応募者数

一方で、「対面と比べるとコミュニケーションがとりにくい」「参加者が多い会議では発言しにくい」という意見があるように、オンラインを活用した市民参加の取組の運営に当たっては、対面以上に留意する点があるほか、「パソコンやタブレット端末、スマートフォンを持っていない人がいる」「高齢者などのオンラ

インに不慣れな市民の参加を妨げてしまう」など、インターネット環境が整っていない、またはオンラインでの参加を困難に感じる市民が市政に参加する機会を狭めてしまう可能性がある。

より多くの市民の市政への参加を進めていくに当たっては、参加を希望する人やオンラインの活用に抵抗感を感じている人などにも配慮した取組が必要となる。

5. 提言

令和3年度(2021年度)つくば市行政経営懇談会では、若者を中心とした新たな参加者層の拡大のために、オンラインを活用した市民参加の推進について、事務局が作成した市職員が活用する手引き案を元に協議を行った。この協議を踏まえ、オンラインを活用した市民参加を推進する際の留意点について事項のとおり提言する。

- オンラインの活用により、参加者層の拡大が期待できることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束した後も、引き続きオンライン、またはオンラインと対面とのハイブリッド形式を取り入れられたい。
- 市民参加の取組の実施に当たり、開催形式をオンラインに限定すると、市民の参加の窓口を狭めることになるため、対面でなければ参加が難しい市民については、対面でも参加できるようにするなどの工夫をされたい。
- オンラインを活用した市民参加を実施する際は、参加者層や人数等を考慮し、より活発な市民参加につながる運営に取り組まされたい。
- 市は、オンラインを活用した市民参加の実施に当たり、オンライン会議システムの使い方に関する市民向けの勉強会等を開催するなど、市民の参加を促す取組を検討されたい。
- 市民の参加機会の拡大に向けて、オンラインと対面とのハイブリッド形式で開催することが望ましいが、ハイブリッド形式で開催する場合は市の業務負担が懸念されるため、負担改善にも同時に努められたい。

【第3回つくば市行政経営懇談会 資料2補足】

第2回行政経営懇談会での委員意見【主に1-3、1-4、2-3、2-5】を踏まえて、今後の課題として考えられる点を記載しました。

この資料は、市職員が活用するために作成した手引きです

(仮称) 市民参加の推進に向けたオンライン活用の手引き

つくば市政策イノベーション部企画経営課
令和4年(2022年)〇月

目 次

はじめに	1
1. 市民参加.....	1
2. オンラインを活用した市民参加手法の例.....	1
3. オンラインを活用した市民参加の利点.....	2
4. オンラインを活用した市民参加の課題点.....	2
5. オンラインを活用した市民参加手法の実施に当たり考慮する点	2
① 参加しやすい環境をつくる	2
② 参加者の発言の機会をつくる	3
6. オンラインを活用した市民参加の取組の事例	4
別紙 チェックリスト	
オンラインを活用した市民参加をより良く進めるために	7

はじめに

本市では、平成 30 年 3 月に「つくば市市民参加推進に関する指針」を策定し、「情報の積極的な発信」「参加しやすい環境づくり」「市民意見の積極的な反映」を市民参加の推進に関する基本的な考え方として、市政への市民参加の推進に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2 年度（2020 年度）以降、審議会等やワークショップ、住民説明会等の市民参加の取組の実施にあたり、オンラインの活用が進められていますが、オンラインを活用した市民参加は、インターネット環境があれば、離れた場所においても市政に参加することが可能であり、これまで時間の制約等により参加ができなかった市民にとって容易に参加できる手段であることから、若い世代を中心に新たな参加のきっかけとなることが考えられます。

また、これまで市政に参加していた市民にとっても、会場へ行く負担を軽減することにつながると考えられ、オンラインをより良く活用することで、申込者数の増加につながる可能性があります。

当手引きは、オンラインを活用した市民参加手法の実施について、留意すべき点や庁内での事例等の共有により、さらなる市民参加の推進を目指すためのものであり、市職員にはオンラインを活用した市民参加手法を実施する際、当手引きに記載された内容を参考としていただけますと幸いです。

1. 市民参加

「つくば市市民参加推進に関する指針」において、市民参加には「①市民が直接的に市政に参加すること」「②市民が主体的にまちづくり活動に取り組むこと」の二つの側面があるとしており、そのうち「①市民が主体的に市政に参加すること」を推進の対象としています。

【第 3 回つくば市行政経営懇談会 資料 3 補足】

第 2 回行政経営懇談会での委員意見（3-5）を踏まえて「市民参加」の定義に関する項目を追加しました。

- ① 市民が直接的に市政に参加すること。（市の取組について情報を集めたり、市の事業について自分の意見を話したり、提案したりする。）
- ② 市民が主体的にまちづくり活動に取り組むこと。（市の事業に参加するのではなく、自らが主体となってまちづくりに関わる取組を行う。）

2. オンラインを活用した市民参加手法の例

審議会等、市民党議会、公聴会、住民説明会、シンポジウム、フォーラム、アイデアソン、ワークショップ、出前講座、タウンミーティング等、従来、対面のみで開催していた市民参加手法について、オンラインの活用が考えられます。

【第3回つくば市行政経営懇談会 資料3補足】

第2回行政経営懇談会での委員意見(3-2)を踏まえて「対面によらない市民参加手法」について、「対面によらない市民参加手法の活用」の対象に関する項目を追加しました。

3. オンラインを活用した市民参加の利点

- ◆ 参加場所の制限を受けず、自宅や職場等から気軽に参加することができます。
- ◆ 会場の場所や人数制限が原因で参加できないという人を減らすことができます。

【市民からの意見】

- 仕事の合間でも参加できるため、働いている人がしやすい。
- 遠いところで開催されていても参加できる。

4. オンラインを活用した市民参加の課題点

- ◆ ネットワーク環境が整っていない人、端末を持っていない人、オンラインでの参加が苦手な人にとっては参加が難しくなります。
- ◆ 直接対面するよりもコミュニケーションがとりにくい場合があります。

【市民からの意見】

- オンラインによる参加が困難な人もいる。
- 参加者同士のつながりが作りにくい。

5. オンラインを活用した市民参加手法の実施に当たり考慮する点

① 参加しやすい環境をつくる

参加を希望する市民の中には、自宅等のネットワーク環境等が整っていない場合やオンラインで参加することに不安を感じる人がいます。市民参加の取り組みの実施に当たっては、できる限り、参加を希望する市民が参加しやすい環境づくりを心がける必要があります。

【市民からの意見】

- オンライン参加の場合、機器代金や通信費等の負担もあるため、経済的に困難な状況にある人のことも考える必要がある。
- いかにかハードルを下げるかということが課題。

【対応例】

- ◆ オンラインと対面とのハイブリッド形式による開催など、オンラインによ

る参加が難しい市民については、対面でも参加ができるようにする。

【第3回つくば市行政経営懇談会 資料3補足】

第2回行政経営懇談会での委員意見（1-3、1-4）に関しては、「①参加しやすい環境をつくる【対応例】」として記載しています。

- ◆ オンラインで開催する回と対面で開催する回との複数回を実施する。
- ◆ オンライン会議システムへのアクセス方法やログイン方法等を記載した資料を参加者に事前配布する。
- ◆ 希望者に対し、事前にオンライン会議システムへの接続テストを行う。
- ◆ パソコンやタブレット端末、スマートフォン等の操作ができる人と一緒に参加ができる旨を周知する。
- ◆ 会場で参加者がパソコンやタブレット端末、スマートフォン等を操作する際に職員等がサポートにつく。

② 参加者の発言の機会をつくる

オンラインでは、対話・雑談が起きにくく、また、参加者が多いほど、一部のしか発言しないという状況が起こりやすくなります。参加者から多様な意見を得るためには、対面の場以上にできる限り全ての参加者に発言の機会をつくる必要があります。

【市民からの意見】

- ◆ 場の雰囲気や参加者の表情がわかりにくい。
- ◆ 参加者が多い会議では発言することが難しい。
- ◆ 会議開催前後に参加者同士や市職員との雑談ができない。

【対応例】

- ◆ 審議会やワークショップ等の終了後のメインイベントに参加者同士の交流の機会として、交流会等を別途設ける。
- ◆ オンライン会議システムを使用する際、開催時刻よりも早く会場を開く、または終了後にしばらくの間会場を開いたままにするなど、参加者同士が自由に交流できる場として使ってもらう。
- ◆ 参加者が職員に個別の質問、相談ができるように、審議会やワークショップ等のメインイベント終了後、担当職員が参加者からの個別の質問等に応じられるように別途10分程度の雑談会場を開く。
- ◆ オンライン会議システムの参加者を少人数のグループに分けてミーティングを行う機能（Zoomにおけるブレイクアウトルーム等）を利用する。

【第3回つくば市行政経営懇談会 資料3補足】

第2回行政経営懇談会での委員意見（3-1）を踏まえて、「②参加者の発言の機会をつくる【対応例】」として追加しました。

- ◆ 参加者全員が発言できるように進行に参加者発言時間を設ける。

- ◆ どうしても発言することが難しい参加者には、オンライン会議システムのチャット機能等を使って割り込み発言ができるように案内する。
- ◆ 協議内容等を共有し、資料内容への質問や事務局から聞いておきたいことがあれば事前にアンケートを行い、アンケート結果について進行役から参加者へ質問を行う。

【第3回つくば市行政経営懇談会 資料3補足】

第2回行政経営懇談会での委員意見（1-5）に関しては、「②参加者の発言の機会をつくる【対応例】」として記載しています。

6. オンラインを活用した市民参加の取組の事例

【事例1 より目的を達成できるツールを選ぶ】

- ◆ YouTube でライブ配信した動画をアーカイブ化し、事後に閲覧可能とした。
- ◆ ワークショップを開催した際、Zoom のブレイクアウトルーム機能を利用してグループ分けを行った。
- ◆ 事前事後の参加者アンケートを行う際、アンケート結果をその場で集計することが可能なオンラインラーニングツール UMU を利用することで、参加者と集計結果を共有した。

【事例2 事前準備で工夫をする】

- ◆ 希望者に対し、事前にオンライン会議システムへの接続テストを行った。

【例】オンライン会議システム接続テストの希望確認	
<p>令和3年度（2021年度）第1回つくば市行政経営懇談会のオンライン対応について</p> <p>第1回つくば市行政経営懇談会の開催に当たり、新型コロナウイルス感染症対策として、希望する委員には、Zoomを使用したオンライン会議の対応をいたします。つきましては、下記の日程でテスト接続をいたしますので、オンライン会議を希望する委員は、オンライン会議の希望及びテスト接続の希望日時を11月1日（日）までに担当者まで御連絡いただけますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 テスト接続日時	<p>①11月8日（月）11時00分～15時00分（うち15分程度）</p> <p>②11月9日（火）10時00分～12時00分（うち15分程度）</p> <p>③11月9日（火）16時00分～18時00分（うち15分程度）</p> <p>※上の①～③以外の日時を希望する場合は担当者に御相談ください。</p>
2 その他連絡事項	<p>オンライン会議ツールは「Zoom」を使用いたします。使用機器や会議室の環境等によって、接続が不安定になる可能性があります。あらかじめ御了承いただけますようお願いいたします。</p>

複数提示し、参加者が都合の良い日時を選択できるようにする。

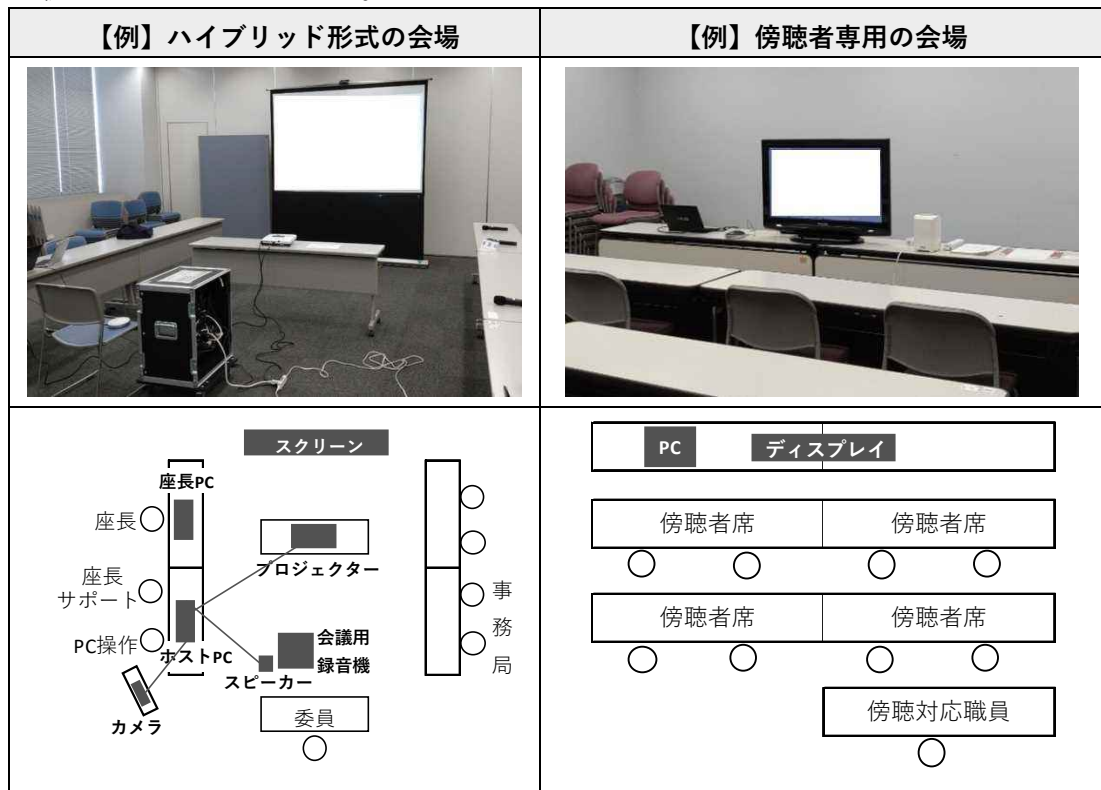
- ◆ 参加者に対し、事前に時間配分を連絡した。
- ◆ 参加者に対し、事前に審議会等の進行の要点を連絡した。

【例】審議会等の進行上の要点の連絡	
<p>(3) 地方創生推進交付金事業の進捗状況について</p> <p>(4) 今後のスケジュールについて</p>	<p>資料 3-1、3-2 を使用して、国の交付金（地方創生推進交付金）を用いた事業の進捗状況について事務局から概要の説明を行います。</p> <p>資料 4 を使用して、今後のスケジュールについて、事務局から説明を行います。 今年度は、当初 4 回程度を予定していましたが、2 回（次回 10 月下旬ごろ）の開催予定です。</p> <p>進行状況に応じて、事務局からの補足説明や、委員からの御質問・御意見を承ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 各議事で使用する資料の番号を案内する。 • 各議事で委員に何を求めているのか明記する。 	

- ◆ 音声のハウリング防止や通信機器の設定の確認のため、リハーサルを行った。
- ◆ 動画配信を行うに当たり、配信トラブルを防ぐため、事前に撮影したプレゼン動画を放映した。
- ◆ 動画配信を行うに当たり、聴覚障害者等への対応として、動画に字幕を付けて配信した。

【事例3 会場設営で工夫をする】

- ◆ オンラインと対面とのハイブリッド形式で開催する際、会場参加者に向けて、オンライン参加者の参加画面が見えるようにスクリーンを用意した。
- ◆ オンラインと対面とのハイブリッド形式で開催する際、オンライン参加者に向けて、会場全体が見渡せるようにカメラを配置した。
- ◆ オンライン会議システムを活用した審議会等を開催した際、傍聴者用の会場を市役所内に別途用意し、会場に設置したディスプレイを通して会議の様子を視聴できるようにした。



【事例4 その他】

- ◆ オンライン会議システムの画面共有機能を活用することを前提として、資料を作成した。
- ◆ 円滑に会を進行するため、グループごとにサブファシリテーターを配置した。
- ◆ 対面でなければ参加が難しい市民には、市役所の会場から市が用意した接続環境で参加してもらった。
- ◆ 参加者との連絡を円滑に行うため、事務局説明員のほか、ホスト端末操作担当職員を配置した。

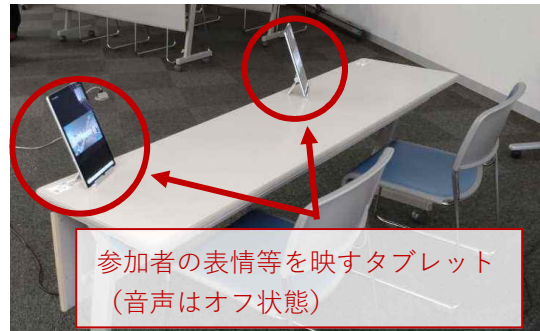
オンラインを活用した市民参加をより良く進めるために — チェックリスト —

1. 企画の段階で準備、確認しておく必要があること

- オンラインで開催するか、オンラインと対面とのハイブリッド形式で開催するか決める
- 使用するオンライン会議ツール等を決める
- 会場を確保する

【ハイブリッドで開催する場合】

- 同じ空間にいる人たちが異なる危機で同じミーティングに参加する場合、ハウリングが発生します。プロジェクターでスクリーンに投影したり、イヤホンやヘッドホンを利用したり、違う部屋に分かれたりなどの工夫をすることが望ましいです。
- 音声の入出力を行う機器をホスト端末などの一台に限定し、他の機器は参加者の表情等を映すことを目的として使用方法もあります。



- オンラインまたはオンラインと対面とのハイブリッド形式で開催する場合、広報紙や市ホームページ等で市民に周知する際にその旨を明記する。

【第3回つくば市行政経営懇談会 資料3補足】

第2回行政経営懇談会での委員意見(3-4)を踏まえて、「1. 準備、確認しておく必要があること」として追加しました。

- 必要機材や物品を確保する
※パソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれか
※カメラとマイク（パソコン等の機材に内蔵されている場合と、外付けのものを必要とする場合があります。）

【ハイブリッドで開催する場合】

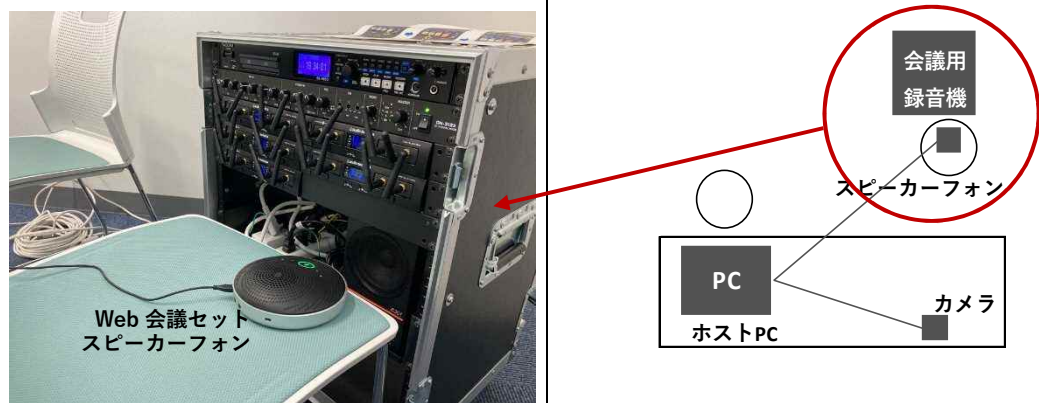
- 会場参加者用のマイクセットやスクリーン、プロジェクター、ディスプレイ等の物品は庁内イントラの「予約（共有備品）」から借用すると便利です。

- 機材が正常に動くか確認する
- 参加者が入室した際、相手に音声が届くか、相手の音声聞こえるか確認する

【マイクのオン・オフの注意】

- オンラインで会議等を開催するとき、雑音がマイクに入ると、話者は発言をしにくくなります。話をしない間はマイクを「ミュート（マイクオフ）」にしておき、発話するときのみ「ミュート解除（マイクオン）」にすることが望ましいです。
- 使用するツールによっては、ホストが参加者を一斉に「ミュート（マイクオフ）」状態にすることができます。

【例】ハイブリッド形式で開催する場合の会議用録音機とスピーカーフォンの位置



- オンラインと対面とのハイブリッド形式で開催する際は、対面参加者の声をハンドマイクで集音し、オンライン参加者へスピーカーフォンを通して音声を届けるなど、音響環境に注意が必要です。
- 会議用録音機を用いて録音するためには、専用のハンドマイクから音声を入力する必要があることから、例では、オンライン会議システムの録音機能を使用しています。この場合、対面で参加している人が会議用録音セットのハンドマイクを使って発言した音声は、Web 会議セットのスピーカーフォンを通して、集音された音声をオンライン会議システムに搭載された録音機能を用いて録音しています。

2. 出欠、開催通知のタイミングで参加者に確認しておくの良いこと

- オンラインで参加するためのネットワーク回線の有無
- オンライン会議システムを導入できる端末の有無
- オンライン会議システムの利用経験の有無
- 当日使用を予定している端末は何か
- 事前にテスト接続の希望があるか

【例】事前アンケート（オンライン会議システム利用経験等の確認）

オンライン会議の環境についてお聞かせください

質問	回答
意見交換会当日、オンライン会議への接続を予定している機器を教えてください。	<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> タブレット端末 <input type="checkbox"/> スマートフォン <input type="checkbox"/> 未定
仕事やプライベート等でZoomなどのオンライン会議システムを使ったことがありますか。	<input type="checkbox"/> 使ったことがある <input type="checkbox"/> 使ったことがない

3. 資料事前送付のタイミングで参加者に連絡しておくこと

- 進行中に不具合が発生した場合の事務局の連絡先
- 当日の様子を録音、録画すること（録音、録画が必要な場合）
- 資料を画面共有すること（画面共有を行う場合）

【画面共有を行う場合の注意】

- ・ スマートフォンを使用する参加者がいる場合は画面共有した資料の文字が見えづらくなる可能性がありますので、事前に連絡しておくこと親切です。

- 入室の際、カメラ、マイクの状態を「オン」にしておくこと

【出席確認の必要性】

- ・ オンラインでの参加は出席の確認が困難な場合があります。出席及びカメラと音声の確認のため、入室時にカメラ、マイクの状態をオンにさせていただくよう、あらかじめ参加者に連絡しておくこと、円滑な会の進行につながります。

- 入室時の名前の設定を統一してもらうこと（統一する必要がある場合）

【参加者同士での交流】

- ・ 入室時の名前は自由に設定できますが、「イニシャル」や「苗字のみ」よりも「名前+（ひらがな）」のフルネームなどで統一すると、参加者同士で意見交換等を行う際に、名前を呼びやすくなります。

【例：筑波 花子（つくば はなこ）】

- ※ 会の前後などで参加者が自由に話すことができる時間を別途設けると、参加者同士の活発な交流につなげることができます。

つくば市市民参加推進に関する指針

平成 30 年 3 月

つくば市

はじめに

近年、本市では、つくばエクスプレス沿線においては大規模な都市開発が進められ、新たな地域コミュニティが次々と誕生しています。一方で、中心部においては、公務員宿舎やUR都市機構所有地の売却、大型商業施設跡地の利活用などの問題があります。また、周辺部においては、人口減少と高齢化に伴う諸課題が顕在化しています。これらは山積する課題のほんの一部にすぎません。

市制 30 周年を迎え、先進の科学技術と国際化を象徴する都市であり、多様な人々が暮らすつくば市は、市民一人ひとりの主体性が尊重され、だれもが幸せに暮らし、市民であることを誇れるような共生社会の創造を目指していかなければなりません。

本市では、これまで、行政と市民や企業、NPOなどが、まちづくりの役割を分担し、協働していく枠組みとして、「市民協働ガイドライン」を平成 21 年 3 月に策定し、また、平成 24 年 3 月には、市民や行政などの自治における位置づけや役割についてまとめたものとして「つくば市自治基本条例市民ワーキングチームからの報告」を受けるなど、市民と行政の協働に向けた取組を進めてきました。

こうした蓄積をもとに、本市が直面する諸課題を乗り越えていくためには、行政は、より一層市民の声に耳を傾け、市民自治を基調とした市政運営を行っていくことが必要です。そのためにも、行政は市政運営の過程において、市民の多様な意見を集め、合意形成を図りながら進めていくことが重要です。そして、市民が自由に多様な意見を表明するためには、市政の透明性を高めることや、市民と対話する機会を常に設けておくこと、そして何より、日頃から市民がより一層市政に深く関心を持てるように環境を整えることなど、市民参加の機会を拡大するための不断の取組が必要です。

市民参加は、市民が市政に意見を反映させるための方法であり、行政が市民自治を基調とした市政を実現していくための重要な取組です。本市は、より一層の市民参加を推進していきます。そのために、つくば市行政経営懇談会の御意見をいただき、行政が市政運営を担うに当たって基本とするべき市民参加推進に関する指針を策定しました。

1 指針の目的

本指針では、市民参加の推進に関する基本的な考え方や、今後実施すべき取組を示し、市政への市民参加を推進していくことを目的とします。

2 市民参加とは

(1) 市民

本指針では、「市民」を、市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市内を拠点とする法人、団体、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア、企業・事業所など）とします。

(2) 市政への市民参加

市民参加には、次のとおり二つの側面があります。

- ①市民が直接的に市政に参加すること
- ②市民が主体的にまちづくり活動に取り組むこと

本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的としていることから、市民参加のうち「①市民が直接的に市政に参加すること」を対象とします。

(3) 市民参加の4段階

行政においては、事業や法令等の制度などを「企画・立案、計画」し、「実行」した後に、その状況や結果を「評価・検証」することで、新たな取組や事業等の改善に生かすという、3段階を基本的な流れとしています。

しかし、より行政と市民が一体となって取り組んでいくためには、行政と市民が互いにそれぞれの状況や考え方を「共有」し、「理解」し合える環境づくりが重要です。特に、それらは日常的に行われていることが求められます。

そこで、本指針では、市政における市民参加を「共有、理解」を第1段階として加えた4段階とし、常に「共有、理解」を図りながら、「企画・立案、計画」、「実行」、「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し、実施していきます。

3 市民参加の推進に関する基本的な考え方

(1) 情報の積極的な発信

市民が市政へ理解を深めていくために、市の状況や統計などの基本的な情報だけでなく、行政が抱える課題や検討段階における論点など、市政の実情に関わる情報についても積極的に発信していきます。

情報の発信に当たっては、市民のもとへ、必要な情報が、必要な時に確実に届くように発信すること、かつ、その情報はできるだけ簡易に得られることが重要です。行政は情報を受け取る市民の立場に立って情報を発信していきます。

さらに、市民が興味関心を持ちやすい仕掛けやテーマを取り入れたイベントや情報発信を行っていきます。

(2) 参加しやすい環境づくり

市民参加の効果を最大限発揮できるように参加しやすい環境を整えることが重要です。

そのために、市民が置かれている状況を十分に考慮した上で、市民参加の取組を行う「時間」や「場所」を決定するなど、できる限り参加を希望する市民が参加しやすい環境づくりを心がけます。また、市民の自由かつ多様な意見を集めることができる手法を用いるなど、事業の分野や性質・内容に応じて、市民が参加しやすい方法を十分に検討します。

さらに、子供、障害者、外国人を含めたより多くの意見等を市政に反映させるため、様々な方法で市民参加の取組について周知するとともに、市民ができるだけ簡易に意見を表明できる方法を導入するなどの取組を進めていきます。

(3) 市民意見の積極的な反映

市民から市政へ向けられる意見等についても、行政と市民との間でしっかりと共有していくことが重要であり、市民の意見に耳を傾けることはもちろんのこと、その意見に対して真摯に向き合う姿勢が求められます。

そのために、前例や既存の枠組みにとらわれることなく、柔軟な発想で市民の意見に向き合い、本当に必要な取組みを分野横断的な視点を持って考えていきます。

また、自らの意見を積極的に表明できない市民の声なき声も積極的に汲み上げ、反映するよう努めていきます。

さらに、市内のそれぞれの地区における対話機能を高め、より多くの意

見等を把握できるよう、地区相談業務の充実などの取組も一層推進していきます。

一方で、市民の意見等を事業に反映できなかった場合は、反映できなかった理由とともに、市民に対して丁寧にフィードバックを行っていきます。

4 市民参加の実施

「市民参加の4段階」の各段階に応じて、事業の分野や内容・性質などから、別表の「市民参加の主な実施手法」に掲げる手法を参考とし、最適な市民参加を実施していくことを目指します。

特に、市民の暮らしに身近な事業や市民の関心の高い事業については、積極的に取組んでいきます。

なお、各段階における主な実施手法を以下に示しますが、従来の手法に捉われず、試行的な取組も検討していきます。

(1) 共有, 理解

「共有, 理解」段階では、特に行政が有している情報を、適切かつタイムリーに発信していく必要があります。より多くの情報を市民と共有し、市民の市政への理解を深めていくためにも、誰もが使いやすいホームページの作成やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、情報発信アプリの活用など、様々な手法を用いて、必要な情報を、必要な時に、できるだけ簡易に得られる環境を整備していきます。

また、市民の市政への関心を高めるとともに、情報の共有をより密に行うために、公聴会・住民説明会やタウンミーティング、シンポジウムなどの対話型・体験型の市民参加の手法も実施していきます。

さらに、潜在的な市民の声や多様な意見等を把握するために、アンケート調査や窓口、ホームページにおける意見募集など、様々な手法を用いて市民の意見等を集めていきます。

(2) 企画・立案, 計画

「企画・立案, 計画」段階では、市民が委員となり、策定過程に直接参加できる審議会等や、無作為抽出による市民討議会などが手法の一つとなります。市民から委員を公募する際には、当該案件にかかる意図や背景を理解した上で市民が応募できるように、ホームページやSNS、広報紙などを用いて、審議会等の目的、内容及び委員としての役割などを公表して

いきます。

また、市民が持つ多様なアイデアや意見を政策の中身に効果的に取り入れていくために、ワークショップや、オープンハウスなどの様々な手法により取組を実施していきます。

(3) 実行

「実行」段階では、事業を実施している間でも、常に改善を意識し、アンケートやモニター調査等を用いて、より多くの市民意見等を求めていきます。

また、ホームページ等による事業の進捗状況の定期的な公表や、シンポジウム等での実施中の成果の説明を進めていきます。

(4) 評価、検証

「評価、検証」段階では、事業の内容や進め方などが効果的かつ効率的であったか評価していきます。この段階での市民参加として、審議会等、公聴会・住民説明会、シンポジウム・フォーラム等の手法を用いることで、事業に対する市民による評価の機会を充実させていきます。

5 市民参加の推進に関する取組の公表及び評価・検証

市民参加を推進するための取組について、毎年度、実施予定及び実施結果を取りまとめ、対象事業の名称や内容、参加の手法、実施時期、意見等の反映状況等を市の広報紙及びホームページ等で公表していきます。

さらに、本指針のもと市民参加の推進が効果的に実施されているか、つくば市行政経営懇談会にて検証を行い、その結果を公表していきます。

また、行政と市民が、それぞれ市民参加の現状についてどのように感じているか可視化するため、市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果などを指標とします。

なお、本指針についても、5年を超えない期間ごとに検証を行い、その際には条例化も視野に入れて検証していくこととします。

市民参加の主な実施手法

	実施手法	概要
1	審議会等	<p>審議会等は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律又は条例に基づき附属機関として設置される協議会、懇談会等や要綱等に基づき設置される協議会、懇談会等のことを指します。</p> <p>また、委員の選考に当たっては、市民委員の公募などを実施することが重要です。</p>
2	市民討議会	<p>市民討議会は、住民基本台帳から無作為で選ばれた市民が集まり、地域の課題などについて議論する方法です。無作為抽出によって討議会に参加する市民を選ぶことで、より多くの市民が市政に参加する機会を設けることができます。</p>
3	公聴会、住民説明会	<p>公聴会は、行政が広く市民の意見を求め、それに対して市民が公開の場で意見を述べるものであり、一般に法律上開催を義務づけられた公式的な意見を聞く場を指します。</p> <p>また、住民説明会は、行政が検討する計画や事業について説明し、市民の意見を聞いたり、議論したりする場です。開催に当たっては、全市民を対象にしたり、地権者などの利害関係者や特定の地域の市民を対象にしたりするなど目的によって範囲を決めることができます。</p>
4	シンポジウム・フォーラム	<p>シンポジウム・フォーラムは、ともに、公開の場で意見を述べ討論する方法です。講演や討論のほか、講演者やパネリストと市民との質疑応答を行うことで、市民に対して行政の見解を説明する機会となります。また、行政から市民に課題を投げかけることができるとともに、市民の意見を汲取ることもでき、相互理解を深められるという効果があります。</p>
5	アイデアソン	<p>アイデアソンは、アイデアとマラソンを掛け合わせた造語であり、特定のテーマについて様々な分野の人々が集まり、グループなどでのディスカッションを通じて新たなアイデアを創り出す取組です。</p>
6	ワークショップ	<p>ワークショップは、地域の現状把握からはじまり、地域の問題点や課題の整理・分析、計画の方向性の提言、計画案・設定案づくりなどを行う際に適した手法です。</p>

7	出前講座	出前講座は、市政やまちづくりに関する理解を深めてもらうため、市民が主催する集会等に市職員が出向き、市の業務や施策について説明する制度です。市民に施策や事業を直接説明し、理解してもらうとともに、意見交換を行う機会です。
8	タウンミーティング	タウンミーティングは、地域の課題や市政について、行政と市民による意見交換を目的とする対話型の集会です。自由に市民が参加し、意見交換を重ねることによって、市民の声を市政に活かすとともに、直接語り合う機会を持つことで、より市政への理解を深める効果があります。
9	オープンハウス	オープンハウスは、パネルの展示やリーフレットなどの資料の配付により、事業やその進め方に関する情報を提供する場です。市民は、パネル展示の内容や事業について市職員に質問することができるほか、コメントカードやアンケートに意見等を記入することもできます。
10	モニター調査	モニター調査は、特定の施策や取組について、より詳細に意見を求める手法です。モニターとして調査対象となった市民から取組への意見等を提出してもらい取組のほか、モニターを集めたワークショップなどを行うことで、より具体的な提案に結び付けていく方法もあります。
11	パブリックコメント手続き	パブリックコメント手続きは、市の基本的な計画、条例等を策定するときに、原案を公表し、市民に広く意見を求め、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行うとともに、それらの意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。
12	ヒアリング	ヒアリングは、団体、組織や個人に対する聞き取り調査であり、各種行政計画の策定過程でよく用いられている手法です。
13	アンケート調査	アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査であり、市民にとって容易に参加できる手法の一つです。
14	意見、作文、イラスト、アイデア等の募集	意見、作文、イラスト、アイデア等の募集は、テーマを決めて、市民から意見やアイデアなどを募集するものです。募集方法は、市広報紙、ホームページなどでの広報のほか、学校、事業所、各種団体等に呼びかける方法もあります。

おわりに

最後に、本指針策定に御意見をいただいた行政経営懇談会からの提言を記します。

今回の行政経営懇談会は新たに公募による市民代表が加わり、幅広い視点から「市民参加推進に関する指針（案）」について7回にわたって検討を重ねた。これまで懇談会が行ってきた「事務事業の評価」とは異なり、討議の過程に庁内や議会の意見が提出され、議論がいつそう深められた。また、懇談会の活発な討議、提言等に行政側も柔軟に応じて「指針（案）」の修正を行い、委員の意見がかなり反映された内容となった。

以下、懇談会での議論を今後より発展させ、市民参加をより推進していくために、いくつかの課題と提言を記しておきたい。

- 1 行政（首長，職員）は、「情報は原則市民のもの」との立場から、市民参加のすべての段階で情報公開，交流の徹底を図り，市民参加の有効性をいっそう高めていくこと。
- 2 職員一人ひとは市民参加の意義を理解し，それに対応できる意識改革と能力開発を進めること。
- 3 市民一人ひとは市民参加の主体たる自覚をもち，住民自治を具体化できる能力（市民力）を育んでいくこと。
- 4 市民参加の実施方法については，他の自治体の制度や海外の先進事例等を参考に，たえず現状の点検・評価に努めること。
- 5 市政（行政，議会）は市民参加推進に関する議論をさらに深め，協働，自治のあり方も含めて市民参加の条例化を図ること。